

平成30年2月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成30年度当初予算等関係)

福祉保健部

各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年2月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

福祉保健部

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成30年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表)	1
		福祉保健課	2
		福祉監査指導課	42
		障がい福祉課	48
	長寿社会課	109	
	子育て応援課	139	
	青少年・家庭課	177	
	子ども発達支援課	206	
	健康政策課	229	
	医療政策課	268	
	医療・保険課	316	
	2 歳入歳出事項別明細書		330
	3 節の明細		338
	4 債務負担行為に関する調書	福祉保健課ほか	360

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	平成30年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		
	1 総括表	青少年・家庭課	376
	2 歳入歳出事項別明細書	〃	377
	3 予算説明資料	〃	378
	4 歳入歳出事項別明細書		379
	5 節の明細		380
	6 債務負担行為に関する調書	青少年・家庭課	381
	7 地方債に関する調書	〃	383
議案第6号	平成30年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算		
	1 総括表	医療・保険課	384
	2 歳入歳出事項別明細書	〃	385
	3 予算説明資料	〃	388
	4 歳入歳出事項別明細書		398
	5 節の明細		402

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第33号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について	子育て応援課 青少年・家庭課	404
議案第35号	鳥取県基金条例の一部改正について	医療政策課 医療・保険課	408
議案第44号	鳥取県附属機関条例の一部改正について	長寿社会課 子育て応援課 青少年・家庭課 健康政策課	417
議案第46号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	長寿社会課	424

議案番号	件名	課名等	頁
議案第48号	鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部改正について	長寿社会課 医療政策課	428
議案第49号	鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について	青少年・家庭課	444
議案第50号	鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正について	子ども発達支援課	447
議案第73号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	健康政策課	449
議案第90号	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について	障がい福祉課	450
議案第91号	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について	子ども発達支援課	458

予 算 説 明 資 料 総 括 表

福祉保健部(単位:千円)

課 名	本年度	前年度	比 較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,670,052	5,958,883	△ 288,831	562,889	62,000	189,746	4,855,417	
福祉監査指導課	288,837	302,039	△ 13,202	5,696		24	283,117	
障がい福祉課	7,333,326	7,519,368	△ 186,042	808,425		297,315	6,227,586	
長寿社会課	9,826,473	10,141,338	△ 314,865	183,960		235,679	9,406,834	
子育て応援課	6,673,756	6,368,297	305,459	305,952	97,000	531,107	5,739,697	
青少年・家庭課	2,494,272	2,441,176	53,096	1,067,331	22,000	10,003	1,394,938	
子ども発達支援課	1,150,921	1,004,954	145,967	108,495	214,000	425,175	403,251	
健康政策課	1,360,155	1,644,883	△ 284,728	584,193		1,147	774,815	
医療政策課	5,757,211	7,696,593	△ 1,939,382	781,734	1,000	624,361	4,350,116	
医療・保険課	13,224,614	13,486,651	△ 262,037	6,403		1,401,365	11,816,846	
一般会計合計	53,779,617	56,564,182	△ 2,784,565	4,415,078	<346,900> 396,000	3,715,922	45,252,617	県費負担 45,599,517

説 明

主な事業

- ・ (新) 鳥取県再犯防止推進体制構築事業
- ・ とっとりモデルの共同受注体制構築事業
- ・ (新) 障がい者コミュニケーションに係るあいサポート条例推進事業
- ・ (新) 障がい者を地域で支える仕組みづくり事業
- ・ 「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業
- ・ (新) 元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業
- ・ 企業のファミリーサポート休暇等取得促進事業
- ・ とっとり婚活応援プロジェクト事業
- ・ 保育士確保対策強化事業
- ・ 低年齢児受入施設保育士等特別配置事業
- ・ (新) とっとり妊娠S.O.S相談体制整備事業
- ・ (新) 中部療育園移転整備事業
- ・ (新) 鳥取県版健康マイレージ事業
- ・ (新) 若年者オンラインカウンセリング実証事業
- ・ (新) 脱・がん死亡率ワースト3事業
- ・ 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業
- 《 (新) 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計》
- ・ (新) 保険給付費等交付金(普通交付金)
- ・ (新) 保険給付費等交付金(特別交付金)

(注) 起債欄の上段< >書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福祉保健課(内線:7139)

12目 諸費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部国庫返還金調整事業	133,000	133,000	0				133,000	
トータルコスト	133,000千円(前年度133,000千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	国庫返還事務、執行管理							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
平成29年度以前の福祉保健部内の国庫(負担)補助事業について執行実績により精算した結果、受け取り超過となった国庫(負担)補助金を返還することに要する枠予算である。								

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課(内線:7858)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉審議会費	1,261	2,755	△1,494				1,261	
トータルコスト	2,056千円(前年度3,550千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	審議会開催に係る連絡調整、資料作成、経費支出事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
社会福祉審議会の開催に要する経費である。								
【鳥取県社会福祉審議会】								
(1) 根拠								
社会福祉法、鳥取県社会福祉審議会条例								
(2) 委員数								
36名(委員26名、臨時委員10名)								
(3) 専門分科会								
民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会								
(4) 委員の構成								
市町村社協、ボランティア団体、民生児童委員、高齢者関係団体、障がい者関係団体、児童・母子関係団体、県医師会、県歯科医師会、鳥取大学、県議会、青少年・文化団体、社会福祉士会、市町村等から委員を選出								

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉職員の専門性向上事業	1,592	2,137	△545				1,592	
トータルコスト	3,181千円 (前年度3,727千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	研修会の開催、研修経費支出事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>福祉先進県づくりの推進のため、福祉専門職員の専門性向上に資する研修を体系的に実施するための経費である。</p>								
(単位: 千円)								
研 修 内 容								予算額
福祉専門職等に対する研修、福祉研究発表会								156
職場外研修への参加に対する支援、派遣研修等								1,346
福祉・保健・医療行政新任者に対する研修								90
合 計								1,592
社会福祉統計調査費	998	1,457	△459	998				
トータルコスト	8,149千円 (前年度8,610千円) [正職員: 0.9人]							
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ、国への報告							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>国民生活基礎調査等に要する経費である。</p>								
【主な統計調査】								
調 査 名				調 査 時 期		調 査 周 期		
国民生活基礎調査 (所得票)				7月予定		毎 年		
社会福祉施設等調査				10月予定		毎 年		
介護サービス施設・事業所調査				10月予定		毎 年		
福祉行政報告例				毎月実施		毎 年		
社会保障制度企画調査				7月予定		臨 時		

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
心のバリアフリー 推進事業	2,731	2,441	290	720			2,011		
トータルコスト	7,498千円（前年度7,210千円） [正職員：0.6人]								
主な業務内容	制度周知、協定締結・利用証交付、普及啓発、協議会の開催								
工程表の政策目標（指標）	車いす使用者用駐車場の適正な利用								
事業内容の説明									
1. 事業の目的・概要									
県民の高齢者・障がい者等への理解を深め、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進する。									
2. 主な事業内容 （単位：千円）									
項目	内 容						予算額		
ハートフル駐車場 利用証制度	公共的施設の車いす使用者等用駐車場について県内共通の利用証を 発行し、車いす使用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配布 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配布 ○制度周知用チラシの作成、配布						1,092		
普及啓発	小学生向け福祉教育用冊子の作成						937		
推進体制整備	福祉のまちづくり推進協議会の開催等						702		
合 計							2,731		

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立福祉人材研修センター管理委託費	37,557	37,557	0			(使用料) 3,294	34,263	
トータルコスト	39,941千円（前年度39,941千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託料支払事務、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図るために整備した鳥取県立福祉人材研修センターの管理運営について、指定管理者へ委託するものである。</p> <p>【施設の概要】</p> <p>所在地：鳥取市伏野1729-5</p> <p>延床面積：5,401.04㎡</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理者 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 会長 藤井 喜臣</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>ア 福祉人材研修センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務</p> <p>イ その他福祉人材研修センターの管理に必要な業務</p> <p>(3) 指定の期間</p> <p>平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 設定済債務負担行為額 187,785千円（37,557千円×5年）</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>社会福祉法人が実施する介護・福祉事業者に対する研修及び民間の人材育成事業者が実施する介護資格取得研修等で幅広く利用されている。</p> <p>また、施設の利用促進イベントを開催し、新たな利用者の獲得や更なる利用促進に向けて取り組んでいる。</p>								

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業	99,159	100,392	△1,233			基金繰入金 12,341	86,818							
トータルコスト	103,132千円 (前年度 104,366千円) [正職員: 0.5人]													
主な業務内容	交付金交付事務													
工程表の政策目標 (指標)	支え愛まちづくりの推進と誰もが地域で住み続けるための仕組みの構築													
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県社会福祉協議会 (以下「県社協」) に交付金を交付することにより、組織体制の安定化・強化及び専門性や企画立案能力、ネットワークを活用し、自主的に福祉課題に対応できる事業を実施する体制の整備を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県社協運営費助成事業 55,081千円 (うち人件費53,016千円 職員9人)</td> <td>役職員の人件費、交付金制度の外部評価等</td> </tr> <tr> <td>基盤整備事業 44,078千円 (うち人件費36,044千円 職員6人)</td> <td>鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。(※県社協の企画・立案能力を活用する。) ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○市町村社会福祉協議会機能強化事業 (取組例) 多機能な人材育成や総合相談体制等 ○広域災害対応事業 (取組例) 大規模災害時のボランティア受入体制の整備等</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成28年度に県社協の企画能力を活用した事業に取り組めるように交付金制度を見直し、県社協が認識している課題に対して交付金事業を活用して取り組んでいる。</p> <p>平成28年度には、社会福祉法人の地域における公益的取組の検討を行い、えんくり事業 (県社協及び関係法人等が制度の狭間に陥っている者に対する経済的支援や緊急的支援等を実施。) の開始につながり、平成29年度においては、保育士現場の実態調査や、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動を進める上で必要なガイドラインの策定等を行っているところである。</p>									事業名	事業概要	県社協運営費助成事業 55,081千円 (うち人件費53,016千円 職員9人)	役職員の人件費、交付金制度の外部評価等	基盤整備事業 44,078千円 (うち人件費36,044千円 職員6人)	鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。(※県社協の企画・立案能力を活用する。) ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○市町村社会福祉協議会機能強化事業 (取組例) 多機能な人材育成や総合相談体制等 ○広域災害対応事業 (取組例) 大規模災害時のボランティア受入体制の整備等
事業名	事業概要													
県社協運営費助成事業 55,081千円 (うち人件費53,016千円 職員9人)	役職員の人件費、交付金制度の外部評価等													
基盤整備事業 44,078千円 (うち人件費36,044千円 職員6人)	鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。(※県社協の企画・立案能力を活用する。) ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○市町村社会福祉協議会機能強化事業 (取組例) 多機能な人材育成や総合相談体制等 ○広域災害対応事業 (取組例) 大規模災害時のボランティア受入体制の整備等													

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源												
(新) 鳥取県再犯防止推進体制構築事業	9,225	0	9,225	9,225															
トータルコスト	11,609千円（前年度 0千円） [正職員：0.3人]																		
主な業務内容	再犯防止推進協議会の運営、支援対象者への支援等																		
工程表の政策目標（指標）	-																		
事業内容の説明																			
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 再犯防止推進協議会の設置・運営</p> <p>開催回数：年2回程度</p> <p>構成者：鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等</p> <p>内容：相互の情報交換や課題の共有、鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理等</p> <p>(2) 鳥取県再犯防止推進センター（仮称）の設置・運営</p> <p>ア 関係民間団体へ委託して運営する。（相談支援員を2名配置）</p> <p>イ 支援対象者</p> <p>起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、刑務所出所者（特別調整された高齢者・障がい者を除く）、非行少年（犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年（家庭裁判所の審判において非行事実が認定された者））のうち、身寄りのない者、住居のない者、就労先のない者等支援が必要な者。</p> <p>ウ 地域の実態（支援対象者やサービス提供者のニーズ等の把握）等を調査するとともに、支援対象者に係る個別支援検討チーム会議の開催や、福祉サービスへのつなぎ、手続等の同行支援を行う。</p> <p>(3) 所要経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">金額（千円）</th> <th style="text-align: center;">財源区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再犯防止推進協議会の設置・運営</td> <td style="text-align: center;">225</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">国10/10</td> </tr> <tr> <td>鳥取県再犯防止推進センター（仮称）の設置・運営</td> <td style="text-align: center;">9,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">9,225</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）」が成立・施行され、地域の実情に応じた地方版再犯防止推進計画の策定・実施が努力義務として規定された。 鳥取県では、平成29年度に計画策定のための検討会を4回開催し、年度内に再犯防止推進法第8条第1項に基づく「鳥取県再犯防止推進計画」の策定を行う予定としている。 									内 容	金額（千円）	財源区分	再犯防止推進協議会の設置・運営	225	国10/10	鳥取県再犯防止推進センター（仮称）の設置・運営	9,000	合 計	9,225	
内 容	金額（千円）	財源区分																	
再犯防止推進協議会の設置・運営	225	国10/10																	
鳥取県再犯防止推進センター（仮称）の設置・運営	9,000																		
合 計	9,225																		

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 災害時における福祉支援機能強化事業	1,374	0	1,374	1,374				
トータルコスト	3,758千円（前年度 0千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	災害時派遣福祉チームの登録予定登録者等への研修、登録事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>職能3団体（鳥取県社会福祉士会、鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会）と締結した災害時の応援協定に基づき、災害発生時に県内及び県外の被災地に派遣する「災害時派遣福祉チーム」の活動に備えて、チーム員等への研修を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>外部講師を招き、災害時における活動に即した研修を実施して、登録予定者、登録者等の資質の向上を図る。</p> <p>(1) 基礎研修（災害時派遣福祉チーム登録予定者）</p> <p>災害時派遣福祉チームの必要性や、派遣体制、実際の活動内容、避難所の運営等に関する基礎的な内容について研修を行う。（6時間/日×2日間）</p> <p>(2) リーダー研修（チーム登録者）</p> <p>チームメンバーの業務管理、役割分担、情報共有、体調管理等を行うリーダーの養成研修を行う。（6時間/日×3日間）</p> <p>(3) コーディネーター養成研修</p> <p>災害時において、現地被災状況を把握・管理し、災害時派遣福祉チームの派遣や受入施設との調整、必要な物資供給支援等を行う「鳥取県災害時福祉支援現地本部」におけるコーディネーターを養成する。（6時間/日×3日間）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成29年1月に職能3団体と協定を締結したところであり、協定内容の実効性を確保する必要がある。</p>								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）鳥取県立福祉人材研修センター天井改修工事	62,176	0	62,176		<18,600> 62,000		176	県費負担 18,776
トータルコスト	62,176千円（前年度0千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	工事請負契約、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>改正建築基準法（平成26年4月施行）により、特定天井（高さ6メートル、200平方メートル以上の天井）は脱落防止措置を講ずることと定められた。福祉人材研修センターにおいては、ロビーおよびホールが特定天井に該当するため、改修工事を行うものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>（1）工事対象室 ロビー、ホール</p> <p>（2）予定期間 平成30年8月～平成31年3月</p> <p>3 施設概要</p> <p>（1）所在地：鳥取市伏野1729-5</p> <p>（2）延床面積：5,401.04㎡</p>								

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉人材の資質向上支援事業	2,023	2,049	△26			基金繰入金 1,623	400	
トータルコスト	2,818千円（前年度 2,844千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	学会理事会・総会への参加、学会事業に係る協議・検討、委託契約・補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	福祉に関わる者が、研鑽して互いの資質向上を図るとともに、それぞれのノウハウ等を共有し、更に発展させることにより、鳥取地域の福祉人材の資質向上を図る。							
2 主な事業内容								
(1) 対人援助研修事業	各福祉分野に共通する対人援助スキルの基礎研修及びステップアップ研修を開催する。							
事業費	1,623千円（委託料）							
財源	地域医療介護総合確保基金（介護）							
主な内容	多機関の協働による支援体制を強化するため、関連機関の多職種（民生委員・児童委員、相談支援員、コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーター等）を対象に、対人援助業務のスキルアップ、機能強化研修（2日間・3会場）及び連携強化研修（3会場）を行う。							
(2) 鳥取県福祉研究学会支援事業	県内の優れた社会福祉に関する業務・活動・研究における成果を発表する場を設け、優秀者を表彰することにより、社会福祉関係者の意欲の向上を図るとともに、その成果を広く普及させる「鳥取県福祉研究学会」の開催に対し支援を行う。							
事業費	400千円							
構成員	民間・学術・行政機関等の福祉関係者							
事務局	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会							
運営財源	会費（参加費）、県補助金等							
主な内容	① 講演会の開催（年1回） ② 研究発表会の開催（年1回、分野ごとに研究成果の発表を行う。） ※高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉、地域福祉、その他社会福祉の5分野 ※表彰として、優秀者には奨励金の交付を行う。 【予算内訳】鳥取県福祉研究学会への助成 300千円（補助率：定額） 県知事賞（副賞） 100千円							

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉人材センター運営事業	7,852	11,845	△3,993	2,851		借入金 2,150	2,851	
トータルコスト	8,647千円 (前年度12,640千円) (正職員：0.1人)							
主な業務内容	運営管理委託							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

平成5年4月1日付で鳥取県知事が社会福祉法第93条に基づき福祉人材センターとして指定した 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、福祉人材センターの運営に係る事業を委託する。

2 主な事業内容

事業名	摘 要	予算額	財源
(1) 福祉人材センター事業 運営管理	事務所費、消耗品費、通信運搬費など福祉人材センターの運営にかかる事務費を負担する。	2,222	国1/2 県1/2 一部鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分)
(2) 運営委員会開催事業	福祉人材センター事業を円滑かつ効果的に実施するため、運営委員会を年2回開催する。	141	国1/2 県1/2
(3) 福祉人材無料職業紹介事業	無料職業紹介や福祉人材バンクの運営、関係機関(ハローワーク、県内介護事業所など)との連絡調整を行う。	662	
(4) 福祉に関する啓発・広報事業	県内の社会福祉事業所等を紹介する情報誌を発行する。	1,590	
(5) 階層別研修	福祉職員が職場においてキャリアに応じた役割を認識し、働きやすい職場づくりに資するよう、階層別に研修を実施する。	529	
(6) 福祉人材確保相談事業	県外の就職面接会への参加や、求人の手引き・リーフレットといった求人・求職活動に関する冊子の作成を行う。	606	
(7) 新任看護職員研修	福祉職場で働く看護職員の定着と資質向上を図るため、新任者を対象に看護業務等に関する研修を実施する。	302	
(8) 就職フェア開催事業	求職者や新卒予定者を対象に、求人事業所ごとの説明会やセミナーを開催する。	1,800	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分)
合計		7,852	

3 これまでの取組状況、改善点

介護職をはじめとして福祉職場を目指す人が減少傾向にあるが、無料職業紹介事業、福祉人材バンクの運営、就職フェアなどにより、求職者と事業所のマッチングを行っているほか、階層別研修や新任看護職員研修により人材の定着を図るなど、丁寧な相談対応・就職支援等に努めている。

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
民生委員費	80,480	115,808	△35,328	213			80,267	
トータルコスト	86,042千円 (前年度121,372千円) [正職員: 0.7人]							
主な業務内容	補助金交付事務、民生委員の委嘱・解嘱等事務							
工程表の政策目標 (指標)	支え愛まちづくりの推進と誰もが地域で住み続けるための仕組みの構築							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>民生委員・児童委員制度の一層の理解の促進や、民生委員・児童委員の資質向上、活動しやすい環境の整備を図るため、民生委員・児童委員の活動費（主任児童委員分除く）、鳥取県民生児童委員協議会等の活動に対する補助金及び市町村による民生委員推薦会の開催等を支援する。</p> <p>また、平成30年度は3年に1度開催される鳥取県民生児童委員大会にかかる経費を支援し、民生委員・児童委員活動の一層の充実を図る。</p> <p>※委員定数：1,042名（鳥取市を除く）</p>								
2 主な事業内容								
区分	予算額(千円)	実施主体		費用負担割合				
民生委員手当等	62,218	県		県10/10				
民生児童委員協議会等補助金	17,341	県民生児童委員協議会等		県10/10				
地区民協会長等研修委託料	426	県 (委託先: 県民生児童委員協議会)		国1/2、県1/2				
民生委員推薦会開催負担金	180	市町村		県10/10				
民生委員改選事務費	315	県		県10/10				
合計	80,480							
※平成30年度から中核市移行し、独自に予算措置予定の鳥取市分 (36,836千円相当) は除く。								
3 これまでの取組状況、改善点								
<p>平成29年度に迎えた民生委員制度創設100周年の節目の年を、制度の一層の理解の促進を図る機会ととらえ、県民総合福祉大会における民生委員活動発表や、横断幕設置、街頭啓発を行うなど県下で活発な広報活動を行った。100周年以降も引き続き広報活動を強化し、民生委員が地域で活動しやすい環境の整備などを図り、円滑な地域福祉活動を後押ししていく。</p>								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県民総合福祉大会開催事業	1,200	1,700	△500				1,200	
トータルコスト	2,789千円（前年度3,290千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	負担金交付事務、県民総合福祉大会事務局との連絡調整事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内の福祉関係者の顕彰を行うとともに、福祉のまちづくりに対する理解を深めるために開催される「県民総合福祉大会」について支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 県民総合福祉大会実行委員会（福祉関係者・行政等） <事務局：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会></p> <p>(2) 事業内容 県民総合福祉大会の開催 県内福祉関係者の表彰、福祉・民生委員に関する記念講演、活動発表 など。</p> <p>(3) 参加者数 約1,500人</p> <p>(4) 予算額 負担金1,200千円</p>								

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																		
日常生活自立支援事業	42,562	46,131	△3,569	20,881		基金繰入金 800	20,881																		
トータルコスト	44,151千円 (前年度 47,721千円) [正職員: 0.2人]																								
主な業務内容	補助金交付事務、連絡調整業務																								
工程表の政策目標 (指標)	支え愛まちづくりの推進と誰もが地域で住み続けるための仕組みの構築																								
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>判断能力の十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で適切に福祉サービスを利用することが困難な方が、地域で安心して生活を送れるように支援するため、鳥取県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に対し助成する。</p> <p>本事業は、平成26年度までは東・中・西部地区の住民支援を鳥取県社会福祉協議会が鳥取市社協・倉吉市社協・米子市社協に委託していたが、平成27、28年度の移行期間を経て、平成29年度からは全市町村社協に委託し実施しているものである。</p>																									
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 事業の概要</p> <p>ア 各市町村社協が、支援を必要とする方の調査、一部の審査会、利用契約を実施</p> <p>イ 各市町村社協の専門員及び生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理など</p> <p>ウ 県社協は、広報活動、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等を実施</p> <p>(3) 補助対象経費 人件費 (事務局・専門員)、事務費</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予 算 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県社協運営費</td> <td>9,938千円</td> <td>契約締結審査会 (契約・更新)、連絡会議、広報活動、調査書類の様式作成、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等</td> </tr> <tr> <td>委 託 費</td> <td>32,624千円</td> <td>実施市町村社協への委託</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>42,562千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予 算 額	摘 要	県社協運営費	9,938千円	契約締結審査会 (契約・更新)、連絡会議、広報活動、調査書類の様式作成、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等	委 託 費	32,624千円	実施市町村社協への委託	合 計	42,562千円							
区 分	予 算 額	摘 要																							
県社協運営費	9,938千円	契約締結審査会 (契約・更新)、連絡会議、広報活動、調査書類の様式作成、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等																							
委 託 費	32,624千円	実施市町村社協への委託																							
合 計	42,562千円																								
<p>3. これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成29年度から、より住民に近い市町村社協が実施する体制に移行することにより、必要な時に迅速な対応を可能とし、住民の利便性の向上を図っている。</p> <p>【相談・契約締結件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25年度末</th> <th>H26年度末</th> <th>H27年度末</th> <th>H28年度末</th> <th>H29年10月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>3,491</td> <td>4,631</td> <td>6,834</td> <td>9,149</td> <td>5,164</td> </tr> <tr> <td>契約締結件数</td> <td>189</td> <td>206</td> <td>234</td> <td>238</td> <td>248</td> </tr> </tbody> </table>								年度	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年10月末	相談件数	3,491	4,631	6,834	9,149	5,164	契約締結件数	189	206	234	238	248
年度	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年10月末																				
相談件数	3,491	4,631	6,834	9,149	5,164																				
契約締結件数	189	206	234	238	248																				

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業	13,084	13,084	0	6,542			6,542							
トータルコスト	15,468千円 (前年度15,468千円) [正職員: 0.3人]													
主な業務内容	補助金交付事務、連絡調整業務													
工程表の政策目標 (指標)	支え愛まちづくりの推進と誰もが地域で住み続けるための仕組みの構築													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域福祉を推進するため、地域での支え合い活動の担い手であるボランティアの養成・確保、養成したボランティアを活動につなげるコーディネーターの育成などの事業や、幅広い県民への福祉教育を推進する事業に対して助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助の内訳 (補助率 10/10 (負担割合 国1/2、県1/2))</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支え愛ボランティア養成組織化事業 (8,679千円)</td> <td> ①ボランティアバンクの運営 ・生活支援と災害対応を柱に、福祉・災害分野のボランティア活動希望者の登録、活動先の紹介、調整等を行う「とっとりボランティアバンク」を運営する。 ②災害ボランティアセンターの機能強化 ・各市町村社協が運営する災害ボランティアセンターの模擬訓練等を実施する。 ③ボランティア団体等運営人材の養成 ・市町村社協のボランティアコーディネーター等の養成研修を開催する。 ④ボランティアセンターの機能強化と団体支援 ・鳥取県ボランティア・市民活動センターの運営、事業評価及びボランティア振興方策を検討するための委員会を開催するとともに、ボランティア情報誌による情報提供を行う。 </td> </tr> <tr> <td>福祉教育推進事業 (4,405千円)</td> <td> ①地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業 ・指定市町村社協において、地域の子どものための福祉教育等を実践する。 ②ボランティア体験事業 ・高校生等を対象とする社会福祉施設等でのボランティア体験学習を実施する。 ③高校における福祉活動推進事業 ・福祉教育・体験のため、高校生が自ら企画運営する地域福祉活動に助成する。 ④福祉研究委員会 ・本県の福祉教育の振興方策を検討するため、研究委員会を開催する。 ⑤福祉教育研究セミナー ・教育関係者や地域の福祉推進者を対象に、福祉教育の実践経験や推進策について意見交換する。 ⑥福祉学習推進者スキルアップ養成講座 ・福祉学習推進者の資質向上を図る講座を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	支え愛ボランティア養成組織化事業 (8,679千円)	①ボランティアバンクの運営 ・生活支援と災害対応を柱に、福祉・災害分野のボランティア活動希望者の登録、活動先の紹介、調整等を行う「とっとりボランティアバンク」を運営する。 ②災害ボランティアセンターの機能強化 ・各市町村社協が運営する災害ボランティアセンターの模擬訓練等を実施する。 ③ボランティア団体等運営人材の養成 ・市町村社協のボランティアコーディネーター等の養成研修を開催する。 ④ボランティアセンターの機能強化と団体支援 ・鳥取県ボランティア・市民活動センターの運営、事業評価及びボランティア振興方策を検討するための委員会を開催するとともに、ボランティア情報誌による情報提供を行う。	福祉教育推進事業 (4,405千円)	①地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業 ・指定市町村社協において、地域の子どものための福祉教育等を実践する。 ②ボランティア体験事業 ・高校生等を対象とする社会福祉施設等でのボランティア体験学習を実施する。 ③高校における福祉活動推進事業 ・福祉教育・体験のため、高校生が自ら企画運営する地域福祉活動に助成する。 ④福祉研究委員会 ・本県の福祉教育の振興方策を検討するため、研究委員会を開催する。 ⑤福祉教育研究セミナー ・教育関係者や地域の福祉推進者を対象に、福祉教育の実践経験や推進策について意見交換する。 ⑥福祉学習推進者スキルアップ養成講座 ・福祉学習推進者の資質向上を図る講座を実施する。
区分	内容													
支え愛ボランティア養成組織化事業 (8,679千円)	①ボランティアバンクの運営 ・生活支援と災害対応を柱に、福祉・災害分野のボランティア活動希望者の登録、活動先の紹介、調整等を行う「とっとりボランティアバンク」を運営する。 ②災害ボランティアセンターの機能強化 ・各市町村社協が運営する災害ボランティアセンターの模擬訓練等を実施する。 ③ボランティア団体等運営人材の養成 ・市町村社協のボランティアコーディネーター等の養成研修を開催する。 ④ボランティアセンターの機能強化と団体支援 ・鳥取県ボランティア・市民活動センターの運営、事業評価及びボランティア振興方策を検討するための委員会を開催するとともに、ボランティア情報誌による情報提供を行う。													
福祉教育推進事業 (4,405千円)	①地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業 ・指定市町村社協において、地域の子どものための福祉教育等を実践する。 ②ボランティア体験事業 ・高校生等を対象とする社会福祉施設等でのボランティア体験学習を実施する。 ③高校における福祉活動推進事業 ・福祉教育・体験のため、高校生が自ら企画運営する地域福祉活動に助成する。 ④福祉研究委員会 ・本県の福祉教育の振興方策を検討するため、研究委員会を開催する。 ⑤福祉教育研究セミナー ・教育関係者や地域の福祉推進者を対象に、福祉教育の実践経験や推進策について意見交換する。 ⑥福祉学習推進者スキルアップ養成講座 ・福祉学習推進者の資質向上を図る講座を実施する。													
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>鳥取県社会福祉協議会では、ボランティア団体を運営する人材の養成を中心に取組んできたところである。また、鳥取県中部地震においては、多数の災害ボランティアを調整し、復興の力となるなど、平常時から災害ボランティアセンター運営に係る機能向上を図っていた成果を発揮した。</p>														

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
生活福祉資金貸付事業	22,937	21,068	1,869	11,468			11,469																			
トータルコスト	23,732千円 (前年度21,863千円) [正職員: 0.1人]																									
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務																									
工程表の政策目標 (指標)	-																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度の実施のために補助する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助率 10/10 (国1/2、県1/2)</p> <p>(3) 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る事務費 (人件費、事務費等)</p> <p>(4) 生活福祉資金貸付制度の概要</p> <p>目的 低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るため、必要な資金を貸し付ける制度。</p> <p>種類 ・総合支援資金 (生活支援費、住居入居費、一時生活再建費)</p> <p>生活再建までの間に必要な生活費用や敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶための費用等</p> <p>・福祉資金 (福祉費、緊急小口資金)</p> <p>日常生活を送る上で一時的に必要であると見込まれる費用等</p> <p>・教育支援資金 (教育支援費、就学支度費)</p> <p>高等学校、大学又は高等専門学校への入学や就学に必要な経費</p> <p>・不動産担保型生活資金 (一般世帯向け、要保護世帯向け)</p> <p>居住用不動産を有し、その住居に住み続ける高齢者に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付</p> <p>(5) 貸付件数・償還件数の推移</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>328件</td> <td>302件</td> <td>215件</td> <td>128件</td> <td>94件</td> </tr> <tr> <td>償還件数</td> <td>59件</td> <td>165件</td> <td>171件</td> <td>128件</td> <td>132件</td> </tr> </tbody> </table>										平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	貸付件数	328件	302件	215件	128件	94件	償還件数	59件	165件	171件	128件	132件
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																					
貸付件数	328件	302件	215件	128件	94件																					
償還件数	59件	165件	171件	128件	132件																					

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活福祉資金利子補給事業	44	95	△51				44	
トータルコスト	44千円 (前年度95千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の償還利子相当額を軽減するために要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助率 県10/10</p> <p>(3) 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る借受人の償還利子年3%を年1%に軽減し、利子軽減額 (2%分) を補助する。 (予算額: 生活福祉資金分 15千円、離職者支援資金分 29千円)</p> <p>(4) 生活福祉資金貸付制度の改正</p> <p>当該制度は、平成21年10月に改正され、貸付利子が引き下げられたため、新規貸付に係る利子補給は行われないが、旧制度の借受人による償還は継続するため、当事業は継続する。</p>								
救護事業費	1,031	1,551	△520				1,031	
トータルコスト	1,031千円 (前年度1,551千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	行旅死亡人等の取扱に要する費用の支払							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づいて、市町村が行う引取り人のない死体の引き取り及び取扱いに要する経費である。</p>								

1.目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																	
生活困窮者自立支援事業	42,923	43,104	△181	21,909		(雑入) 9,319	11,695																																	
トータルコスト	46,101千円 (前年度46,283円) [正職員: 0.4人 非常勤職員: 1.0人]																																							
主な業務内容	生活困窮者への相談支援																																							
工程表の政策目標 (指標)	低所得者への支援																																							
事業内容の説明																																								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実施</p> <p>県が所管する三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく、各種支援事業を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額 (千円)</th> <th>財源</th> <th>事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①自立相談支援事業【必須】</td> <td>19,725</td> <td>国庫負担3/4他</td> <td>・主任相談員、相談支援員、就労支援員を配置し、生活困窮者からの相談を受け付け、自立支援のためのアセスメント、プラン作成、就労支援等を実施 ・地域の関係機関とのネットワークづくりを行う。</td> </tr> <tr> <td>②住宅確保給付金【必須】</td> <td>1,530</td> <td>国庫負担3/4他</td> <td>離職者等であって、所得等が一定水準以下のものに対して、有期で家賃相当額を給付</td> </tr> <tr> <td>③就労準備支援事業【任意】</td> <td>10,076</td> <td>国庫補助2/3</td> <td>直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図れるよう、生活訓練や社会訓練を実施 (支援についての協力事業所等の確保含む)</td> </tr> <tr> <td>④家計相談支援事業【任意】</td> <td>722</td> <td>国庫補助1/2</td> <td>債務問題や家計管理に課題を抱える生活困窮者に対して、公的制度の利用支援や家計収支改善等に関する相談支援を行う</td> </tr> <tr> <td>⑤学習支援事業【任意】</td> <td>1,974</td> <td>国庫補助1/2</td> <td>生活困窮世帯、生活保護世帯の子どもに対して学習援助を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ①の就労支援員については町村と共同設置 ※ ②は県直営実施、その他は委託実施 (三朝町、大山町社会福祉協議会等)</p> <p>(2) 生活困窮者の自立の促進に資する事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額 (千円)</th> <th>財源</th> <th>事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックアップ事業【任意】</td> <td>8,896</td> <td>国庫補助1/2</td> <td>スーパーバイザーを1名配置し、県内市町村に対する相談支援、研修会・連絡会議の開催、就労支援協力事業所等の地域資源開拓等を行う。</td> </tr> </tbody> </table>									項目	予算額 (千円)	財源	事業の内容	①自立相談支援事業【必須】	19,725	国庫負担3/4他	・主任相談員、相談支援員、就労支援員を配置し、生活困窮者からの相談を受け付け、自立支援のためのアセスメント、プラン作成、就労支援等を実施 ・地域の関係機関とのネットワークづくりを行う。	②住宅確保給付金【必須】	1,530	国庫負担3/4他	離職者等であって、所得等が一定水準以下のものに対して、有期で家賃相当額を給付	③就労準備支援事業【任意】	10,076	国庫補助2/3	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図れるよう、生活訓練や社会訓練を実施 (支援についての協力事業所等の確保含む)	④家計相談支援事業【任意】	722	国庫補助1/2	債務問題や家計管理に課題を抱える生活困窮者に対して、公的制度の利用支援や家計収支改善等に関する相談支援を行う	⑤学習支援事業【任意】	1,974	国庫補助1/2	生活困窮世帯、生活保護世帯の子どもに対して学習援助を実施	項目	予算額 (千円)	財源	事業の内容	バックアップ事業【任意】	8,896	国庫補助1/2	スーパーバイザーを1名配置し、県内市町村に対する相談支援、研修会・連絡会議の開催、就労支援協力事業所等の地域資源開拓等を行う。
項目	予算額 (千円)	財源	事業の内容																																					
①自立相談支援事業【必須】	19,725	国庫負担3/4他	・主任相談員、相談支援員、就労支援員を配置し、生活困窮者からの相談を受け付け、自立支援のためのアセスメント、プラン作成、就労支援等を実施 ・地域の関係機関とのネットワークづくりを行う。																																					
②住宅確保給付金【必須】	1,530	国庫負担3/4他	離職者等であって、所得等が一定水準以下のものに対して、有期で家賃相当額を給付																																					
③就労準備支援事業【任意】	10,076	国庫補助2/3	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図れるよう、生活訓練や社会訓練を実施 (支援についての協力事業所等の確保含む)																																					
④家計相談支援事業【任意】	722	国庫補助1/2	債務問題や家計管理に課題を抱える生活困窮者に対して、公的制度の利用支援や家計収支改善等に関する相談支援を行う																																					
⑤学習支援事業【任意】	1,974	国庫補助1/2	生活困窮世帯、生活保護世帯の子どもに対して学習援助を実施																																					
項目	予算額 (千円)	財源	事業の内容																																					
バックアップ事業【任意】	8,896	国庫補助1/2	スーパーバイザーを1名配置し、県内市町村に対する相談支援、研修会・連絡会議の開催、就労支援協力事業所等の地域資源開拓等を行う。																																					

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの居場所づくり推進モデル事業	8,100	9,500	△1,400				8,100	
トータルコスト	9,689千円 (前年度 11,090円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	子どもの居場所づくり事業の推進							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

低所得者対策 (子どもの貧困対策) の総合的な推進の一環として、生活困窮世帯等を中心にすべての世帯を対象とした子どもの居場所づくりに新たに取り組む市町村をモデル的に支援する。

2 主な事業内容

低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちが、夜間や休日に、地域の大人や友達と一緒に食事や勉強、活動を行い、子どもたちの社会性、規則正しい生活習慣の獲得、世帯の孤立防止等を推進することができる居場所づくりを支援する。

(1) 支援内容>

(単位：千円)

項目	予算額	内 容
初期経費	1,690	事業の立ち上げ支援として、備品購入や修繕等の支援を行う。 補助率：県2/3 市町村1/3 補助基本額：2,000千円/1カ所 ※2自治体見込み
運営費	6,410	事業の運営費を支援する。 補助率：県、市町村各1/2 補助対象経費：賃金、報償費、交通費、食糧費、消耗品費、役務費、使用料賃借料、委託料 補助基本額：2,000千円/1カ所 ※5自治体見込み ※食糧費については上限を設定する。

(2) 支援の要件

項目	内 容
実施主体	県内で次に掲げる事業に取り組む市町村又は民間団体
事業の内容	休日や、平日の放課後～概ね20時以降にかけて、食事や学習、遊びやものづくり等で参加者が交流する事業の実施
利用者	小学生から18歳までの子ども (生活困窮世帯に限らない。)
要件	<ul style="list-style-type: none"> 継続した大人との関わりの中で信頼関係を構築し、安心・安全な居場所となる環境をつくる。 活動 (学習や食事、談話、創作活動、芸術鑑賞など) を通して、生活習慣を身につけたり、コミュニケーション能力の向上を図ったりする。 大人との関わりの中で、子どもの意欲や自信、自己肯定感の回復や向上を図る。 保護者も参加できる場を設けるなど、子どもの姿を通して保護者との関わりに努め、世帯の孤立を防止するとともに必要な支援につなげる。 市町村や学校、児童相談所等の関係機関から紹介された子どもを積極的に受け入れるとともに、関係機関と連絡会を設ける、専門家からアドバイスを受ける等により、運営や支援の充実に努める。

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
学習支援充実事業	1,583	4,939	△3,356				1,583																			
トータルコスト	3,172千円 (前年度 6,529千円) [正職員: 0.2人]																									
主な業務内容	低所得者対策 (子どもの貧困対策) としての学習支援																									
工程表の政策目標 (指標)	低所得者への支援																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要 低所得者対策 (子どもの貧困対策) としての学習支援について、総合的な推進を図るため、以下の事業に継続的に取り組む。</p> <p>2 主な事業の内容</p> <p>(1) 地域未来塾応援事業 教育委員会が実施する「地域未来塾」事業について、本事業で対象とならない支援メニューを創設し、充実させることで、より利用しやすい学習支援環境を整備し、各市町村での学習支援の取組を拡大させる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>予算額 (千円)</th> <th>取組予定 市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域未来塾事業で対象とならない送迎、教材に係る経費を補助する 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活困窮世帯の子どもであること その他: 市町村の福祉部局が生活困窮世帯の子どもが「地域未来塾」に参加するよう個別によびかけを行う</td> <td>255</td> <td>岩美町 八頭町 日南町</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】「地域未来塾」推進事業 (教育委員会) 経済的な理由等で学習が遅れがちな中学生等を含めて全ての生徒を対象とした原則無料の学習支援 (イメージ) 対象者: 中学生等 (小学生・高校生も可) 開催日: 放課後、土曜日、長期休業等 指導者: 大学生、教員OB等地域住民、民間事業者 事業主体: 市町村教育委員会 財 源: 国1/3、県1/3、市町村1/3</p> <p>(2) 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援充実事業 一般世帯の子どもを含めた学習支援の実施の支援により、各市町村の学習支援の取組を促進する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額 (千円)</th> <th>取組予定 市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯を横断する事業</td> <td>生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに国庫補助対象外の一般世帯の子どもを含めて学習支援を実施する場合には、一般世帯の子どもに対する学習支援の経費を補助する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活保護を要する世帯、生活困窮世帯、ひとり親の世帯の子どもであること。</td> <td>660</td> <td>倉吉市 境港市 智頭町 日南町</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブの充実</td> <td>放課後児童クラブで生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに一般世帯の子どもを含めて学習支援を行う場合に学習支援に係る経費を支援する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 上限: 1クラブ 20万円/年</td> <td>500</td> <td>琴浦町 日吉津村 南部町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 子どもの貧困対策に資する検討 (鳥取県子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議) 県、市町村の教育委員会や福祉部局、社会福祉協議会など低所得者対策にかかる関係者が一同に会し、子どもの貧困対策にかかる課題、具体的な支援方法について検討等を行う。また、学習支援に関する講演会を実施する。 ・予算額 168千円</p>								内 容	予算額 (千円)	取組予定 市町村	地域未来塾事業で対象とならない送迎、教材に係る経費を補助する 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活困窮世帯の子どもであること その他: 市町村の福祉部局が生活困窮世帯の子どもが「地域未来塾」に参加するよう個別によびかけを行う	255	岩美町 八頭町 日南町	区 分	内 容	予算額 (千円)	取組予定 市町村	世帯を横断する事業	生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに国庫補助対象外の一般世帯の子どもを含めて学習支援を実施する場合には、一般世帯の子どもに対する学習支援の経費を補助する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活保護を要する世帯、生活困窮世帯、ひとり親の世帯の子どもであること。	660	倉吉市 境港市 智頭町 日南町	放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブで生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに一般世帯の子どもを含めて学習支援を行う場合に学習支援に係る経費を支援する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 上限: 1クラブ 20万円/年	500	琴浦町 日吉津村 南部町	
内 容	予算額 (千円)	取組予定 市町村																								
地域未来塾事業で対象とならない送迎、教材に係る経費を補助する 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活困窮世帯の子どもであること その他: 市町村の福祉部局が生活困窮世帯の子どもが「地域未来塾」に参加するよう個別によびかけを行う	255	岩美町 八頭町 日南町																								
区 分	内 容	予算額 (千円)	取組予定 市町村																							
世帯を横断する事業	生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに国庫補助対象外の一般世帯の子どもを含めて学習支援を実施する場合には、一般世帯の子どもに対する学習支援の経費を補助する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 要件: 参加総数の10%以上が生活保護を要する世帯、生活困窮世帯、ひとり親の世帯の子どもであること。	660	倉吉市 境港市 智頭町 日南町																							
放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブで生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに一般世帯の子どもを含めて学習支援を行う場合に学習支援に係る経費を支援する。 補助率: 県と実施自治体が各1/2 上限: 1クラブ 20万円/年	500	琴浦町 日吉津村 南部町																							

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
被災者生活復興支援貸付事業 (生活福祉資金利子補給事業)	51	600	△549	0	0	0	51	
トータルコスト	846千円 (前年度1,395千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業のうち、平成28年鳥取県中部地震の被災者への貸付に対する償還利子相当額を軽減するために要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>(2) 補助率 県10/10</p> <p>(3) 補助の内容 平成28年鳥取県中部地震の被災者に対する生活福祉資金貸付事業に係る借受人の償還利子年1.5%を貸付後据置き期間を含む6年間無利子とし、利子軽減額 (1.5%分) を補助する。</p> <p>(4) 補助の対象となる貸付</p> <p>被災により損壊した住宅の保全・補修に必要な経費及び被災により損害を被った家財の購入、修繕等に必要となった経費</p>								

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
低所得者等に係る中間的就労支援推進事業	13,554	13,554	0	6,777			6,777	
トータルコスト	15,938千円 (前年度15,938千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	委託契約業務等							
工程表の政策目標 (指標)	低所得者への支援							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

低所得者等の就労を支援するために、県に中間的就労コーディネーター及び中間的就労事業所育成員を配置し、中間的就労実施事業所の開拓・育成を強力に促進する。

また、生活困窮者やひきこもり、若者、障がい者に対する就労支援を行う関係機関とネットワークを構築し、開拓事業所の情報や開拓・育成ノウハウを共有すること等により、事業所の活用を促進する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

項目	予算額 (千円)	財源	事業の内容
中間的就労コーディネーター及び中間的就労事業所育成員の配置	13,554	国庫補助 1/2	(1) 中間的就労コーディネーター ・事業所開拓・事業所支援を担っている他分野の就労支援機関等を含めた情報交換会やスキルアップ研修を開催する。 ・開拓事業所の活用促進のための情報共有・情報発信を行う。 ・就労支援機関等と開拓事業所とのパイプづくりや助言を行う。 (2) 中間的就労事業所育成員 ・企業等の事業所を訪問し、業務の切り出しの提案や助言、対象者受入れのための提案や助言を行いながら、全県的な事業所開拓等を行う。 ※民間事業者への委託により実施する。

3 これまでの取組状況

(1) コーディネート

- ・就労支援機関向けの開拓事業所等の情報発信、及び就労支援機関からの相談対応 (マッチング依頼、見学依頼、開拓へのニーズ等)
- ・マッチング支援 (就労支援機関と開拓事業所との調整、開拓事業所の受入れに関する助言等)
- ・相談件数: 39件、中間的就労マッチング実績: 18件 (平成29年12月末現在)
- ・支援対象者の状態やペースに応じた中間的就労支援のイメージ共有を図るため、事例検討会を企画実施。
- ・不安や自信のなさからマッチングにつながらない例があることから、スモールステップ支援のために、就労体験の前段階の取組みとして「見学」実施の推進を含め、協力事業所との調整や就労支援機関へのはたらきかけを行った。

(2) 企業等事業所の開拓

- ・企業等事業所の開拓状況 161事業所 (平成29年12月末現在)

【参考】中間的就労

「働きたいのに働く場となかなかつながらることができない」、「働きたいけど家庭等に事情があって短時間しか働けない」など、さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人のステージに応じて提供される就労形態の一つ。その中で一般就労に向けた段階的支援を行う。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業	925	3,521	△2,596	462			463									
トータルコスト	2,514千円（前年度5,111千円） [正職員：0.2人]															
主な業務内容	委託契約締結、講演先巡回事務															
工程表の政策目標（指標）	-															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>生活困窮に陥る原因のひとつに、金銭管理ができていない、将来を考えた生活設計や貯蓄等をしていないことが挙げられる。このため、家計の専門家であるファイナンシャルプランナーにより、市町村で家計相談に対応している職員等への金銭管理の専門研修・相談支援を行うと同時に、生活困窮の未然防止策として、あらゆる世代に向けて金銭管理についての啓発を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 広域的な家計相談の専門相談体制の整備（385千円）</p> <p>ア 生活困窮者自立支援制度の各種相談員等の研修（162千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンシャルプランナーによる相談員等への家計管理相談支援に関する専門研修の実施（各圏域で実施） ・相談員からの家計管理に関する専門的な相談について対応（電話及び書面による） <p>イ 困窮危険度診断ソフトの管理（223千円）</p> <p>平成29年度に作成する困窮危険度の診断及び要因分析ができるソフトの維持管理、更新</p> <p>(2) ライフプランを考える啓発セミナー等の開催事業（540千円）</p> <p>以下のとおり3世代を対象とした家計に関する啓発セミナー及び個別相談を実施</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対象世代</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども（主に中学生以下）をもつ親世代</td> <td>子育てに係る経費を含む将来の生活設計、計画的な貯蓄等に関するもの</td> </tr> <tr> <td>中高年齢（将来、低所得高齢者となる可能性のある）世代</td> <td>困窮状態に陥らないための生活設計、支出管理（浪費防止）等に関する内容</td> </tr> <tr> <td>退職予定者、高齢者世代</td> <td>年金等の金銭管理、セカンドライフへの準備等に関する内容</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ それぞれの実施回数は、ニーズに合わせて総回数として20回程度実施</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成29年度から、ファイナンシャルプランナー協会からの推薦を受けたファイナンシャルプランナーに委託し、子育て世代を中心とした家計管理に関する啓発セミナーの開催、生活困窮者自立支援制度の各種相談員に対する家計管理に関する専門性の高い研修会の開催及び相談対応を実施した。</p>									対象世代	主な内容	子ども（主に中学生以下）をもつ親世代	子育てに係る経費を含む将来の生活設計、計画的な貯蓄等に関するもの	中高年齢（将来、低所得高齢者となる可能性のある）世代	困窮状態に陥らないための生活設計、支出管理（浪費防止）等に関する内容	退職予定者、高齢者世代	年金等の金銭管理、セカンドライフへの準備等に関する内容
対象世代	主な内容															
子ども（主に中学生以下）をもつ親世代	子育てに係る経費を含む将来の生活設計、計画的な貯蓄等に関するもの															
中高年齢（将来、低所得高齢者となる可能性のある）世代	困窮状態に陥らないための生活設計、支出管理（浪費防止）等に関する内容															
退職予定者、高齢者世代	年金等の金銭管理、セカンドライフへの準備等に関する内容															

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) とっとり子ども未来サポートネットワーク活動支援事業	6,346	0	6,346			(寄附金) 550	5,796	
トータルコスト	6,346千円（前年度0千円） [正職員：0人]							
主な業務内容	補助金の交付、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	低所得者への支援							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>こども食堂等の居場所づくりの関係団体で構成する「とっとり子ども未来サポートネットワーク」に対して活動支援を行うことにより、全県的な居場所の増設や取組充実につなげる。</p> <p><「とっとり子ども未来サポートネットワーク」概要></p> <p>県内でこども食堂に取り組む団体とそれを支援する団体のネットワーク</p> <p>【ネットワーク参加団体】</p> <p>(実施団体) NPO 法人ワーカーズコープ（事務局）、こども・らぼ、テラハウス、福吉児童センター等</p> <p>(支援団体) とっとり県民活動活性化センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取県生活協同組合等</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>ネットワーク事務局に支援員（1名）を配置して、以下の取り組みを支援する。</p> <p>(1) こども食堂等の運営を持続可能にするための仕組の運用</p> <p>○県とネットワーク構成団体等、官民が一体となって「こども食堂等の運営を持続可能にするための仕組（食材提供、スタッフ確保）」を運用するため、協力企業・団体の開拓及び協力内容の調整を行う。</p> <p>【こども食堂等の運営を持続可能にするための仕組の例】</p> <p>(物的支援) 循環型社会における食品ロス対策の観点も含めた、食材提供（食材供給、中間的貯蔵庫、配送）システム</p> <p>(人的支援) 大学生等の学生ボランティア等による学習支援などの運営スタッフの確保システム</p> <p>(2) こども食堂等の居場所の増設</p> <p>○こども食堂等の開設や運営の相談窓口及び個別支援</p> <p>(3) こども食堂等の充実を図る取組</p> <p>○活動団体同士の情報交換会・勉強会の開催</p> <p>○文化芸術等の体験活動の推進【拡充】</p> <p style="text-align: center;">※イベント経費にクラウドファンディング型ふるさと納税を活用</p> <p>【拡充内容】</p> <p>こども食堂等を利用する親子・子どもを対象として文化芸術・スポーツ体験を目的としたイベントを開催する。</p> <p>(例) 県内の芸術家を招いて「アートにふれるワークショップ」、演劇鑑賞、スポーツ観戦 等</p> <p>○学生ボランティアを受け入れるこども食堂に対する交通費等の手当の支援【拡充】</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>当該ネットワークには、こども食堂の開設相談や食材寄付の申し出等があり、実際に米子市内のこども食堂開設の後方支援、野菜の寄付の受領・配布等の活動を行ってきた。平成29年度9月補正予算における本事業により当該ネットワーク事務局に支援員を配置し（11月）、活動を本格化させた。</p> <p>現在、当該ネットワークの賛助会員である県社会福祉協議会や県生協、とっとり県民活動活性化センター、県福祉保健課とも連携しながら、食材確保・流通の仕組みづくりの検討やこども食堂を対象とする食品衛生研修開催等の活動を行っている。</p>								

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県社会福祉事業包括支援事業	38,961	0	38,961			〈基金繰入金〉 16,500	22,461	
トータルコスト	39,756千円 (前年度 0千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明 【「鳥取元気づくり推進基金」、「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
1 事業の目的、概要								
<p>現在、単県で支援を行っている施策について、より現場のニーズに即した取組になるよう補助制度を改めるため、常日頃から各種社会福祉団体と接しており、現場のニーズを十分把握している県社会福祉協議会を窓口にする事とし、円滑かつ迅速に支援を行う。</p>								
2 主な事業内容								
<p>県は県社会福祉協議会が各種団体の支援に必要な経費を全額支援することとする。</p> <p>なお、補助メニューの内容については、平成29年度に県が実施している支援メニューをベースとして、現場のニーズに応じ必要な変更を県社会福祉協議会で行うことも可能とする。</p> <p>また、事業に必要な人件費(2名分)及び事務費の必要額の支援も行う。</p>								
(単位：千円)								
区 分		予 算 額		参 考 (H29予算額)				
1 事業費 * 0 内所属名はH29予算所管課		31,665		34,227				
(1) 鳥取県更生保護給産会補助金 (福祉保健課)		80		80				
(2) 鳥取県更生保護観察協会補助金 (福祉保健課)		120		120				
(3) 身体障がい者福祉大会開催事業費補助金 (障がい福祉課)		150		150				
(4) 鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業補助金 (障がい福祉課)		490		490				
(5) 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金 (障がい福祉課)		1,000		1,000				
(6) 手話学習会開催事業費補助金 (障がい福祉課)		1,350		1,220				
(7) 肢体不自由児協会広報誌発行事業補助金 (障がい福祉課)		240		240				
(8) 肢体不自由児父母の会開催補助金 (障がい福祉課)		510		510				
(9) 手話検定等受験料助成事業費補助金 (障がい福祉課)		338		116				
(10) 介護職員初任者研修受講支援補助金 (担い手加算・過疎地就業奨励金含む。) (長寿社会課)		6,400		6,400				
(11) 働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援補助金 (長寿社会課)		600		1,000				
(12) 介護実務者研修受講支援補助金 (長寿社会課)		7,500		5,000				
(13) 介護職員・小規模事業所グループ支援補助金 (長寿社会課)		1,000		1,000				
(14) 介護老人保健施設整備費借入金利子補助金 (長寿社会課)		9,807		14,821				
(15) ことぶき起業支援補助金 (長寿社会課)		1,600		1,600				
(16) 外国人高齢者福祉給付金 (長寿社会課)		480		480				
2 人件費		5,996		-				
3 事務費		1,300		-				
合 計		38,961		34,227				

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 指定管理候補者 審査委員会等運営費	485	0	485				485													
トータルコスト	1,280千円 (前年度 0千円) [正職員：0.1人]																			
主な業務内容	審査委員の委嘱、委員会の開催、審査結果の通知・公表																			
工程表の政策目標 (指標)	—																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的、概要																				
福祉保健部の所管する公の施設のうち、今後も指定管理を継続する方針である3施設について、指定管理候補者の選定に当たり、外部意見を反映し、透明性を確保するとともに、専門的見地から総合的な審査を行うため、外部有識者等による「指定管理候補者審査委員会」を開催する。																				
また、民間で出来るものは民間でとの方針のもと、譲渡検討のための第三者委員会を開催する。																				
2 主な事業内容																				
(1) 指定管理施設として継続する施設																				
指定管理候補者の選定に当たり、外部意見を反映し、透明性を確保するとともに、専門的見地から総合的な審査を行うため、外部有識者等による「指定管理候補者審査委員会」を開催する。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>選定方法</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉人材研修センター</td> <td>指名</td> <td>福祉保健課</td> </tr> <tr> <td>障害者体育センター</td> <td>公募</td> <td>障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>鳥取砂丘こどもの国</td> <td>公募</td> <td>子育て応援課</td> </tr> </tbody> </table>									施設名	選定方法	所管課	福祉人材研修センター	指名	福祉保健課	障害者体育センター	公募	障がい福祉課	鳥取砂丘こどもの国	公募	子育て応援課
施設名	選定方法	所管課																		
福祉人材研修センター	指名	福祉保健課																		
障害者体育センター	公募	障がい福祉課																		
鳥取砂丘こどもの国	公募	子育て応援課																		
ア 委員構成 (想定) : 学識経験者、税理士または公認会計士、施設分野の有識者、県施設所管部局長 等																				
イ 次期指定管理予定期間 : 平成31年度～平成35年度																				
ウ 予算額 : 333千円 (委員報酬及び旅費 (募集要項検討、面接審査、現地調査))																				
(2) 民間譲渡を検討している施設																				
民間譲渡検討のための第三者委員会を開催する。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園</td> <td>障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>皆生尚寿苑</td> <td>長寿社会課</td> </tr> </tbody> </table>									施設名	所管課	鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園	障がい福祉課	皆生尚寿苑	長寿社会課						
施設名	所管課																			
鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園	障がい福祉課																			
皆生尚寿苑	長寿社会課																			
ア 委員構成 (想定) : 学識経験者、税理士又は公認会計士、業界関係者又は施設利用関係者、県施設所管部局長 等																				
イ 譲渡先による管理運営開始予定時期 : 平成31年4月																				
※譲渡先が決まらない場合、指定管理を継続する。																				
ウ 予算額 : 152千円 (委員報酬及び旅費 (募集要項検討、面接審査、現地調査))																				

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)旧東部福祉保健事務所施設維持管理費	682	0	682				682	
トータルコスト	682千円（前年度0千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	施設の維持管理							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
旧東部福祉保健事務所に設置しているホールボディカウンターを新中央病院に移設するまでの間、施設維持管理に要する経費である。								
福祉保健部管理運営費（民生費）	15,440	11,009	4,431				15,440	
トータルコスト	121,903千円（前年度117,512千円） [正職員：13.4人]							
主な業務内容	部及び課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整・対応、人事管理、知事表彰・叙勲・褒章事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等に要する事務経費である。								
[廃止] 指定管理施設運営評価委員会運営費	0	232	△232					
トータルコスト	0千円（前年度232千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	運営評価委員会開催に係る連絡調整、資料作成、経費支出事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
指定管理期間の中間年度の翌年度に開催する委員会であり、今回は2022年度開催予定であることから廃止する。								
[廃止] 県立社会福祉保健施設環境改善事業	0	41,059	△41,059					
トータルコスト	0千円（前年度42,649千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	施設の維持修繕							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
営繕課所管の県有施設営繕事業への統合に伴い事業を廃止する。								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[廃止] 更生保護団体 助成事業	0	200	△200					
トータルコスト	0千円（前年度 995千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	社会を明るくする運動関連事務、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明	平成30年度は、鳥取県社会福祉事業包括支援事業へ組み替えて事業実施するものである。							

障がい福祉課（内線：7866）→事業実施：福祉保健課

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
地域生活定着支援センター運営事業	17,471	16,361	1,110	13,103			4,368															
トータルコスト	19,855千円（前年度 18,745千円） [正職員：0.3人]																					
主な業務内容	地域生活定着支援センターの運営委託など																					
工程表の政策目標（指標）	-																					
事業内容の説明	<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者を有する、又は高齢（概ね65歳以上）であり、出所後に適当な住居がなく、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者に対し、出所後円滑に福祉サービスへ繋げるための支援を行う「地域生活定着支援センター」を設置運営する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>鳥取県地域生活定着支援センター</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター（しらはま交流センター）内</td> </tr> <tr> <td>委託先</td> <td>社会福祉法人鳥取県厚生事業団</td> </tr> <tr> <td>運営開始日</td> <td>平成22年7月1日</td> </tr> <tr> <td>開所時間</td> <td>午前8時30分～午後5時45分、月～金（祝日・年末年始を除く）</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>相談員4名（常勤専従2名、常勤兼務2名）</td> </tr> <tr> <td>委託内容</td> <td> 1 刑務所出所前の支援 （1）コーディネート業務（保護観察所の生活環境調整への協力） （2）刑務所等出所後の受入施設等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（住民票取得、年金手続、手帳取得、福祉サービス申請等） 2 刑務所出所後の支援 （1）フォローアップ業務（出所者の地域生活支援に関するアフターケア） （2）相談支援業務（刑務所等を出所した人への福祉的な助言等） （3）地域のネットワークの構築と連携推進 （ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） （4）情報発信業務 （地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催） </td> </tr> </table>							名称	鳥取県地域生活定着支援センター	場所	鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター（しらはま交流センター）内	委託先	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	運営開始日	平成22年7月1日	開所時間	午前8時30分～午後5時45分、月～金（祝日・年末年始を除く）	職員	相談員4名（常勤専従2名、常勤兼務2名）	委託内容	1 刑務所出所前の支援 （1）コーディネート業務（保護観察所の生活環境調整への協力） （2）刑務所等出所後の受入施設等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（住民票取得、年金手続、手帳取得、福祉サービス申請等） 2 刑務所出所後の支援 （1）フォローアップ業務（出所者の地域生活支援に関するアフターケア） （2）相談支援業務（刑務所等を出所した人への福祉的な助言等） （3）地域のネットワークの構築と連携推進 （ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） （4）情報発信業務 （地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）	
名称	鳥取県地域生活定着支援センター																					
場所	鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター（しらはま交流センター）内																					
委託先	社会福祉法人鳥取県厚生事業団																					
運営開始日	平成22年7月1日																					
開所時間	午前8時30分～午後5時45分、月～金（祝日・年末年始を除く）																					
職員	相談員4名（常勤専従2名、常勤兼務2名）																					
委託内容	1 刑務所出所前の支援 （1）コーディネート業務（保護観察所の生活環境調整への協力） （2）刑務所等出所後の受入施設等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（住民票取得、年金手続、手帳取得、福祉サービス申請等） 2 刑務所出所後の支援 （1）フォローアップ業務（出所者の地域生活支援に関するアフターケア） （2）相談支援業務（刑務所等を出所した人への福祉的な助言等） （3）地域のネットワークの構築と連携推進 （ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） （4）情報発信業務 （地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）																					

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
成年後見支援センター運営支援事業	13,500	13,500	0	6,750			6,750											
トータルコスト	13,500千円（前年度13,500千円）〔正職員：0.0人〕																	
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い																	
工程表の政策目標（指標）	-																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高齢者、障がい者等が成年後見制度等の支援を受けることにより、住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続されるよう、弁護士、社会福祉士等の専門人材による権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター 一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき <p>(2) 補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援センターの設置運営 ・困難事例の法人後見 ・成年後見制度や権利擁護に係る普及啓発 ・親族後見や市民後見などの受任者調整・相談支援 ・成年後見制度や権利擁護に係る市町村への相談支援 ・市民後見人の養成 ・法人後見の担い手の育成・活動支援 ・日常生活自立支援事業等関連制度からの円滑な移行支援 ・各関係機関との地域連携ネットワーク会議等の開催 <p>(3) 平成30年度予算額【13,500千円】</p> <p>1ヶ所当たり定額4,500千円×3ヶ所=13,500千円</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>各圏域に成年後見支援センターが設置され、全市町村と県が一体となって、支援体制を整備しており（H24.4.10（西部）、H25.4.1（東部）、H25.4.8（中部））、センターの法人後見の受任件数は年々増加している。</p> <p>しかし、各センターが担うことのできる後見受任件数にも限界があるため、センターは可能な限りの後見受任を行いながら、後見受任の新たな担い手の育成やその活動を支援することで、地域における権利擁護体制の充実に努めている。</p> <p>各年度末における法人後見受任件数の推移（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受任件数</td> <td>75</td> <td>102</td> <td>121</td> <td>137</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受任件数は3センター合計の数値</p>									年度	H25	H26	H27	H28	受任件数	75	102	121	137
年度	H25	H26	H27	H28														
受任件数	75	102	121	137														

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〔廃止〕社会福祉施設地域貢献促進事業	0	1,500	△1,500					
トータルコスト	0千円（前年度2,295千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
事業見直しにより廃止する。								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〔事業移管〕災害時における支え愛地域づくり推進事業	0	0	0					
トータルコスト	0千円（前年度 0千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業内容</p> <p>鳥取県中部地震を踏まえて、共助による住民相互の避難支援の重要性が改めて認識され、住民の防災意識が高まっていることから、市町村社協を核とし、支え愛マップの手法を活用した住民主体の災害時の防災体制の強化を図ることで、災害時の要支援者の適切な支援を確保し、災害時の地域の安全を推進する。</p> <p>2 事業移管</p> <p>平成29年度中途から危機管理局において事業実施することとなり、事業移管を行うものである。</p>								

6目 遺家族等援護費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
戦傷病者戦没者遺族等援護事業	11,638	18,795	△7,157	7,200		(雑入) 16	4,422	
トータルコスト	48,980千円（前年度 56,151千円） [正職員：4.7人 非常勤職員：1.6人]							
主な業務内容	慰霊祭開催、補助金交付業務、表彰事務、特別給付金等の裁定、研修会の実施、療養費支給事務、市監査、恩給等に関する相談受付及び書類進達、軍歴証明事務、国庫委託金事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 戦傷病者や戦没者遺族等の福祉の増進を図るための援護に要する経費である。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	予算額	内 容						
戦没者慰霊等援護事業	4,372	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県戦没者慰霊祭等の慰霊事業の執行及び旧陸軍墓地の維持管理の実施 ・ 県遺族会が実施する慰霊事業等への補助 ・ 社会福祉事業功労に対する表彰 <p style="text-align: right;">(単県)</p>						
戦傷病者遺族等援護事業	6,740	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧軍人・軍属等の公務上の死亡又は傷病に対し本人若しくは遺族に対して支給する各種給付金等に係る事務 ・ 戦傷病者に対する療養給付等の実施 ・ 戦傷病者相談員及び戦没遺族相談員の設置 <p style="text-align: right;">(国10/10)</p>						
中国残留邦人等支援事業	316	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国残留邦人等の永住帰国及び自立に係る支援 ・ 支援給付実施機関に対する施行事務監査 <p style="text-align: right;">(国10/10・単県)</p>						
恩給等事務処理費	210	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求指導及び請求書類の進達 ・ 各種年金通算及び叙位叙勲等に係る軍歴の調査・証明 <p style="text-align: right;">(国10/10)</p>						
合 計	11,638							

6目 遺家族等援護費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 沖縄「因伯の塔」修繕事業	6,185	0	6,185				6,185	
トータルコスト	6,185千円（前年度0千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	契約業務、委託先との協議・調整							
工程表の政策目標（指標）								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>沖縄「因伯の塔」は、先の大戦の際、沖縄及び南方諸地域において戦没された本県出身者の慰霊のために、昭和46年11月に県により建立されたものである。</p> <p>建立から長期経過しており、塔の台座のひび割れ、床の陥没などの老朽化が進んだため、安全性及び美観確保のため修繕を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕項目 本塔台座の石材の剥離、ひび割れ等の修復 通路・コンクリート床の補修、敷き直し 銘板・由来碑文の洗浄、文字塗替え ・委託先：公益財団法人 沖縄県平和祈念財団 								

3項 生活保護費

福祉保健課(内線:7859)

1目 生活保護総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保護行政費	22,172	26,716	△4,544	5,641		(雑入) 18	16,513	
トータルコスト	89,705千円(前年度94,274千円) [正職員:8.5人 非常勤職員:2.0人]							
主な業務内容	福祉事務所の監査、保護の決定及び調査、被保護者の訪問指導							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 生活保護に係る各種の調査などを行い、生活保護の適正実施を図る。</p> <p>2 主な事業内容 生活保護に係る各種の調査、適正化対策事業の実施に要する経費である。</p>								
(単位:千円)								
区 分		予算額	財 源					
監 査 委 託 事 業		329	国10/10					
法 施 行 事 務 費		10,220	国1/2、単県					
生活保護適正実施推進事業		11,623	国3/4、国2/3、国1/2、単県					
合 計		22,172						

1目 生活保護総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
被保護者自立 (就労) 支援事業	5,373	5,373	0	1,434		(雑入) 3,458	481																			
トータルコスト	6,168千円 (前年度 6,168千円) [正職員：0.1人 非常勤職員：2.0人]																									
主な業務内容	被保護者に対する就労支援																									
工程表の政策目標 (指標)	低所得者への支援																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>就労支援専門員を県福祉事務所に配置し、就労可能な被保護者（生活保護受給者）に対して、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施することにより、被保護者の自立を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 県福祉事務所（町村と共同設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中部福祉事務所（三朝町）、湯梨浜町、北栄町、琴浦町：1名（生活困窮者自立支援事業による就労支援員と兼務） 西部福祉事務所（大山町）、日吉津村、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町：1名 <p>(2) 財源内訳 国負担金3/4</p> <p>(3) 就労支援専門員の主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護者に対し、求人・職業訓練等の情報を収集し、情報提供する。 被保護者に対し、就労意識の向上や職業選択等の助言・指導を行う。 被保護者に対し、ハローワーク等での就職活動、履歴書の書き方等の指導・援助を行う。 ハローワーク等との連絡調整を行う。 <p>3 就労支援の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>就労支援対象者数</th> <th>就労開始者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>51人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>63人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>52人</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>50人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>38人</td> <td>11人</td> </tr> </tbody> </table>									年 度	就労支援対象者数	就労開始者数	平成24年度	51人	11人	平成25年度	63人	30人	平成26年度	52人	31人	平成27年度	50人	16人	平成28年度	38人	11人
年 度	就労支援対象者数	就労開始者数																								
平成24年度	51人	11人																								
平成25年度	63人	30人																								
平成26年度	52人	31人																								
平成27年度	50人	16人																								
平成28年度	38人	11人																								

2目 扶助費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
扶助費	467,746	510,882	△43,136	222,300		(雑入) 2,000	243,446	
トータルコスト	503,499千円 (前年度 546,648千円) [正職員: 4.5人]							
主な業務内容	生活保護費支払事務、県負担金交付事務、見舞金支給事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する。</p> <p>2 主な事業内容 生活に困窮する者の最低限度の生活の保障、市及び福祉事務所を設置する町村が保護した居住地がない又は明らかでない者への負担金の支給等に要する経費である。</p> <p>(1) 生活保護費 298,400千円 (国3/4、県1/4) (2) 現在地保護者県負担金 142,695千円 (県10/10) (3) 単県見舞金 26,651千円 (県10/10)</p>								

4項 災害救助費

1目 救助費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救助費	1,120	1,420	△300				1,120	
トータルコスト	5,093千円 (前年度5,394千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	災害救助対策事務、災害見舞金支給事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>災害救助対策事務に要する経費及び県外で発生した大規模災害への見舞金並びに県内で発生した災害救助法適用外の小災害被災者への見舞金に要する経費である。</p>								
(単位: 千円)								
内 容		予算額	財 源					
災害見舞金		900	単県 (定額)					
災害救助対策事務費		220	単県					
合 計		1,120						

1目 救助費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
避難被災者生活支援金(東日本大震災・熊本地震)	1,500	2,250	△750			(基金繰入金) 1,500											
トータルコスト	2,295千円(前年度3,045千円) [正職員:0.1人]																
主な業務内容	支援金制度の運用																
工程表の政策目標(指標)	-																
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>東日本大震災・熊本地震で被災され、本県へ避難して本県に居住された場合に、当面の生活費として支援金を支給し、生活再建を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 避難被災者生活支援金(新規避難者向け) 1,000千円</p> <p>ア 支給対象者</p> <p>鳥取県に避難し、鳥取県内の賃貸借住宅等(公営住宅、民間賃貸借住宅等)または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯(者)。</p> <p>イ 支給額</p> <table border="1" data-bbox="263 1048 1149 1205"> <thead> <tr> <th>住居 対象</th> <th>賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)</th> <th>親類宅や知人宅、ホームステイ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯</td> <td>30万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>単身者</td> <td>15万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難被災者生活再建支援金(継続避難者向け) 500千円</p> <p>ア 支給対象者</p> <p>生活再建支援金申請時点で鳥取県に引き続き6ヶ月以上居住している者</p> <p>イ 支給額</p> <p>一人あたり5万円(世帯員数に応じて支給)</p>									住居 対象	賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)	親類宅や知人宅、ホームステイ等	世帯	30万円	20万円	単身者	15万円	10万円
住居 対象	賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等)	親類宅や知人宅、ホームステイ等															
世帯	30万円	20万円															
単身者	15万円	10万円															

2目 備蓄費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
備蓄費	91	91	0			(財産収入) 91		
トータルコスト	886千円 (前年度886千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	災害救助基金の運用依頼、同基金運用益の同基金繰入事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>災害救助法に基づく災害救助基金の運用益の積立に要する経費である。</p> <p>・平成29年度末基金残高見込額 240,700千円</p>								

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

1目 公衆衛生総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
衛生統計費	4,932	6,652	△1,720	2,283		(雑入) 6	2,643										
トータルコスト	22,411千円 (前年度 24,138千円) [正職員: 2.2人 非常勤職員: 0.8人]																
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ、国への報告																
工程表の政策目標 (指標)	-																
事業内容の説明																	
<p>保健衛生行政推進の基礎資料を得るための各種調査等に要する経費である。</p> <p>【主な統計調査】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>実施時期</th> <th>調査周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査 (世帯票)</td> <td>6月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>人口動態調査</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> </tbody> </table>									調査名	実施時期	調査周期	国民生活基礎調査 (世帯票)	6月予定	毎年	人口動態調査	毎月実施	毎年
調査名	実施時期	調査周期															
国民生活基礎調査 (世帯票)	6月予定	毎年															
人口動態調査	毎月実施	毎年															

1目 公衆衛生総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原爆被爆者保護費	137,391	148,093	△10,702	128,896		(雑入) 6	8,489	
トータルコスト	152,487千円(前年度163,194千円) [正職員:1.9人・非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	医療機関及び国との委託契約、各種手当等の認定・支給事務、療養費支給事務、補助金交付業務、国庫負担金等事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
原子爆弾被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる援護施策に要する経費である。								
2 主な事業内容								
(単位:千円)								
区分	予算額	事業内容						
原爆被爆者健康診断費	2,265	原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施 (国10/10)						
	500	鳥取県原爆被害者協議会の行う援護事業及び教育宣伝事業に対する助成 (単県)						
原爆被爆者保護費	130,726	各種手当の認定及び支給事務、介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 (国10/10) (国8/10・県2/10) (国1/2・県1/2)						
	560	鳥取県原爆被害者協議会の行う慰霊式典に対する助成 (国5/8・県3/8、単県)						
標準事務費	792	事業に係る標準事務費 (国10/10)						
人件費	2,548	非常勤職員1名の人件費 (単県)						
合計	137,391							

1目 公衆衛生総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部管理運営費(衛生費)	434	434	0				434	
トータルコスト	2,023千円(前年度2,024千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応や、中国ブロック衛生主管部局長会議及び全国衛生部長会に係る経費である。								

3項 保健所費
1目 保健所費

福祉保健課(内線:7142)
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
指導管理費	832	324	508				832	
トータルコスト	832千円(前年度324千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	保健所との連絡調整、保健所職員の研修派遣							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>公衆衛生に関する業務に従事している保健師等の国立保健医療科学院が実施する研修等への派遣及び全国保健所長会に係る経費である。</p>								

中部総合事務所福祉保健局(電話:0858-23-3121)

1目 保健所費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 中部総合事務所福祉 保健局運営費	5,610	5,819	△209				5,610	
トータルコスト	29,445千円(前年度27,263千円) [正職員:3.0人]							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営費、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>中部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。</p>								

西部総合事務所福祉保健局(電話:0859-31-9315)

1目 保健所費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 西部総合事務所福祉 保健局管理運営費	24,722	22,560	2,162			(雑入) 10	24,712	
トータルコスト	24,722千円(前年度51,968千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	保健所及び福祉事務所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>西部総合事務所福祉保健局の管理運営・企画調整等に要する経費である。</p>								

東部福祉保健事務所（電話：0857-22-5163）

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> [廃止] 東部福祉保健 事務所運営費	0	16,255	△16,255					
トータルコスト	0千円（前年度71,891千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	保健所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整、事務所閉鎖の業務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
東部福祉保健事務所の事務所閉鎖に伴う廃止である。								

福祉保健課(内線: 7139)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	4,299,999	4,541,070	△241,071	91,862		(負担金) 978 (使用料) 121,610 (手数料) 13,476	4,072,073	

事業内容の説明

一般職員542名及び定数外職員33名の人件費である。

※上段()内は定数外職員数

(単位: 千円、人)

区分			本年度		前年度		財源内訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	643,335	90	722,449	102	2,485		(手数料) 1,580	639,270
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	2,163,267	290	2,135,588	287	66,892		(負担金) 978 (使用料) 121,610 (手数料) 197	1,973,590
民生費	生活保護費	生活保護総務費	106,752	15	106,301	15	20,000			86,752
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	253,641	35	255,948	35	2,485		(手数料) 458	250,698
衛生費	保健所費	保健所費	396,908	55	611,796	85				396,908
衛生費	医薬費	医薬総務費	736,096	(33) 57	708,988	(32) 56			(手数料) 11,241	724,855
計			4,299,999	(33) 542	4,541,070	(32) 580	91,862		136,064	4,072,073

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉監査指導課（内線：7140）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	14,181	21,971	△7,790	700		24	13,457	
トータルコスト	38,016千円（前年度 45,815千円） [正職員：3.0人 非常勤職員：5.7人]							
主な業務内容	社会福祉法人指導監査							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設サービスの向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人の運営の適正化・健全経営の推進を図り、適切な福祉サービスが安定して提供できるよう、指導監査や許認可を行うとともに、各種研修会等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 社会福祉法人指導監査の実施 [13,397千円] 社会福祉法に基づき社会福祉法人の運営の適正化を指導するため法人指導監査を実施する。</p> <p>(2) 各種研修会の実施 [784千円] 法人の役職員及び県の監査担当者の資質向上を図るため各種研修会等を実施する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>社会福祉法人による不適正な会計処理事案を受け、指導監査の適正かつ効率的な実施を図ることを目的として、下記のとおり監査の充実を図った。</p> <p>(1) 監査体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 年次的に人員を増加し、平成24年度に法人指導監査に特化した「法人施設指導室」を設置し、平成28年度には「福祉監査指導課」に独立させた。 上記のほか、高度な専門的知識（法律・財務・会計）を要する指導監査に対応するため、公認会計士5名及び弁護士2名を法人指導監査専門員（非常勤職員）として任命し、必要に応じて監査への同行を依頼している。 <p>(2) 施設監査との連携</p> <p>福祉保健局等が行う施設監査における会計面の監査強化に当たり、平成25年度から法人指導監査員（非常勤職員）を3名増員し、法人監査と施設監査の情報共有・連携強化を図っている。</p>								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人育成事業	39,864	48,274	△8,410				39,864	
トータルコスト	43,042千円（前年度 51,453千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設サービスの向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県内社会福祉法人の健全な育成を図るため、運営費に対する支援等を行う。								
2 主な事業内容								
項目	予算額(千円) 上段()内は 前年度	実施主体	補助率等	事業の内容				
鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	(31,200) 25,747	社会福祉法人等が経営する社会福祉施設 (保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。) (※1)	1施設当たりの平均補助金額2,500千円(上限)	施設の人件費・事務費を助成する。				
独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	(10,179) 7,285	社会福祉法人等	支払利息額の1/4又は1/2	独立行政法人福祉医療機構から借入を行った施設整備借入金に係る支払利子の一部(1/4又は1/2)を補助する。(※2)				
鳥取県福祉施設経営指導事業補助金	(6,895) 6,832	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	定額	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う。				
(※1) 市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。 (※2) 平成17年3月31日までに借入を行ったものに限る。								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	195,138	200,057	△4,919				195,138	
トータルコスト	195,933千円（前年度 200,852千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設サービスの向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に補助金を交付し、民間社会福祉施設職員の処遇確保及び施設経営の安定を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業による退職手当支給に要する経費の1/3を補助する。 （負担割合：国1/3、県1/3、事業主体1/3）</p>								
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	1,181	939	242				1,181	
トータルコスト	5,948千円（前年度 5,708千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	評価推進委員会の開催、評価調査者研修、評価機関の指導・監督							
工程表の政策目標(指標)	第三者評価の受審施設数の増							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県が認証した評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービス提供事業者のサービスの質を評価することにより、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果をインターネット等で公表することにより、利用者に対する情報提供を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 評価推進委員会の運営 [254千円] 学識経験者等7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費（年3回） ※審議内容 評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等</p> <p>(2) 評価調査者継続研修 [256千円] 県が登録した評価調査者の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修（年2回）</p> <p>(3) 評価調査者養成研修（県社協委託） [608千円] 一部の評価機関において評価業務から撤退したい意向があり、評価調査者が減少することから、新たな評価調査者を育成していく必要がある。（年1回）</p> <p>(4) 評価機関の指導、監督等 [63千円] ・ 監督、指導及び関係機関との連携に要する事務費 ・ 旅費、印刷費等事業の運営に要する事務費</p>								

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉サービス利用者 苦情解決事業	9,992	10,204	△212	4,996			4,996	
トータルコスト	10,787千円 (前年度 10,999千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設サービスの向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に設置される「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して助成する。(補助率：10/10<国1/2、県1/2>)</p>								
(単位：千円)								
区 分	予算額	内 容						
事務局運営費	6,998	事務局人件費等						
会議開催経費 (運営適正化委員会2回) (苦情解決小委員会6回)等	1,854	運営適正化委員会の開催経費等						
広報、啓発活動費等	1,140	パンフレット製本費等						
合計	9,992							

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																		
（新）鳥取県厚生事業団「境港通勤寮」解体撤去費補助金	18,122	0	18,122				18,122																																		
トータルコスト	18,122千円（前年度 0千円） [正職員：0.0人]																																								
主な業務内容	補助金交付事務																																								
工程表の政策目標（指標）	—																																								
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 社会福祉法人鳥取県厚生事業団が所有する「境港通勤寮」の解体撤去工事が平成29年度に完了したため、県と同法人が平成17年3月31日に締結した鳥取県立社会福祉施設移管契約書に基づいて、施設解体撤去費の補助を行う。</p> <p>2 主な事業内容 鳥取県厚生事業団へ移管した以下の施設（元県立施設）について、老朽化した施設の改築を促進し、利用者にとってより快適な生活に繋げることを目的として施設の解体撤去費に補助金を交付する。</p> <p>なお、当該補助については、平成17年度に債務負担行為で計上されている。</p> <p>①債務負担行為の期間・・・平成18年～平成40年度（22年間）</p> <p>②補助対象施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>障害者福祉センター厚和寮</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目127</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者福祉センター友愛寮</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目113-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者福祉センターつばさ園</td> <td>鳥取市伏野2259-43</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者福祉センターあさひ園</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目113-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部やまと園</td> <td>西伯郡南部町阿賀15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>羽合ひかり園</td> <td>東伯郡湯梨浜町大字光吉9-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白兔はまなす園</td> <td>鳥取市伏野2256-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三津白寿園</td> <td>鳥取市三津869-7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>巖城はごろも苑</td> <td>倉吉市巖城920-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>皆生みどり苑</td> <td>米子市皆生新田二丁目3-1</td> <td>※平成23年度解体撤去済み</td> </tr> <tr> <td>境港通勤寮</td> <td>境港市外江町3413-3</td> <td></td> </tr> </table> <p>③補助金の額 県立施設であった年数を当該施設の耐用年数で除した割合に応じた額</p>									障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127		障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目113-1		障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259-43		障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113-1		西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15		羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉9-2		白兔はまなす園	鳥取市伏野2256-1		三津白寿園	鳥取市三津869-7		巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1		皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3-1	※平成23年度解体撤去済み	境港通勤寮	境港市外江町3413-3	
障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127																																								
障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目113-1																																								
障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259-43																																								
障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113-1																																								
西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15																																								
羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉9-2																																								
白兔はまなす園	鳥取市伏野2256-1																																								
三津白寿園	鳥取市三津869-7																																								
巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1																																								
皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3-1	※平成23年度解体撤去済み																																							
境港通勤寮	境港市外江町3413-3																																								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民間社会福祉施設整備等補助事業	10,359	10,474	△115				10,359	
トータルコスト	13,537千円（前年度 13,653千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設サービスの向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>老朽化した民間社会福祉施設の改修・修繕を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>財政基盤が脆弱なため整備が進まない老朽化した民間社会福祉施設の建物及び設備の改修・修繕等に対して補助を行う。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>社会福祉法人等が経営する社会福祉施設（介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） ※市町村社会福祉協議会等市町村の関与が大きいと知事が認めた法人の施設を除く。 ※高額繰越金等を有する施設を除く。</p> <p>(2) 補助対象事業</p> <p>設置後10年以上が経過した施設又は設備（例：外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備）の改修・修繕。 ※総事業費が50万円以上1,000万円未満（通所・利用施設は上限が500万円未満）のものが対象。</p> <p>(3) 補助率等</p> <p>①補助対象経費の3/4（施設の利用が施設所在市町村の住民に限られない施設） ②補助対象経費の1/2（施設の利用が概ね施設所在市町村の住民に限られる施設）</p>								
[廃止] 社会福祉法人における経営労務管理改善支援事業	0	10,120	△10,120					
トータルコスト	0千円（前年度 10,915千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策目標（指標）	福祉施設サービスの向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>国において平成30年度に当該事業を行わないことに伴い廃止する。</p>								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7866）→事業実施：福祉保健課

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
地域生活定着支援センター運営事業	(17,471)	(16,361)	(1,110)	(13,103)			(4,368)															
トータルコスト	19,855千円（前年度18,745千円）〔正職員：0.3人〕																					
主な業務内容	地域生活定着支援センターの運営委託など																					
工程表の政策目標(指標)	-																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者を有する、又は高齢（概ね65歳以上）であり、出所後に適当な住居がなく、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者に対し、出所後円滑に福祉サービスへ繋げるための支援を行う「地域生活定着支援センター」を設置運営する。</p>																						
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>鳥取県地域生活定着支援センター</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター(しらはま交流センター)内</td> </tr> <tr> <td>委託先</td> <td>社会福祉法人鳥取県厚生事業団</td> </tr> <tr> <td>運営開始日</td> <td>平成22年7月1日</td> </tr> <tr> <td>開所時間</td> <td>午前8時30分～午後5時45分、月～金（祝日・年末年始を除く）</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>相談員4名(常勤専従2名、常勤兼務2名)</td> </tr> <tr> <td>委託内容</td> <td> 1 刑務所出所前の支援 (1) コーディネート業務（保護観察所の生活環境調整への協力） (2) 刑務所等出所後の受入施設の等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（住民票取得、年金手続、手帳取得、福祉サービス申請等） 2 刑務所出所後の支援 (1) フォローアップ業務（出所者の地域生活支援に関するアフターケア） (2) 相談支援業務（刑務所等を出所した人への福祉的な助言等） (3) 地域のネットワークの構築と連携推進 （ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） (4) 情報発信業務 （地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催） </td> </tr> </table>									名称	鳥取県地域生活定着支援センター	場所	鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター(しらはま交流センター)内	委託先	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	運営開始日	平成22年7月1日	開所時間	午前8時30分～午後5時45分、月～金（祝日・年末年始を除く）	職員	相談員4名(常勤専従2名、常勤兼務2名)	委託内容	1 刑務所出所前の支援 (1) コーディネート業務（保護観察所の生活環境調整への協力） (2) 刑務所等出所後の受入施設の等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（住民票取得、年金手続、手帳取得、福祉サービス申請等） 2 刑務所出所後の支援 (1) フォローアップ業務（出所者の地域生活支援に関するアフターケア） (2) 相談支援業務（刑務所等を出所した人への福祉的な助言等） (3) 地域のネットワークの構築と連携推進 （ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） (4) 情報発信業務 （地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）
名称	鳥取県地域生活定着支援センター																					
場所	鳥取市伏野2259番地43地域支援総合センター(しらはま交流センター)内																					
委託先	社会福祉法人鳥取県厚生事業団																					
運営開始日	平成22年7月1日																					
開所時間	午前8時30分～午後5時45分、月～金（祝日・年末年始を除く）																					
職員	相談員4名(常勤専従2名、常勤兼務2名)																					
委託内容	1 刑務所出所前の支援 (1) コーディネート業務（保護観察所の生活環境調整への協力） (2) 刑務所等出所後の受入施設の等の確保、刑務所出所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（住民票取得、年金手続、手帳取得、福祉サービス申請等） 2 刑務所出所後の支援 (1) フォローアップ業務（出所者の地域生活支援に関するアフターケア） (2) 相談支援業務（刑務所等を出所した人への福祉的な助言等） (3) 地域のネットワークの構築と連携推進 （ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） (4) 情報発信業務 （地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）																					

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
障がい者福祉施設放射線防護対策事業	578	578	0	578														
トータルコスト	4,551千円 (前年度 4,552千円) [正職員: 0.5人]																	
主な業務内容	補助金事務等																	
工程表の政策目標(指標)	-																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>島根原子力発電所から半径30キロメートル以内に所在する障害者支援施設において整備した放射線防護対策設備の維持管理を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>原子力災害発生時において、即時待避が困難な障害者支援施設入所者等を安全に避難させるため、障害者支援施設に放射線防護対策設備を平成26年度に整備して、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>施設名: 光洋の里 (境港市渡町、障害者支援施設)</p> <p>主な設備: 陽圧 (加圧) するための換気設備 (フィルター内蔵型)、非常用電源設備等</p>																		
障がい者等県立施設利用促進事業	1,479	1,669	△190				1,479											
トータルコスト	2,274千円 (前年度 2,464千円) [正職員: 0.1人]																	
主な業務内容	補助金交付事務																	
工程表の政策目標(指標)	福祉施設サービスの向上及び利用者への情報提供																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者及び高齢者等の社会参加促進を図るため、県立施設において施設管理者が障がい者及び高齢者等の利用料を減免する場合に当該減免相当額を補填する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" data-bbox="215 1276 1225 1478"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象施設</td> <td>鳥取県立障害者体育センター</td> </tr> <tr> <td>施設管理者</td> <td>指定管理者 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 (指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>障がい者・高齢者の利用料減免相当額</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/10</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内 容	対象施設	鳥取県立障害者体育センター	施設管理者	指定管理者 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 (指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで)	補助対象経費	障がい者・高齢者の利用料減免相当額	補助率	10/10
区分	内 容																	
対象施設	鳥取県立障害者体育センター																	
施設管理者	指定管理者 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 (指定管理期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで)																	
補助対象経費	障がい者・高齢者の利用料減免相当額																	
補助率	10/10																	

障がい福祉課 (内線: 7152)

2目 身体障がい者福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身体障害者更生相談所費	4,128	4,347	△219				4,128	
トータルコスト	8,895千円 (前年度9,116千円) [正職員: 0.6人、非常勤職員: 0.2人]							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、補装具・更生医療判定、身体障がい者の援護に係る各種研修の開催							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 身体障害者更生相談所が行う医学的判定や補装具の処方・適合判定等の経費である。</p> <p>2 主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・定期相談、巡回相談事業 ・更生医療の判定事業 ・医学診査 (障害程度審査委員会) ・地域リハビリテーション推進事業 ・市町村職員研修開催事業 </p>								

障がい福祉課 (内線: 7675)

2目 身体障がい者福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身体障がい者福祉大会等 開催補助事業	1,000	1,150	△150				1,000	
トータルコスト	2,589千円 (前年度2,740千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金関係業務 (交付決定・実績報告・検査)、大会当日の参加・資料作成、開催通知発送業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 障がい者の自立と社会参加の促進を図る福祉フォーラム (あいサポートとっとりフォーラム) の開催経費の一部を助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
(単位: 千円)								
区分	内 容							予算額
福祉フォーラム (あいサポートと っとりフォーラム)	障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する福祉フォーラム (あいサポートとっとりフォーラム) の開催経費の一部を助成する。							1,000

障がい福祉課（内線：7152）

3目 知的障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障害者更生相談所費	1,463	1,775	△312				1,463	
トータルコスト	21,326千円（前年度21,645千円）〔正職員：2.5人、非常勤職員：0.2人〕							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、医学的・心理学的判定業務、各種研修の開催							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 知的障害者更生相談所が行う医学的・心理学的判定等に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 ・相談・判定業務 ・市町村職員研修事業</p>								

障がい福祉課（内線：7866）

3目 知的障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障がい者団体広報啓発事業補助金	1,000	490	510				1,000	
トータルコスト	1,795千円（前年度21,645千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 第7回手をつなぐ育成会中国・四国大会・「すまいる大会」鳥取大会の開催にかかる経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容 ・第7回手をつなぐ育成会中国・四国大会・「すまいる大会」鳥取大会開催事業（単年） 【開催日】平成30年11月10日（土）～11日（日） 【会場】とりぎん文化会館 【参加者】 中四国県手をつなぐ育成会会員および本人、知的発達に障がいのある方とその家族、関係機関、関係行政機関等 【事業主体】一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会 【要求額】定額（単県）1,000千円</p>								

8目 特別医療費助成事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別医療費助成事業費	1,629,081	1,665,836	△36,755				1,629,081	
トータルコスト	1,632,259千円(前年度1,669,015千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県特別医療費助成条例に基づき、重度心身障がい者、精神障がい者、小児その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。								
2 主な事業内容								
重度心身障がい者等の医療費の本人負担分(3割等)から自己負担額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。								
(1) 対象者								
ア 重度心身障がい者(所得制限有)								
イ 精神障がい者(所得制限有)								
ウ 特定疾病患者								
エ 小児(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象)								
オ ひとり親家庭(所得制限有)								
(2) 自己負担額								
ア 重度心身障がい者、精神障がい者								
1 医療機関ごとに、月額負担上限額まで総医療費の1割を負担 (ただし、市町村民税非課税世帯等に該当する場合は、自己負担額なし) [月額負担上限額]								
所得区分		通院		入院				
一般		2,000円		10,000円				
低所得		1,000円		5,000円				
※低所得:本人が市町村民税非課税								
イ 特定疾病患者、小児、ひとり親家庭								
・ 通院 1医療機関ごとに530円/日(負担上限額:4日/月まで(2,120円/月))								
・ 入院 1医療機関ごとに1,200円/日(低所得者の負担上限額:15日/月まで(18,000円/月))								
(3) 予算額内訳								
(単位:千円)								
区分	予算額	内 容						
医療費補助金	1,568,915	医療費の助成に要する経費(県1/2、市町村1/2) 重度心身障がい者:554,662千円 精神障がい者:60,507千円 特定疾病患者:363千円 小児:883,849千円 ひとり親家庭:69,534千円						
事務費補助金	56,256	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費(県1/2、市町村1/2)						
協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 ・ 県医師会 2,500千円 ・ 県歯科医師会 450千円						
標準事務費	960							
合計	1,629,081							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
特別障害者手当等支給事業費	10,792	12,468	△1,676	7,786			3,006																
トータルコスト	13,176千円（前年度14,852千円）[正職員：0.3人、非常勤職員：0.1人]																						
主な業務内容	特別障害者手当等の認定・支給業務																						
工程表の政策目標(指標)	-																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>日常生活において常時特別な介護を要する在宅・重度の障がい者（児）に対し、精神的・物質的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給することにより、福祉の増進を図る。 （負担割合：国3/4、県1/4）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>中部・西部総合事務所福祉保健局において、福祉事務所を設置していない三朝町及び大山町分の特別障害者手当等の支給事務を実施する。</p>																							
（単位：千円）																							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>予 算 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者手当（316人）</td> <td>26,810円/月</td> <td>8,472</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当（131人）</td> <td>14,580円/月</td> <td>1,910</td> </tr> <tr> <td>標準事務費</td> <td>-</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>-</td> <td>10,792</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	単 価	予 算 額	特別障害者手当（316人）	26,810円/月	8,472	障害児福祉手当（131人）	14,580円/月	1,910	標準事務費	-	410	合 計	-	10,792
区 分	単 価	予 算 額																					
特別障害者手当（316人）	26,810円/月	8,472																					
障害児福祉手当（131人）	14,580円/月	1,910																					
標準事務費	-	410																					
合 計	-	10,792																					
※（ ）の人数は延受給者見込数																							
障がい者福祉事務費 （3障がい手帳事務費）	6,825	7,234	△409				6,825																
トータルコスト	62,440千円（前年度62,870千円）[正職員：7.0人、非常勤職員：1.6人]																						
主な業務内容	3障がい手帳（身体・療育・精神）の発行・管理業務																						
工程表の政策目標(指標)	-																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>3障がい手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の発行・管理を行うことにより、障がい福祉サービスの根幹である障がい者手帳制度の円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 3障がい手帳（身体・療育・精神）の発行・管理業務 (2) 障がい者の援護に係る市町村間の調整業務 (3) 鳥取市中核市移行に係る電算システムの保守料県負担金</p>																							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者</td> <td>28,554人</td> <td>身体障害者手帳</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>5,487人</td> <td>療育手帳</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者</td> <td>6,780人</td> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>40,821人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	人数	備 考	身体障がい者	28,554人	身体障害者手帳	知的障がい者	5,487人	療育手帳	精神障がい者	6,780人	精神障害者保健福祉手帳	合 計	40,821人	
区 分	人数	備 考																					
身体障がい者	28,554人	身体障害者手帳																					
知的障がい者	5,487人	療育手帳																					
精神障がい者	6,780人	精神障害者保健福祉手帳																					
合 計	40,821人																						
県内の3障がい手帳所持者数（平成29年3月末現在）																							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
自立支援給付費（障害者医療費（更生医療、精神通院医療、療養介護医療））	1,345,551	1,370,059	△24,508	561,054		12,784,485		
トータルコスト	1,377,331千円（前年度1,401,851千円）〔正職員：4.0人、非常勤職員：3.0人〕							
主な業務内容	支給認定業務、診療報酬等支払事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 自立支援医療（精神通院医療）								
精神疾患のある方が自立した日常生活、社会生活を営むため、その障がいの軽減及び再発防止のために必要な通院医療費の一部を助成する。								
ア 実施主体 県								
イ 負担割合 国：1/2、県：1/2								
ウ 受給対象者数 16,031人（平成29年3月末現在）								
(2) 自立支援医療（更生医療）								
18歳以上の身体障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むため、障がいの軽減・除去や機能回復のために必要な医療費の一部を助成する。（市町村への負担金等）								
ア 実施主体 市町村								
イ 負担割合 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4								
ウ 受給対象者数 2,535人（平成29年2月末現在）								
(3) 療養介護医療								
常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等（療養介護）のうち、医療に係るものに対し医療費の一部を助成する。（市町村への負担金等）								
ア 実施主体 市町村								
イ 負担割合 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4								
2 主な事業内容								
(1) 自立支援医療（精神通院医療）（単位：千円）								
区分	予算額	内容						
自立支援医療費（精神通院） （国1/2、県1/2）	1,122,109	医療費助成費（精神通院医療）						
医療費審査事務委託費 （単県）	14,372	精神通院医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）						
非常勤職員報酬等 （単県）	5,816	精神通院医療費の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付に係る事務						
合計	1,142,297							
(2) 自立支援医療（更生医療）（単位：千円）								
区分	予算額	内容						
自立支援医療費（更生医療） 給付事業負担金（単県）	173,204	市町村が実施する医療費助成（更生医療）に係る負担金						
医療費審査事務委託費（単県）	1,266	更生医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）						
合計	174,470							
(3) 療養介護医療（単位：千円）								
区分	予算額	内容						
療養介護医療費 給付事業負担金（単県）	28,769	市町村が実施する医療費助成（療養介護医療）に係る負担金						
医療費審査事務委託費（単県）	15	療養介護医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）						
合計	28,784							

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費 (介護給付費等)	3,183,258	3,139,515	43,743				3,183,258	
トータルコスト	3,231,723千円 (前年度 3,187,998千円) [正職員: 6.1人]							
主な業務内容	負担金交付事務、指導監査等							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障害者総合支援法により支給される指定障害福祉サービス等に要する費用について、その一部を法に基づき負担するものである。(実施主体: 市町村、負担割合: 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)								
2 主な事業内容 (平成 30 年 3 月～平成 31 年 2 月分)								
(単位: 千円)								
	区分		予算額					
	障害福祉サービス費等		3,095,070					
	相談支援給付費等		49,456					
	補装具費		38,054					
	高額障害福祉サービス給付費		678					
	計		3,183,258					
障がい者虐待防止・権利擁護事業	3,264	4,172	△908	1,631			1,633	
トータルコスト	8,031千円 (前年度 9,736千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	委託契約等事務、研修事業調整事務、各事業検査等事務、パンフレット作成							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県における障がい者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」(国研修)に障がい福祉関係者を派遣する。 県外講師や指導者養成研修を受講した者を講師に、県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、県内の障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談窓口職員研修を実施する。 専門的な見地から市町村等への支援を行う「支援チーム」を設置する。 								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
	内 容							予算額
(1)	指導者養成研修 障がい者の虐待防止に関して指導的役割を担う者を国の研修に派遣して養成する。(3名分)						263	
(2)	障がい者虐待防止等研修事業 (委託) ・県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員 障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・現場力を高めるためのスーパーバイザー派遣事業 ・障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・障害者虐待防止法の啓発のための新聞広告						1,987	
(3)	障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業 (委託) 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織 (弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的関係者で組織する団体) を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。						1,014	
	合 計							3,264

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立障害者体育センター管理委託費 (指定管理者制度)	8,969	8,969	0				8,969	
トータルコスト	9,764千円 (前年度 9,764千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	委託料の支払、業務の点検・評価、指定管理者との協議等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県立障害者体育センターの管理運営を指定管理者に委託するための経費である。								
【施設の概要】								
区 分		内 容						
所在地		鳥取市湖山町西三丁目113-2						
設置目的		障がい者の体育活動等を推進するため						
建築面積		992.65㎡						
開館年月日		昭和52年10月13日						
2 主な事業内容								
(1) 指定管理者の名称等								
区 分		内 容						
所在地		鳥取市伏野 2259-43						
団体名		(福)鳥取県厚生事業団						
代表者名		理事長 山本 光範						
(2) 指定の期間								
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)								
(3) 業務の内容								
ア 体育センターの施設設備の維持管理に関する業務								
イ 体育センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等								
障害者総合支援法施行事務費 (指定事業者管理事業)	499	499	0				499	
トータルコスト	2,088千円 (前年度 2,089千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	契約事務、連絡調整、事業者情報管理							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
指定障害福祉サービス事業者等の情報を管理する「障害福祉サービス事業者等管理システム」を適切に運用するための経費である。								
2 主な事業内容								
「障害福祉サービス事業者等管理システム」の保守管理業務をシステム開発事業者に委託し実施する。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重度障がい児者支援事業	29,071	31,856	△2,785				29,071	
トータルコスト	31,455千円（前年度34,240千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
重症心身障がい児者等受入事業所の運営費及び施設整備費に対し助成することにより、重症心身障がい児者等の地域生活の一層の充実を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 重度障がい児者日中支援事業 (26,478千円)								
生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る自立支援給付費の相当額を引いた差額分の助成を行う。								
実施主体	市町村							
補助対象	重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
補助基準単価	生活介護利用 利用者一人当たり 2,900円/日 放課後等デイ利用 利用者一人当たり 1,900円/日							
(2) 重度障がい児者短期入所利用支援事業 (2,593千円)								
短期入所事業所において、重症心身障がい児者等の短期入所への支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る自立支援給付費の相当額を引いた差額分の助成を行う。								
実施主体	市町村							
補助対象	重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
補助基準単価	利用者一人当たり 6,700円/日							
(3) 重度障がい児者利用施設基盤整備事業 (0千円) ※平成30年度は該当案件なし								
生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。								
実施主体	社会福祉法人等							
補助対象	生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れる社会福祉法人等							
負担割合	県 10/10							
補助額	総事業費から社会福祉施設等施設整備事業の国庫補助基本額に4/3を乗じて得た額を除いた額の1/2							

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																												
障がい者グループホーム 夜間世話人等配置事業	12,529	6,438	6,091				12,529																																																												
トータルコスト	14,118千円 (前年度 8,028千円) [正職員: 0.2人]																																																																		
主な業務内容	補助金交付事務、事業者等との連絡調整																																																																		
工程表の政策目標(指標)	-																																																																		
事業内容の説明																																																																			
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>夜間世話人や生活支援員の配置に必要な経費を助成することにより、グループホーム等の設置の促進及び安全で質の高い運営を確保することで、障がい者の地域移行の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障がい者グループホーム夜間世話人配置事業補助金 (7,396千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="3">グループホームを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>間接補助事業主体</td> <td colspan="3">市町村</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="3">グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td colspan="3">夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">補助単価 (単位: 円 (日・人))</td> </tr> <tr> <td>障害支援区分</td> <td>夜間世話人配置 4人:1以上</td> <td>夜間世話人配置 5人:1</td> <td>夜間世話人配置 6人:1</td> </tr> <tr> <td>区分 5, 6</td> <td>80</td> <td>460</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">補助単価 (単位: 円 (日・人))</td> </tr> <tr> <td>障害支援区分</td> <td>夜間世話人配置 4人:1以上</td> <td>夜間世話人配置 5人:1</td> <td>夜間世話人配置 6人:1</td> </tr> <tr> <td>区分 4~6</td> <td>930</td> <td>740</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td>区分 2, 3</td> <td>580</td> <td>740</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td>区分 1</td> <td>-</td> <td>200</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>								区 分	内 容			実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等			間接補助事業主体	市町村			内容	グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。			補助基準額	夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計				(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合				補助単価 (単位: 円 (日・人))			障害支援区分	夜間世話人配置 4人:1以上	夜間世話人配置 5人:1	夜間世話人配置 6人:1	区分 5, 6	80	460	660		(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合				補助単価 (単位: 円 (日・人))			障害支援区分	夜間世話人配置 4人:1以上	夜間世話人配置 5人:1	夜間世話人配置 6人:1	区分 4~6	930	740	610	区分 2, 3	580	740	610	区分 1	-	200	350
区 分	内 容																																																																		
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等																																																																		
間接補助事業主体	市町村																																																																		
内容	グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。																																																																		
補助基準額	夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計																																																																		
	(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合																																																																		
	補助単価 (単位: 円 (日・人))																																																																		
障害支援区分	夜間世話人配置 4人:1以上	夜間世話人配置 5人:1	夜間世話人配置 6人:1																																																																
区分 5, 6	80	460	660																																																																
	(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合																																																																		
	補助単価 (単位: 円 (日・人))																																																																		
障害支援区分	夜間世話人配置 4人:1以上	夜間世話人配置 5人:1	夜間世話人配置 6人:1																																																																
区分 4~6	930	740	610																																																																
区分 2, 3	580	740	610																																																																
区分 1	-	200	350																																																																
負担割合	県 1/2、市町村 1/2																																																																		
<p>(2) 重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業 (5,133千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="3">グループホームを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>間接補助事業主体</td> <td colspan="3">市町村</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="3">グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1:1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td colspan="3">夜間生活支援員一人当たり 9,435円/日 (1施設 支援員2名を上限とする)</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="3">県 1/2、市町村 1/2</td> </tr> </tbody> </table>								区 分	内 容			実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等			間接補助事業主体	市町村			内容	グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1:1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。			補助基準額	夜間生活支援員一人当たり 9,435円/日 (1施設 支援員2名を上限とする)			負担割合	県 1/2、市町村 1/2																																						
区 分	内 容																																																																		
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等																																																																		
間接補助事業主体	市町村																																																																		
内容	グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1:1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を助成する。																																																																		
補助基準額	夜間生活支援員一人当たり 9,435円/日 (1施設 支援員2名を上限とする)																																																																		
負担割合	県 1/2、市町村 1/2																																																																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）事業	2,071	2,071	0			(基金繰入金) 2,071		
トータルコスト	2,866千円（前年度2,866千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	研修の委託実施、事業所登録、認定証発行							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法の改正により平成24年度から介護職員等によるたんの吸引等（口腔内、鼻腔内等のたん吸引や胃ろう、腸ろう等による経管栄養）が制度化された。たんの吸引等を必要とする特定の者に対しその必要とする特定の行為を適切に行うことができる介護職員等を養成するための研修を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修</p> <p>ア 対象 特定の者に対したんの吸引等を実施しようとする福祉施設従事者等</p> <p>イ 定員 60人</p> <p>ウ 内容 (基本研修) ・重度障がい児者の障がいや支援に関する講義等 8時間 ・たんの吸引等に関する演習 1時間 (実地研修) 実際に行為の対象となる特定の者に対し連続2回手引き書の手順どおりに実施できるようになるまで実地研修を行う。</p> <p>(2) 指導者養成事業 都道府県研修で講師、指導者を務める看護師等を養成する。</p> <p>(3) 喀痰吸引等研修実施委員会の開催 医師、看護師等で構成する委員会を開催し、研修実施計画、研修教材・講師、筆記試験問題等について審議する。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
鳥取県グループホームスプリンクラー等設置促進事業	1,435	1,750	△315				1,435																			
トータルコスト	2,230千円 (前年度 2,545千円) [正職員: 0.1人]																									
主な業務内容	補助金事務等																									
工程表の政策目標(指標)	-																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者グループホームの利用者の安全性を確保するために有効であるスプリンクラー又は簡易型スプリンクラーの設置促進を図るため、施設を運営する社会福祉法人等が行う整備に対し支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 簡易型スプリンクラーの設置費補助</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>スプリンクラーの設置が義務付けられておらず借家を活用したグループホーム又は国庫補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県 1/2、事業主体 1/2</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>1,435千円 (基準単価 70千円/室×41室 (H28実績) × 1/2)</td> </tr> </table> <p>(2) 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金 (スプリンクラー整備事業) への上乗せ補助</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>短期入所事業所、共同生活援助事業所 (グループホーム) において、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金 (スプリンクラー整備事業) の補助を受けてスプリンクラーを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助の考え方</td> <td>社会福祉施設等施設整備費補助金 (スプリンクラー整備事業) による補助額に、補助対象経費の 1/8 を上乗せして補助する。</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>スプリンクラー整備事業 3/4 (国費 1/2、県 1/4) 県費上乗せ 1/8 (本事業)、事業者負担 1/8</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>0千円 (平成 30 年度は実施予定なし)</td> </tr> </table>									実施主体	社会福祉法人等	補助対象	スプリンクラーの設置が義務付けられておらず借家を活用したグループホーム又は国庫補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等	負担割合	県 1/2、事業主体 1/2	予算額	1,435千円 (基準単価 70千円/室×41室 (H28実績) × 1/2)	実施主体	社会福祉法人等	補助対象	短期入所事業所、共同生活援助事業所 (グループホーム) において、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金 (スプリンクラー整備事業) の補助を受けてスプリンクラーを設置する社会福祉法人等	補助の考え方	社会福祉施設等施設整備費補助金 (スプリンクラー整備事業) による補助額に、補助対象経費の 1/8 を上乗せして補助する。	負担割合	スプリンクラー整備事業 3/4 (国費 1/2、県 1/4) 県費上乗せ 1/8 (本事業)、事業者負担 1/8	予算額	0千円 (平成 30 年度は実施予定なし)
実施主体	社会福祉法人等																									
補助対象	スプリンクラーの設置が義務付けられておらず借家を活用したグループホーム又は国庫補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等																									
負担割合	県 1/2、事業主体 1/2																									
予算額	1,435千円 (基準単価 70千円/室×41室 (H28実績) × 1/2)																									
実施主体	社会福祉法人等																									
補助対象	短期入所事業所、共同生活援助事業所 (グループホーム) において、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金 (スプリンクラー整備事業) の補助を受けてスプリンクラーを設置する社会福祉法人等																									
補助の考え方	社会福祉施設等施設整備費補助金 (スプリンクラー整備事業) による補助額に、補助対象経費の 1/8 を上乗せして補助する。																									
負担割合	スプリンクラー整備事業 3/4 (国費 1/2、県 1/4) 県費上乗せ 1/8 (本事業)、事業者負担 1/8																									
予算額	0千円 (平成 30 年度は実施予定なし)																									

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源								
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	8,143	6,672	1,471				8,143								
トータルコスト	9,732千円（前年度 8,262千円）【正職員：0.2人】														
主な業務内容	補助金事務等														
工程表の政策目標(指標)	-														
事業内容の説明															
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい児施設等において強度行動障がい者が待機している状況を早期に解消すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに手厚い支援体制により行動障がいの軽減を図り、グループホーム等への地域移行の流れを作ること及び重度の強度行動障がい者への支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を増やすことを目的とする。</p>															
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 強度行動障がい者新規支援補助事業（7,356千円）</p> <p>障害者支援施設及びグループホームにおいて、新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 245,197円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 32,997円/月</td> </tr> </table>								実施主体	市町村	補助対象	新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県1/2、市町村1/2	補助基準単価	ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 245,197円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 32,997円/月
実施主体	市町村														
補助対象	新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等														
負担割合	県1/2、市町村1/2														
補助基準単価	ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 245,197円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 32,997円/月														
<p>(2) 強度行動障がい者グループホーム移行支援事業（198千円）</p> <p>強度行動障がい者が障害者支援施設からグループホームへ移行した場合に、1：1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>一人当たり所要額 32,997円/月</td> </tr> </table>								実施主体	市町村	補助対象	入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県1/2、市町村1/2	補助基準単価	一人当たり所要額 32,997円/月
実施主体	市町村														
補助対象	入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等														
負担割合	県1/2、市町村1/2														
補助基準単価	一人当たり所要額 32,997円/月														
<p>(3) 強度行動障がい者短期入所利用支援事業（589千円）</p> <p>強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>一人当たり所要額 10,895円/日</td> </tr> </table>								実施主体	社会福祉法人等	補助対象	強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等	負担割合	県1/2、市町村1/2	補助基準単価	一人当たり所要額 10,895円/日
実施主体	社会福祉法人等														
補助対象	強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等														
負担割合	県1/2、市町村1/2														
補助基準単価	一人当たり所要額 10,895円/日														
<p>3 制度の見直しについて</p> <p>上記（1）及び（2）の事案については、助成期間を入所等から3年間を限度としていたが、適切な支援が継続的に提供されている場合には、さらに3年間の延長を可能とすることとし、強度行動障がい者に対する生活支援の強化を図る。</p>															

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
腎臓病患者サポート事業	328	327	1	164			164							
トータルコスト	1,123千円(前年度1,122千円) [正職員:0.1人]													
主な業務内容	補助金事務等													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県腎友会が行う腎臓病患者同士の情報交換、相談活動に係る経費を支援することにより、県内の腎臓病患者の療養生活の悩み事、生活の不安感を解消し、腎臓病患者が安心して生活できる社会環境を整える。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内東中西部圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月2回程度の相談会を開催する。</p>														
障がい者のためのパソコンボランティア養成・派遣事業	3,068	3,349	△281	1,534			1,534							
トータルコスト	3,863千円(前年度4,144千円) [正職員:0.1人]													
主な業務内容	事業者の選定及び委託契約業務、委託事業者との連絡調整													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者のパソコン使用に際し、パソコンの使用方法等について指導等を行うパソコンボランティアを養成し、個々の障がい者の要望に応じて派遣することにより、障がい者の情報バリアフリーを推進し、社会参加の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業</td> <td>3,068</td> <td>鳥取県から委託を受けた事業実施者が、パソコンボランティアの養成を行い、障がい者等(保護者、支援者を含む)からの派遣申し込みを受け、パソコンに関する指導等を行うため、障がい者宅にパソコンボランティアを派遣する。</td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	内容	障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	3,068	鳥取県から委託を受けた事業実施者が、パソコンボランティアの養成を行い、障がい者等(保護者、支援者を含む)からの派遣申し込みを受け、パソコンに関する指導等を行うため、障がい者宅にパソコンボランティアを派遣する。
区分	予算額	内容												
障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	3,068	鳥取県から委託を受けた事業実施者が、パソコンボランティアの養成を行い、障がい者等(保護者、支援者を含む)からの派遣申し込みを受け、パソコンに関する指導等を行うため、障がい者宅にパソコンボランティアを派遣する。												
重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	19,196	31,498	△12,302	12,797			6,399							
トータルコスト	19,991千円(前年度32,293千円) [正職員:0.1人]													
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p>訪問系サービスの給付額が自立支援給付費の国庫負担基準を超えている市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。</p> <p>実施主体:都道府県 実施方法:間接国庫補助 補助率:県3/4(国1/2、県1/4。残り1/4は市町村負担)</p> <p>※訪問系サービス:居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 ※国庫負担基準:訪問系サービスに関して国が定める市町村に対する国庫負担の上限額</p>														

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																										
障がい児・者地域生活体験事業	1,666	885	781				1,666																										
トータルコスト	2,461千円（前年度1,680千円）〔正職員：0.1人〕																																
主な業務内容	補助金交付事務、事業所・市町村との調整等																																
工程表の政策目標(指標)	-																																
事業内容の説明																																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>在宅で生活する障がい児・者が、地域で自立した社会生活が営めるよう、生活体験ホームを利用し、自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すための生活体験を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等(生活体験ホーム)を利用して、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村に助成する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等</td> </tr> <tr> <td>利用者</td> <td colspan="2">県内に居住している在宅の障がい児者</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補助基準額</td> <td colspan="2">【補助単価】</td> </tr> <tr> <td>利用者一人当たり 日額単価</td> <td>4,270円/日(人件費相当) (補助基準額は県の非常勤単価の日額単価に基づくもの)</td> </tr> <tr> <td>家賃補助額</td> <td>330,000円(1施設あたり、上限)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設利用日数</td> <td>利用者一人当たり1泊2日～3ヶ月まで</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="2">県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>事業所数(※)</td> <td colspan="2">5箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 生活体験ホームの基準を満たした事業所であり、あらかじめ県が指定する。</p>								区分	内容		実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等		利用者	県内に居住している在宅の障がい児者		補助基準額	【補助単価】		利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日(人件費相当) (補助基準額は県の非常勤単価の日額単価に基づくもの)	家賃補助額	330,000円(1施設あたり、上限)		施設利用日数	利用者一人当たり1泊2日～3ヶ月まで	負担割合	県1/2、市町村1/2		事業所数(※)	5箇所		
区分	内容																																
実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等																																
利用者	県内に居住している在宅の障がい児者																																
補助基準額	【補助単価】																																
	利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日(人件費相当) (補助基準額は県の非常勤単価の日額単価に基づくもの)																															
	家賃補助額	330,000円(1施設あたり、上限)																															
	施設利用日数	利用者一人当たり1泊2日～3ヶ月まで																															
負担割合	県1/2、市町村1/2																																
事業所数(※)	5箇所																																
障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業	578	1,837	△1,259				578																										
トータルコスト	2,167千円（前年度3,427千円）〔正職員：0.2人〕																																
主な業務内容	連絡調整等																																
工程表の政策目標(指標)	-																																
事業内容の説明																																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>韓国江原道の障がい福祉関係者と本県障がい福祉関係者との交流により、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図るため、江原道への関係者派遣に係る経費の一部を県が負担するものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県内障がい者福祉関係者らが、江原道の障がい者福祉関係施設の視察、障がい福祉施策に係る意見交換を行う。</p> <p>○訪問者 民間の障がい福祉関係者 7名程度、通訳1名</p>																																	

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者等歯科医療技術者養成事業	330	330	0	165			165	
トータルコスト	1,125千円 (前年度 1,125千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	委託契約・検査事務、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がいの特性等により、歯科保健医療サービスを受けることが困難な障がい者の口腔の健康の保持を推進するため、それぞれの障がいの状態に応じた対応に必要な知識や技術を有する歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士）を育成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>日本障害者歯科学会の指導医を招聘し、県内の歯科医を対象に障がい者歯科診療についての講習会を開催し、また臨床実習において指導を行う。（年2回開催） （委託先：一般社団法人鳥取県歯科医師会）</p>								
多目的トイレ利用促進事業	1,535	2,080	△545				1,535	
トータルコスト	1,535千円 (前年度 2,080千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>民間事業者にて確保されている仮設の多目的トイレ（バリアフリー、人工肛門・人工膀胱保有者対応）2台について、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が主催等で行うイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>障がい者が安心して行動するための環境整備の一環として、災害が発生した際の避難所や、市町村が行う防災訓練、県関係のイベント会場に、多目的トイレの貸出を行う。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親亡き後の安心サポート体制構築事業	3,511	3,764	△253				3,511	
トータルコスト	4,306千円（前年度 4,559千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者やその保護者の高齢化が年々進んでいる状況にある中、知的障がい（児）者の「親亡き後」の不安や悩みを少しでも取り除くツールとして、平成25年度から平成27年度にかけて鳥取県手をつなぐ育成会へ委託し、親が元気なうちに、我が子を段階的に託していくための引継書である「安心サポートファイル」を作成したところである。</p> <p>このファイルを着実に全県的な普及と活用を図るため継続して普及員の養成や、普及員や関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを配置する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 安心サポートファイルの普及の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置 ・普及拡大のための説明会開催等 <p>(2) 親亡き後に向けて必要とされる支援について検討する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会開催 								
鳥取県障がい児者自発的活動支援事業	1,000	2,000	△1,000	500			500	
トータルコスト	2,589千円（前年度 3,590千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金業務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を図る事業を行う県内の団体等に対して、その経費の一部を助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 対象団体</p> <p>在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の団体。 ただし、参加障がい児者が複数の市町村に及ぶ場合に限る。</p> <p>(2) 対象事業及び上限額</p> <p>①自発的レク事業（1事業あたり上限100千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等の福祉の増進又は社会参加を図る事業を実施</p> <p>②地域づくり交流促進事業（1事業あたり上限250千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図る事業を実施</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>報償費、旅費、宿泊費、需用費（賞品代、景品代及び性質・形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品の購入経費は除く）、役務費、使用料及び賃借料</p> <p>(4) 補助率</p> <p>県 1/2</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）	189,605	183,557	6,048				189,605	
トータルコスト	192,783千円（前年度 186,736千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が取り組む事業を支援し、もって障がい者等の福祉の増進を図る。								
2 主な事業内容								
市町村が行う地域生活支援事業について、総事業費の1/4の補助を行う。								
【市町村地域生活支援事業の概要】								
理解促進研修・啓発事業（必須事業）								
障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行う。								
自発的活動支援事業（必須事業）								
障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援する。								
相談支援事業（必須事業）								
障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。								
【細事業】基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業								
成年後見制度利用支援事業（必須事業）								
障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する。								
成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）								
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人確保の体制整備とともに、市民後見の活用を含めた法人後見の活動を支援する。								
意思疎通支援事業（必須事業）								
聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳や要約筆記、点訳を行う者の派遣を行う。								
日常生活用具給付等事業（必須事業）								
重度の障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。								
手話奉仕員養成研修事業（必須事業）								
聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施する。								
移動支援事業（必須事業）								
屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。（個別支援、グループ支援、車両移送型）								
地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）								
障がい者等に対し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実強化を図る。								
その他の事業（任意事業）								
市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。 （例）訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、点字・声の広報等発行事業 等								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（相談支援体制強化事業）	2,293	2,024	269	717			1,576	
トータルコスト	12,622千円（前年度12,356千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	県地域自立支援協議会の運営業務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むため、相談支援体制を整備するなど、広域的な支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 自立支援協議会運営事業等</p> <p>有識者・保護者・各圏域自立支援協議会委員からなる県地域自立支援協議会について、全体会、専門部会を開催し、広域的な障がい福祉サービス等に関する課題を協議・検討する。</p> <p>また、市町村・圏域の相談支援体制を強化するため、相談支援アドバイザーを派遣し、技術的助言を行う。</p> <p>(2) 身体・知的障害者相談員活動強化事業</p> <p>市町村が設置する身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) UDタクシー×地域社会「つながる」事業	1,000	0	1,000				1,000	
トータルコスト	1,795千円 (前年度0千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	地域包括支援のための体制構築、訪問支援、人材育成等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>本県では共生社会の実現に向け、日本財団との共同プロジェクトを活用しながら、ユニバーサルな移動手段である「UDタクシー」を地域交通の重要な手段として導入と普及を進めているが、その特徴を有効に活用し、障がい者をはじめとする交通弱者の更なる利用促進に繋げることが重要である。</p> <p>そのため、これまで移動手段等に課題があった障がい者等のためにイベント主催者等がUDタクシーを一定台数借り上げ、日頃の外出が困難な障がい者・高齢者がイベントなどに交通バリアフリーを体現する存在であるUDタクシーにより地域とつなげることで、利用促進をモデル的に実施する。</p> <p>併せて、介護予防の観点から、体操教室、趣味の交流会、サロン、買い物、自宅を結ぶ外出支援に資する取組もモデル的に行いながら、障がい者や高齢者と地域社会をつなげ、UDタクシーを活用した地域づくりをスタートさせる。</p>								
2 主な事業内容								
(1) イベント参加UD利用促進モデル事業								
<p>イベント主催者がUDタクシーを借り上げて、日頃外出困難な障がい者や高齢者が参加しやすくするシステムを作った場合に、UDタクシーの料金を補助する。</p>								
事業主体	一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者							
対象経費	イベント開催中のタクシー借り上げ経費							
(2) 介護予防UD利用促進モデル事業								
<p>介護保険の市町村総合支援事業の中で、買い物支援システムを作った場合にUDタクシーの料金を補助する。</p>								
事業主体	介護保険の市町村総合支援事業の買い物支援事業者							
対象経費	買い物支援等に係るタクシー借り上げ経費							
(3) 事業費 計1,000千円(補助金)								
3 これまでの取組状況、改善点								
<ul style="list-style-type: none"> UDタクシーは、日本財団から鳥取県ハイヤータクシー協会に対して、平成28年度に県内125台が導入され、平成29年度には75台を追加配備中である。その結果、平成29年度末には計200台となり、県内小型タクシー413台のうち、約半分がUDタクシーに切り替わることとなる。 台数が増えた一方で、いまだにその存在や利用方法、料金などを知らない県民も多く、車両やドライバーの特徴を踏まえた利用促進について、一層の働きかけが必要である。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）	20,327	20,327	0	10,163			10,164	
トータルコスト	23,505千円（前年度 23,506千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	研修の委託実施、国研修への派遣、修了証書交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい福祉サービスを提供する者等を対象に、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。								
2 主な事業内容								
(1) 研修の実施にかかる費用（19,101千円）								
障がい福祉サービスを提供する者等に対する人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。（委託事業：委託先「社会福祉法人鳥取県厚生事業団」）（単位：千円）								
区 分	予算額	事業内容						
サービス提供責任者等研修	3,077	指定居宅介護事業所のサービス提供責任者や実務経験が3～5年の従事者等を対象に、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を習得することを目的とする研修を実施する。						
サービス管理責任者等研修	4,008	サービス管理責任者になる者の養成、現任のサービス管理責任者等の支援技術向上のための研修を実施する。						
障害者支援施設等職員研修	1,313	県内の障害者支援施設の職員等を対象に、要介助高齢知的障がい者の支援及び介護技術の向上や施設入所者の地域移行等に関する研修を実施する。						
強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修／実践研修）（行動援護従業者養成研修を兼ねる）	2,557	従事者全般を対象に、強度行動障がいの特性や制度の理解、基本的な支援技術を習得するための研修を実施する。また、基礎研修修了者を対象に実践的な支援技術の習得や専門性向上のための研修を実施する。						
障がい者グループホーム世話人等研修	921	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上するための研修を実施する。						
同行援護従業者養成研修	1,875	同行援護事業所のサービス提供責任者や従事者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修を実施する。						
相談支援従事者研修	4,129	相談支援事業の従事者の技能向上を図るため、初任者研修、現任研修及び専門コース別研修を実施する。						
障害支援区分認定調査員等研修	1,221	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。						
合 計	19,101							
(2) 指導者養成研修等への派遣（1,226千円）								
県が実施する研修の指導者（講師）を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣する。（単位：千円）								
研修名	派遣人数	予算額						
相談支援従事者指導者養成研修	3名	294						
サービス管理責任者等指導者養成研修	6名	588						
強度行動障害指導者養成研修（基礎）	2名	172						
強度行動障害指導者養成研修（実践）	2名	172						
合 計	13名	1,226						

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (障がい福祉サービス質の向上支援事業)	224	754	△530	112			112	
トータルコスト	1,813千円 (前年度 2,344千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障害者支援施設等において、専門性や高度な技術を必要とする強度行動障がい者等の支援を適切に提供するため、支援の方法や技術の向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>提供する障害福祉サービスの質の向上のため、事業者が実施する処遇困難事案に係る事例検討・事例研究等に必要経費 (アドバイザー招致に係る費用等)、法人・事業所等が自ら企画する研修会や国立のぞみの園等が主催する研修会への参加に係る費用等に対し補助金を交付する。</p>								
対象者	強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者について、その処遇に係る個別具体的な課題を解決するため次の事業を実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者							
対象事業	区 分			対象経費				
	事例検討・研究会や自らが企画実施する従事者等研修会			講師・アドバイザー招致に係る謝金及び旅費				
	国立のぞみの園等が主催する研修会への参加			研修参加費及び旅費				
	先進事例の視察・研究			旅費				
補助率	1/2							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（高次脳機能障がい支援普及事業）	4,662	7,392	△2,730	2,241			2,421	
トータルコスト	11,813千円（前年度14,545千円） [正職員：0.9人]							
主な業務内容	研修会の開催、総括的相談対応、委託契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高次脳機能障がいのある方の支援体制の充実を図るため、以下を目的に実施する。</p> <p>(1) 高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、高次脳機能障がいに対する相談対応、医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するためのネットワークの充実を図る。</p> <p>(2) 研修会等を通して必要な人材育成を行うとともに、普及啓発を行い、広く高次脳機能障がいへの理解を進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 高次脳機能障がい者支援事業（4,410千円 国1/2、県1/2）</p> <p>医療法人十字会野島病院に設置する「高次脳機能障がい者支援拠点機関」に相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務等を委託する。</p> <p>①相談対応及び関係機関との連絡調整</p> <p>②専門研修の開催</p> <p>③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実</p> <p>④関係機関の支援状況の把握及び情報提供</p> <p>⑤高次脳機能障がいの普及啓発</p> <p>⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価</p> <p>(2) 高次脳機能障がい支援連携強化事業（72千円 国1/2、県1/2）</p> <p>市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障害者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。</p> <p>(3) 標準事務費（180千円）</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業(障がい者社会参加促進事業)	13,742	15,125	△1,383	5,134			8,608	
トータルコスト	15,331千円(前年度 16,715千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	指導者研修受講者選定事務、委託契約事務、受託者との打ち合わせ、事業内容広報等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がいのある方が社会の構成員として地域の中で生活が送れるよう、必要な社会参加促進のための施策を以下のとおり実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
(単位:千円)								
区 分	予算額	内 容						
補助犬育成事業(国1/2)	2,145	補助犬を育成し貸与する。また、補助犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。 〔委託先:公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会〕						
障害者社会参加推進センター設置事業(国1/2)	4,637	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。 〔委託先:社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会〕						
視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修の旅費支給(国1/2)	196	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。 〔県直営〕						
知的障がい者レクリエーション教室開催事業(国1/2)	1,400	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する経費を補助する。 〔補助先:一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
知的障がい者本人大会開催事業(国1/2)	0	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。 〔補助先:一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕 ※平成30年度は大会が休止の見込みのため、予算額0。 (平成31年度以降は、H29年度以前同様の補助が必要となる見込)						
心の輪を広げる体験作文・障害者週間ポスター募集・表彰(国1/2)	169	内閣府と共催で、県内から心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターを募集し、優秀な作品は知事表彰を行う。〔県直営〕						
「よりよい暮らしのために」の購入(単県)	3,472	障がい者に関する必要な情報をまとめた冊子を購入し、障がい者手帳の交付時に市町村を通じて配布することにより、障がい者の社会参加の支援に役立てる。						
アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業(国1/2)	348	アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族に対し、講義と話し合いの場を設ける。 〔県直営〕						
精神障がい者地域移行サポート事業(国1/2)	310	地域移行後の精神障がい者を見守り、彼らが、地域で継続して社会生活を送ることができるよう手助けする「地域移行サポーター」を養成し、支援活動を行うボランティア組織を支援する。 〔補助先:県内で活動するボランティア組織〕						
精神保健福祉普及啓発事業(国1/2)	1,065	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フォーラム」及び「こころの健康啓発イベント」を開催する。〔県直営〕						
合計	13,742							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（障害者就業・生活支援事業）	28,447	30,609	△2,162	14,223			14,224	
トータルコスト	29,242千円（前年度 31,404千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務、会議出席、等							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設で働く障がい者の一般就労への移行の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターに生活支援員を1名ずつ配置し、センターに登録している障がい者に対して、日常生活や社会生活を営む上で必要な相談・支援を行うとともに、発達障がい者就労・生活支援員を1名ずつ配置（中部：0.5人役）し、近年増加傾向にある発達障がい者に重点を置いて、就労面や生活面で必要な相談・支援を行う。

また、特別支援学校の卒業生等働くことを希望する障がい者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に結び付くようコーディネートする「アセスメント（就労評価）・調整支援員」を西部圏域の障害者就業・生活支援センターに配置する。（1人役）

2 主な事業内容

(1) 委託先

圏 域	東 部	中 部	西 部
事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと
実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人あしーど

(2) 障害者就業・生活支援センターについて

ア 人員配置状況

(人)

区分	所管	財源	東 部	中 部	西 部
就業支援員	労働局	国委託	4	3	3
生活支援員	障がい福祉課	国 1/2	1	1	1
発達障がい者就労・生活支援員		国 1/2	1	0.5	1
アセスメント・調整支援員		国 1/2	-	-	1
職場開拓支援員	商工労働部	単県	1	1	1
事務補助員	雇用人材局	単県	1	1	1
定着支援員	雇用政策課	単県	1	1	1
計			9	7.5	9

※太線枠内が本事業による人員配置

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (生活訓練事業)	4,215	4,238	△23	2,107			2,108	
トータルコスト	6,059千円 (前年度 5,828千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、意見交換会・会議、関係団体との連絡調整等、協議・紹介・相談業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、その生活の質的向上や社会参加の促進を図る。								
2 主な事業内容								
(負担割合: 国 1/2、県 1/2)								
(単位: 千円)								
区分	委託先	内 容					予算額	
視覚障がい者生活訓練事業	公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会	歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活 (生活設計、育児等) 等の講習会等を圏域ごとに開催する。					1,142	
中途失明者生活訓練事業	社会福祉法人鳥取県ライトハウス	失明による不安の除去のため、相談・ピアカウンセリング (障がい者の不安を取り除く面談)、歩行訓練、点字講習等を圏域ごとに実施する。					345	
聴覚障がい者日常生活訓練事業	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会	聴覚障がいのある方に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。					942	
オストメイト日常生活訓練事業		ストマ (いわゆる人工肛門) 装着訓練やオストメイト (ストマを装着した人) に対する社会生活訓練を講習会等を通じて行う					289	
音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業		音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。					744	
在宅重度障がい者社会参加促進事業		筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。					600	
日常生活訓練事業		身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。					153	
合 計						4,215		

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
地域生活支援事業(盲人ホーム運営費補助金)	6,781	6,647	134	3,390			3,391									
トータルコスト	7,576千円(前年度7,442千円) [正職員: 0.1人]															
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等															
工程表の政策目標(指標)	-															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に就労の場を提供するとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に要する経費を助成することにより、視覚障がい者の自立更生を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する盲人ホームに対して運営費を助成する。 (負担割合: 国 1/2、県 1/2)</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>鳥取県ライトハウス盲人ホーム</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市皆生温泉三丁目 18-3</td> </tr> <tr> <td>主な業務</td> <td>あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供</td> </tr> </tbody> </table>								区分	内容	施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム	所在地	米子市皆生温泉三丁目 18-3	主な業務	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供	
区分	内容															
施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム															
所在地	米子市皆生温泉三丁目 18-3															
主な業務	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供															

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者一般就労移行ネットワーク会議	733	900	△167				733	
トータルコスト	1,528千円(前年度1,695千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務、会議出席等							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設で働く障がい者の一般就労への移行の推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の地域の社会資源が連携して障がい者の就労支援を効果的に推進するため、各障がい保健福祉圏域において、関係機関による連絡調整会議・研修会を開催し、障がい者の就労支援ネットワークを構築する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託して、関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。(委託額: 733千円(3圏域))</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者一般就労移行支援事業	1,766	2,204	△438	437			1,329	
トータルコスト	2,561千円 (前年度 2,999円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務、実習謝金の支払い、一般就労移行調査等							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設で働く障がい者の一般就労への移行の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 障がい者が円滑に職場に適用できるよう、障害福祉サービス事業所等の職員の資質向上を図るため、就労移行・定着支援セミナーを開催する。								
(2) 障害福祉サービス事業所を利用する障がい者の職場実習の活性化を図ることを目的として、実習の受入企業に対して謝金を、実習受講者に対して奨励金を支給する。								
(3) 県内の就労移行支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所で研修派遣された場合の研修受入事業所に対して謝金を研修派遣事業所に旅費相当額を支給する。								
2 主な事業内容								
(1) 就労移行・定着支援セミナー開催事業								
内容	<対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修終了者(特別支援学校、企業を含む。)、就労相談・障がい者雇用に携わる方 <内容(想定)> ア 基礎研修 支援における視点と姿勢、支援技法の基礎、利用者の体調管理、県外先進事例の講演 イ スキルアップ研修 就労支援と就労定着研修、企業と就労支援事業所との連携、事例検討とグループワークなど							
予算額	875千円(国1/2)							
※職場適応援助者(ジョブコーチ)とは 障がい者が円滑に職場に適應できるよう、直接、職場に出向いて、作業遂行力や職場内コミュニケーション能力の向上支援等のきめ細やかな支援を行う者。								
(2) 実習受入謝金等の支給								
内容	障害福祉サービス事業所からの実習を受入れた企業に対して謝金を、実習受講者に対して奨励金を支給する。(但し、3日以上の実習に限る。) <謝金・奨励金の単価> ア 受入企業への謝金 …実習1日当たり1,000円 イ 実習受講者への奨励金 …実習1日当たり1,000円							
予算額	531千円							
(3) 研修受入謝金等の支給								
内容	県内の就労移行支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を研修派遣事業所に旅費相当額を支給する。(県内で2名) <謝金・奨励金の単価> 受入謝金 50千円×2事業所=100千円 派遣者への奨励金 130千円×2人=260千円 130千円上限(東京都:5泊6日想定)							
予算額	360千円							

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	
農福連携推進事業	9,023	10,376	△1,353	4,523		18	4,482
トータルコスト	16,968千円 (前年度 18,324千円) [正職員: 1.0人]						
主な業務内容	農福連携マッチング業務、プロジェクトチーム (各福祉圏域) の開催 等						
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上						
事業内容の説明							
1 事業の目的・概要							
障がい者の農業分野への就労を促進するため、就労系障害福祉サービス事業所と農家の農作業受委託のマッチングを行うほか、特産品生産に係る相談支援など農福連携の受注体制強化のための取組支援を行う。							
2 主な事業内容							
(1) 農福連携マッチング機能							
内容	<p>農家と就労系障害福祉サービス事業所との農作業の受委託を円滑に行うため、各圏域のプロジェクトチームの管理の下、福祉保健局等にコーディネーターを配置して次の業務を行う。</p> <p><業務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労系障害福祉サービス事業所のニーズ把握及び農福への取組勧奨 ・ 農作業の情報収集及び就労系障害福祉サービス事業所が受注しやすいような農作業の提案 ・ 農作業受委託のマッチング、契約支援 ・ 契約内容の進捗管理及び履行状況の把握 ・ 農林局、福祉保健局等の関係機関からの農家及び就労系障害福祉サービス事業所に関する情報把握 ・ 農業関係団体、他県の農福連携の取組に関する情報収集 等 						
予算額	8,076千円 (国1/2)						
(2) 農業を主要な就労事業とする就労系障害福祉サービス事業所の育成支援							
①共同発注グループに参加する農家への謝金							
内容	<p>年間を通じて事業所が農作業を受託できるよう、共同発注を積極的に進める農家に謝金を支給する。</p> <p><謝金制度の概要></p> <p>1つの就労系障害福祉サービス事業所に年間を通じた(5か月以上)複数の農作物に関する農作業を発注する共同発注グループの農家に対して謝金(作業料金の8割、上限5万円)を支給する。</p>						
予算額	300千円						
②農作業の指導を受けるための農業支援員配置費用を補助							
内容	<p>農家との請負契約又は委託契約を結び、その農作業の指導を受けるために、配置する農業支援員の費用を助成 (県が新規にマッチングあるいは自主事業を支援するものに限る)</p> <p><補助制度の概要></p> <p>支援員の費用の10/10 上限 1回当たり 41,400円 (時給1,150円×6時間×6日=41,400円) 6事業所×2回×@41,400円=497千円</p>						
予算額	497千円 (国10/10)						
(3) 事務費 150千円							

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	20,490	18,282	2,208			(基金繰入金) 20,490		
トータルコスト	25,257千円 (前年度 23,051千円) [正職員: 0.6人]							
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整 等							
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明	【「鳥取元気づくり推進基金」充当】							
1 事業の目的・概要	<p>平成29年度に策定する第3期工賃向上計画を踏まえ、ワークコーポとっとり(※)でのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図るほか、ワークコーポとつとりを核とした中・西部での共同作業場の展開を図る。</p> <p>※ワークコーポとっとり 単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置(全国初)</p>							
2 主な事業内容	<p>(1) 共同作業場の運営 (14,118千円) 受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業数量とのバランスをふまえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同作業場運営のための人役(3名)の配置 建物・機材の維持管理 企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等 <p>(2) (新) とっとり共同作業場強化 (5,772千円) 今後展開されるものも含め、中・西部の共同作業場において、ワークコーポとつとりの共同作業ノウハウの横展開を図るとともに、企業側・福祉事業所側双方の参加・工賃増を促し、障がい者の職域開拓・収入向上につなげるための取組を強化するため、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターにコーディネーター(1名)を配置し、支援する。</p> <p><共同作業場の想定> 中部: 地域はたらくセンター(倉吉市関金町、運営主体: 社会福祉法人慶光会) 西部: 御崎漁港(大山町、運営主体: 特定非営利活動法人ライヴ)</p> <p>(3) (新) 共同作業場の実習にかかる奨励金 (600千円) 中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して支給する奨励金を創設する。 1日3,000円/1事業所×最大10日×20事業所=600千円</p>							
3 これまでの取組と評価	<p>鳥取県では、工賃水準を平成18年度の約11,000円から33,000円以上にすることを目指して、工賃3倍計画を策定。平成28年度の月額平均工賃は17,169円で、計画策定時から約36%上昇した。</p> <p>平成29年度に策定する第3期工賃3倍計画においても引き続き33,000円を目標とし、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター等と連携し、共同作業場での取り組みを始めとする支援策を講じて工賃向上を図る。</p>							
【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】								
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。							
設置時期	平成16年7月1日							
会員数	96会員 ※H30.1.1現在							
事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45 (鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1 (ワークコーポとっとり内)							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	6,870	8,329	△1,459				6,870	
トータルコスト	11,637千円（前年度13,098千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	審査委員会の開催、審査、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）の安定した運営等を支援するための無利子融資制度及び事業所又は事業所と協働する企業が新商品開発を行う場合に要する経費の助成制度を設け、事業所で働く障がいの者の所得向上につなげる。								
2 主な事業内容								
(1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度								
融資制度概要	貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人						
	貸付限度額	5,000千円						
	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助）担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。						
	資金使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）						
	償還期間	5年以内（据置期間：6ヶ月以内）						
	償還方法	元金均等毎月償還方式（繰上償還可）						
摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査							
予 算 額	110千円							
(2) 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業								
実施主体	(1)により就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関							
補助率	県10/10							
補助対象経費	(1)による運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成							
予 算 額	760千円							
(3) 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金								
実施主体	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人							
対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など							
限度額	1,000千円							
補助率	県2/3							
摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査							
予 算 額	5,000千円							
(4) 障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金								
実施主体	県内の就労継続支援（A型・B型）事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート企業・団体として認定されている企業等							
対象事業	新商品（製品・サービス）開発、新たな販売形態の導入のために必要な開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など							
限度額	1,000千円							
補助率	県2/3							
摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査							
予 算 額	1,000千円							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
障がい者の働き・自立のための工賃向上事業	26,613	32,413	△5,800	13,306			13,307																
トータルコスト	31,105千円（前年度 37,182千円）〔正職員：0.6人〕																						
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整等																						
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成29年度に策定する第3期工賃向上計画を踏まえ、障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）に対して経営改善や職員の意識改革による基盤強化、ビジネス感覚を取り入れた事業展開等による経営力強化等を実現させるための支援を行い、工賃向上や障がい者の就労に対する意識の向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターに事業コーディネーター（4名）及び事務職員（1名）を配置し、事業所の現状把握・課題分析を基にした、個々の事業所に合った支援を実施するとともに、共同受注窓口機能を充実させ、官公需・企業等からの受注及び事業所マッチングを効果的に進める。</p> <p>併せて、工賃増を目指す事業所が中心となって結成した工賃日本一事業所ネットワーク協議会への支援や工賃向上に向けて連携して取り組む企業・事業所に対する表彰を行う。</p> <p>(1) 目標工賃達成のための情報収集、課題分析（498千円） 事業所の現状把握と課題分析の実施、類型に沿った支援策の検討</p> <p>(2) 事業所類型ごとの支援の実施（14,770千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所の類型</th> <th>支援の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主的な事業展開により工賃向上に向かっている事業所</td> <td>・事業所の商品・サービス情報の収集による商品力等アップ支援 ・物産展の開催 ・県内外における商談会・展示会・販売会等の情報の収集・提供</td> </tr> <tr> <td>県の委託事業、施設外就労等により獲得する高単価作業により、工賃向上を目指す事業所</td> <td>・企業との作業組替等へのマッチング ・受託作業の調整 ・企業等への施設外就労促進支援</td> </tr> <tr> <td>その他の事業所</td> <td>・目標となるPDCA作成・点検支援 ・定期的な情報連絡会、経営基盤の安定、人材育成に関する研修会の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (新) 専門家の派遣（750千円） 工賃増に積極的に取り組む事業所、周辺環境の変化に伴い経営悪化も懸念される事業所等の経営安定のための専門家（中小企業診断士等）派遣</p> <p>(4) 共同受注窓口機能強化（3,298千円） 官公庁・民間企業等からの受注に対し、一元的に対応するコンタクトセンターの設置（平成30年度は東部に加えて西部にも設置し、体制強化を図る。）</p> <p>(5) 工賃日本一事業所ネットワーク協議会の運営（1,784千円） 経営基盤の安定・人材育成に関する研修会の実施、事業所同士の連絡会の開催等</p> <p>(6) (新) あいサポート企業⇄福祉事業所コラボ事業の認定（275千円） 工賃向上に向けて連携して取り組んでいる企業・事業所に対する表彰制度の創設。</p> <p>(7) 事務費（5,238千円）</p> <p>【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】</p> <table border="1"> <tr> <td>設立趣旨</td> <td>鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>設置時期</td> <td>平成16年7月1日</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>96会員 ※H30.1.1現在</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45 (鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1 (ワークコーポとっとり内)</td> </tr> </table>								事業所の類型	支援の内容	自主的な事業展開により工賃向上に向かっている事業所	・事業所の商品・サービス情報の収集による商品力等アップ支援 ・物産展の開催 ・県内外における商談会・展示会・販売会等の情報の収集・提供	県の委託事業、施設外就労等により獲得する高単価作業により、工賃向上を目指す事業所	・企業との作業組替等へのマッチング ・受託作業の調整 ・企業等への施設外就労促進支援	その他の事業所	・目標となるPDCA作成・点検支援 ・定期的な情報連絡会、経営基盤の安定、人材育成に関する研修会の実施	設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。	設置時期	平成16年7月1日	会員数	96会員 ※H30.1.1現在	事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45 (鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1 (ワークコーポとっとり内)
事業所の類型	支援の内容																						
自主的な事業展開により工賃向上に向かっている事業所	・事業所の商品・サービス情報の収集による商品力等アップ支援 ・物産展の開催 ・県内外における商談会・展示会・販売会等の情報の収集・提供																						
県の委託事業、施設外就労等により獲得する高単価作業により、工賃向上を目指す事業所	・企業との作業組替等へのマッチング ・受託作業の調整 ・企業等への施設外就労促進支援																						
その他の事業所	・目標となるPDCA作成・点検支援 ・定期的な情報連絡会、経営基盤の安定、人材育成に関する研修会の実施																						
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。																						
設置時期	平成16年7月1日																						
会員数	96会員 ※H30.1.1現在																						
事務局	(西部事務所) 米子市東福原1丁目1-45 (鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階) (東部事務所) 鳥取市商栄町403-1 (ワークコーポとっとり内)																						

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉の店販売機能強化事業	7,813	7,525	288				7,813	
トータルコスト	10,197千円（前年度9,909千円）【正職員：0.3人】							
主な業務内容	補助金交付事務、実施主体との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がい者就労継続支援事業所等（以下「事業所」という。）が製作する商品を事業所同士の連携のもと常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店を支援することにより、障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 支援スキーム								
要件	<ul style="list-style-type: none"> 運営に関して障がい者の関わりがあること 複数の事業所の連携の下に運営がなされていること 販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと 							
支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助							
補助率	県1/2、市町村1/2							
補助対象経費	福祉の店を運営するための経費							
(2) 算定方法								
次の算定方法に基づき算出された常設販売部分と移動販売部分の合計額とし、上限は当該年度の運営に要した合計額とする。								
ア 常設販売部分								
【（人件費＋家賃－販売手数料－会費）× 前年度対比売上率に基づく配分率】								
人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A：人件費として支出した額 B：基準額（2,143千円） ※基準額は県臨時職員単価をベースとした年間賃金支出額							
家賃	実費							
販売手数料	実績額							
会費	実績額							
○前年度対比売上率に基づく配分率								
前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	
50%未満	50%	90%以上～100%未満	90%	130%以上～140%未満	130%			
50%以上～70%未満	60%	100%以上～110%未満	100%	140%以上～150%未満	140%			
70%以上～80%未満	70%	110%以上～120%未満	110%	150%以上	150%			
80%以上～90%未満	80%	120%以上～130%未満	120%					
イ 移動販売部分								
【移動販売に係る経費 × 障がい者参加率に基づく配分率】								
移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A：移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B：基準額（798千円） ※基準額は県臨時職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額							
○障がい者参加率に基づく配分率（障がい者参加率は日単位で算定）								
障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	
20%未満	10%	50%以上～60%未満	50%	80%以上～90%未満	80%			
20%以上～40%未満	20%	60%以上～70%未満	60%	90%以上～95%未満	90%			
40%以上～50%未満	40%	70%以上～80%未満	70%	95%以上～100%未満	100%			

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農福連携による地域づくり事業	5,600	7,887	△2,287	5,600				
トータルコスト	8,778千円（前年度11,066千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県が全国に先駆けて実施した農福連携事業を更に推進し、新しい地域の仕組みづくりと就労継続支援事業所の安定的・継続的作業を確立するため、地域課題解決を目的とした農福連携の取組を展開する。</p> <p>また、農福連携全国都道府県ネットワーク（※）との連携を強化するとともに、農業分野での障がいの就労支援・工賃向上の実践や成果をより多くの方に知ってもらうためのマルシェ（販売企画イベント）や「売れる農産物・農産加工品」を目指して、商品販路拡大のため一般量販店・小売店等を招聘した商談品評会を実施する。</p> <p>※農福連携全国都道府県ネットワーク</p> <p>都道府県が連携して、農福連携の取組を地域に定着させ、拡大を図るため、農福連携に係る情報の交換や発信、有効施策の調査研究、国への提言などに取り組む推進組織。鳥取県も発起人となり、平成29年7月に発足。（H30.1時点で44都道府県が会員）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 地域づくり農福連携モデル事業の実施（2,587千円）</p> <p>地域の課題を抽出し、圏域の就労継続支援事業所が主体となり地域の課題解決を目的とした取組を開始するため、各圏域にモデルとなる事業を実施するための専門家派遣等の支援を行う。 （県内3か所程度を想定）</p> <p>課題解決の例：地域特産品の振興のための就労継続支援事業所による生産・加工体制の確立</p> <p>(2) マルシェの実施（1,610千円）</p> <p>農福連携により農業に取り組む就労継続支援事業所が栽培した農産物・農産加工品の販売を中心に、商品を一同に集めた販売企画イベントを実施する。 （平成30年秋頃、20事業所程度の参加を想定）</p> <p>また、農福連携全国都道府県ネットワーク等が開催する全国規模の販売会の出店調整等の支援を行う。</p> <p>※平成29年度は、平成30年1月に農福連携全国都道府県ネットワークが主催となって京都市で開催した「ノウフク新春大感謝市」に1事業所が出店。</p> <p>(3) 商品品評会の開催及びフォローアップ（837千円）</p> <p>県内及び県外の量販店・小売店を招聘し、農福連携を行っている就労継続支援事業所が製造する農産物、農産加工品の商談及びアドバイス会を実施する。</p> <p>(4) 事務費（566千円）</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者スポーツ振興事業	1,300	3,500	△2,200	650			650	
トータルコスト	2,889千円（前年度 5,090千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	契約・補助金交付・実績業務、各種スポーツ大会参加、支援、指導等業務、大会当日の資料作成業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障がいの有無に関わらず積極的にスポーツに参加できる環境づくりのため、各種スポーツ大会の開催を通じて障がい者スポーツの振興を図る。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
事業名	内容							予算額
障がい者スポーツ大会開催支援事業	各種スポーツ大会の開催に要する経費を助成する。 ①鳥取県身体障がい者体育大会 800千円 〔補助先：鳥取県身体障害者福祉協会〕 ②全日本 challenged アクアスロン皆生大会 500千円 〔補助先：全日本 challenged アクアスロン皆生大会実行委員会〕 ※平成30年度、鳥取県手をつなぐスポーツ祭りが開催されない見込みのため、補助も休止							1,300
3 これまでの取組状況								
各種スポーツ大会開催への支援を継続的に行い、障がい者がスポーツに取り組む環境づくりを行ってきた。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
あいサポート推進事業	14,025	12,407	1,618			11,746	2,279	
トータルコスト	34,538千円（前年度22,739千円）【正職員：1.5人】							
主な業務内容	委託契約等業務、他県連携・啓発業務、大使活用業務、企業・団体認定業務、障害者差別解消法理解・啓発業務、条例普及関係業務							
工程表の政策目標（指標）	あいサポート運動の推進							
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当】				
1 事業の目的・概要								
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年9月1日に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称）あいサポート条例」が施行となった。条例では、障がいのある方の真の自立と社会参加を進めるため、「あいサポート運動を県民全体で取り組む運動」と位置付けた。 あいサポート運動を積極的に推進するため、「あいサポーター研修」「障がい理解への更なる推進」「あいサポート企業・団体の認定及び取組の推進」等を積極的に実施する。 障害者差別解消法第17条に明記されている障害者差別解消支援地域協議会（地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワーク）を開催する。 障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備として、民間事業者が実施する合理的配慮が必要となる経費を補助する取組を実施する。 あいサポート大使が県内の学校やあいサポート認定企業等に対し、これまでのあいサポート運動の活動報告について講演を行う。 								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
内 容							予算額	
(1) 「あいサポート運動」研修等事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポーター研修等事業を委託して実施する。							8,084	
(2) あいサポート運動の更なる推進事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 ・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施 ・あいサポート企業・団体認定制度 ・障害者週間における啓発 ・障がい者への理解促進公開講座の開催							2,578	
(3) 障害者差別解消法理解促進事業 地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして「障害者差別解消支援地域協議会」を開催する。また、民間企業等への研修会を開催する（東中西部地区）。							1,463	
(4) 障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備 民間事業者が実施する合理的配慮に必要な経費を補助する。							900	
(5) あいサポート大使活用事業 【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】 あいサポート大使が、県内の学校やあいサポート認定企業等に対してこれまでのあいサポート運動の活動報告等について講演を実施する。							1,000	
合計							14,025	
3 これまでの取組状況								
<ul style="list-style-type: none"> 県内外の方々にあいサポート運動の趣旨に賛同いただき、研修を受講し、あいサポーターとしてあいサポートバッジを身に付けて実践いただいている。 運動の広がりへの期待も大きい反面、県内における周知についてはまだまだ不十分であり、共生社会の実現に向け一層の啓発が必要である。 								
【平成29年11月末現在の状況】								
○あいサポーター数 399,737人（うち県内70,357人、県外329,380人）								
○あいサポート企業・団体数 1,501企業・団体（うち県内364企業・団体、県外1,137企業・団体）								
○あいサポーター研修回数 4,893回（うち県内1,463回、県外3,430回）								
○あいサポートメッセンジャー（研修講師数） 3,027人（うち県内741人、県外2,286人）								
※ 県外は、連携してあいサポート運動を実施している他の自治体の合計。								
※ 平成29年11月末時点の連携自治体は、島根県、岡山県、広島県、山口県、長野県、奈良県、和歌山県、埼玉県内2市5町、北海道登別市及び大阪府大阪市の合計。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
バリアフリー観光推進事業	250	250	0				250		
トータルコスト	1,045千円（前年度1,045千円）[正職員：0.1人]								
主な業務内容	委託契約等業務								
工程表の政策目標(指標)	-								
事業内容の説明									
<p>1 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え、今後日本国内における国内外の障がい者の観光交流が活発になっていくことが期待されている。 ・また、2020年には海外から多くの障がい者が来日することが見込まれており、鳥取県にも訪れていただくための環境づくりと仕組みづくりが必要である。このため、障がいがあっても来訪しやすい受入環境整備、来訪したくなる情報の発信などの取組を行う。 <p>2 主な事業内容</p>									
								(単位：千円)	
内 容								予算額	
(1) 受入環境整備事業									
<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー接遇研修の実施 ・障がいのある方を受け入れる際に注意すべきこと、配慮の方法等について、障がい当事者を招いて実践的な研修を実施 								150	
対象者：観光関係者（ホテル、旅館、観光施設、交通事業者等）									
(2) 企画調整費								100	
合計								250	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																									
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源																										
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）	22,333	20,421	1,912	7,833		6,667	7,833																										
トータルコスト	23,128千円（前年度21,216千円）〔正職員：0.1人〕																																
主な業務内容	団体との調整、契約事務等																																
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進																																
事業内容の説明																																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>① 聴覚障がい者センターの概要</p> <table border="1"> <tr> <td>設置者</td> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>鳥取市、倉吉市、米子市</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい者センターの機能</td> <td> <p>対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。</p> <p>(1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し</p> <p>(2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置</p> <p>(3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等</p> </td> </tr> </table> <p>② 聴覚障がい者センター関連経費 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>字幕入り映像の貸出事業</td> <td>字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。</td> <td>3,985</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 要約筆記事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要約筆記者養成研修事業</td> <td>要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行うとともに、新たに、同指導者養成研修受講者から他の要約筆記者指導者に対し、受講内容の伝達研修を実施する。</td> <td>9,678</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者設置・派遣事業</td> <td>主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。</td> <td>8,670</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>18,348</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 これまでの取組状況</p> <p>平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置し、全県的に聴覚障がい者支援の充実を図っている。</p> <p>また、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。今後も引き続き取組を継続し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境整備を進めていく。</p>								設置者	鳥取県	実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市	聴覚障がい者センターの機能	<p>対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。</p> <p>(1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し</p> <p>(2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置</p> <p>(3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等</p>	区分	事業内容	予算額	字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	3,985	区分	事業内容	予算額	要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行うとともに、新たに、同指導者養成研修受講者から他の要約筆記者指導者に対し、受講内容の伝達研修を実施する。	9,678	要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	8,670	合計		18,348
設置者	鳥取県																																
実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会																																
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市																																
聴覚障がい者センターの機能	<p>対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。</p> <p>(1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し</p> <p>(2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置</p> <p>(3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等</p>																																
区分	事業内容	予算額																															
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	3,985																															
区分	事業内容	予算額																															
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行うとともに、新たに、同指導者養成研修受講者から他の要約筆記者指導者に対し、受講内容の伝達研修を実施する。	9,678																															
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	8,670																															
合計		18,348																															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
手話でコミュニケーション事業	98,381	90,884	7,497	33,024		(負担金) 20,793	44,564		
トータルコスト	101,239千円（前年度97,242千円）【正職員：0.8人】								
主な業務内容	団体との調整、契約事務等								
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進								
事業内容の説明									
1 事業の目的・概要									
平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。									
2 主な事業内容									
① 手話の普及 (単位：千円)									
	区分	事業内容					予算額		
	ミニ手話講座の開催	2時間/回程度の県民向け手話講座を県内各地で開催する。					1,630		
	手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金					600		
	手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催経費に係る補助金					800		
	聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金					65		
	合計						3,095		
② 手話を使いやすい環境整備業									
	区分	事業内容					予算額		
	ICTを活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス	遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを実施する。また、ICT技術を有効に活用し、生活に役立ててもらおうため、ろう者向けICT学習会を開催するとともに、手話通訳者のレベルアップを図るため、研修への派遣を行う。					16,735		
	音声文字変換システム	手話に慣れていない難聴者のコミュニケーションを支援するため、聞こえる人の音声を変換して表示するシステムを平成27年9月に導入しており、引き続きこれを運用する。					869		
	手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。					6,515		
	手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。					33,198		
	手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。					8,695		
	手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。					1,231		
	手話通訳者等の頸肩腕障がい対策	手話通訳者等が頸肩腕障がいに関する健康診断を受けるための体制を整備するとともに、受診に要する経費を助成する。					1,806		
	鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費					368		
	とっとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金					100		
	聴覚障がい者相談員設置事業	3圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。					22,251		
	(新)手話通訳者等派遣費の補助	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費の補助					3,500		
	合計						95,286		
3 これまでの取組状況									
平成25年10月11日に鳥取県手話言語条例を公布・施行し、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備に関する取組を実施中である。									
条例制定後、従前の手話通訳者の派遣・養成事業等に加え、ミニ手話講座の開催、手話学習会開催経費の補助等による手話の普及、遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス、手話通訳者トレーナー等による手話を使いやすい環境整備の推進に取り組んできたところである。									
これらの取組等により、手話や聴覚障がいに対する理解が広がってきており、これを一時的な効果に終わらせることがないよう取組を継続していく必要がある。									

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業	27,023	28,071	△1,048			6	27,017	
トータルコスト	34,968千円(前年度28,071千円) [正職員:1.0人 非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	団体との調整、大会広報、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 全国高校生手話パフォーマンス甲子園(以下「大会」という。)の概要								
目的	若い世代である高校生をターゲットに、手話によるパフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など、幅広い人たちに手話を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に開催するもの。							
主催	手話パフォーマンス甲子園実行委員会(会長 平井 伸治)							
共催	鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会							
参加資格	全国の高等学校、特別支援学校高等部に在籍している生徒							
出場チーム	予選審査会を通過した20チーム							
演技内容	手話を使った歌唱、ダンス、演劇、コント等のパフォーマンス (演技時間:8分以内)							
(2) 大会の開催実績								
	日程	会場	出場チーム数	優勝チーム				
第1回	平成26年11月23日 (日・祝)	県民ふれあい会館 (鳥取市)	20チーム	田鶴浜高等学校 (石川県)				
第2回	平成27年 9月22日 (火・休)	米子市公会堂 (米子市)	20チーム	奈良県立ろう学校 (奈良県)				
第3回	平成28年 9月25日 (日)	倉吉未来中心 (倉吉市)	20チーム	熊本聾学校 (熊本県)				
第4回	平成29年10月 1日 (日)	とりぎん文化会館 (鳥取市)	20チーム	奈良県立ろう学校 (奈良県)				
(3) 第5回大会について 平成30年秋開催予定								
2. 主な事業内容								
事業の項目	予算額	業務の内容						
手話パフォーマンス甲子園 実行委員会負担金	13,824千円	・大会の運営に要する経費 (大会運営委託業務(奉迎に係るもの)) ・広報に係る経費(TV番組、チラシ・ポスター等)						
奉迎対策費	10,651千円	・関係機関との協議や奉迎に要する経費 (御視察経費等)						
人件費	2,548千円	・非常勤職員(広報・情報発信)						
合計	27,023千円							
※ 大会の開催経費は、上記の他、日本財団の助成金を活用する。								
3 これまでの取組状況								
全国で初めてとなる手話言語条例を制定して1年が経過した平成26年11月に、若い世代である高校生を対象とする大会を鳥取市で初めて開催し、これまでに県内各市で4回開催した。								
大会には、昨年の第4回大会を除き、皇室から秋篠宮妃殿下(第1回大会のみ)及び佳子内親王殿下の御臨席を賜るとともに、全国各地から出場高校生及び来場者が会場に集結し、盛大に開催することができた。若さ溢れる高校生が、自分たちの伝えたいことを一生懸命に手話パフォーマンスで披露する姿に、会場は大きな感動の渦に包まれた。								
大会は、手話の普及推進に向けて、若い世代に手話を身近に感じてもらう場・機会の提供という目的で非常に意義のあるものであり、また、本県にとって、全国各地から多く来県することによる高いPR効果や経済効果を持つ貴重な機会となっている。平成30年度に開催する第5回大会も、円滑な運営と積極的かつ幅広い広報活動を進めていく予定。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
視覚障がい者情報支援事業	53,765	37,340	16,425	20,678			33,087	
トータルコスト	55,354千円（前年度38,930千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	団体との連絡調整、契約事務、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、次のとおり各種事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
視覚障がい者センター運営事業	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として設置する「視覚障がい者センター」を継続して運営する。 （委託先：社会福祉法人鳥取県ライトハウス）						12,407	
点字図書館運営費補助金	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。						37,127	
点字・声の広報発行事業	県が発行する広報誌や視覚障がい者が必要とする情報の点字・音声版を作成し、視覚障がい者に提供する。 （委託先：社会福祉法人鳥取県ライトハウス）						2,376	
点字による即時情報ネットワーク事業	社会福祉法人日本盲人会連合から配信される最新の新聞情報等の点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。 （委託先：公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会）						1,455	
視覚障がい者向けパソコンリサイクル事業	パソコンをリサイクルして活用し、視覚障がい者を対象としたパソコン講座を開催する。 （委託先：公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会）						300	
情報アクセス・コミュニケーション研究会	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。						100	
合計							53,765	

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
盲ろう者支援センター運営事業	38,327	35,817	2,510	14,753		6,007	17,567	
トータルコスト	39,122千円(前年度36,612千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
盲ろう者(視覚と聴覚の両方に障がいのある方)が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練を実施する。								
注) 盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話(触手話、接近手話)、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。								
2 主な事業内容								
(単位:千円)								
区分	事業内容							予算額
盲ろう者支援センター運営費	盲ろう者支援センターの運営(建物の賃借料、自動車のリース料等)							2,812
盲ろう者向け相談支援事業	盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。							14,016
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業(※)	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。							6,762
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(※)	盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。							11,169
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練を行う。							3,568
合計								38,327
※養成事業及び派遣事業は、鳥取市(中核市)との共同実施。								
3 これまでの取組状況								
平成27年度に実施した盲ろう者実態調査や、平成28年度に新設した鳥取県盲ろう者支援センターでの相談支援事業の取組等により、通訳・介助員派遣事業の利用時間数が増加するなど、徐々に盲ろう者の社会参加が進んでいる。								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 障がい者コミュニケーションに係るあいサポート条例推進事業	4,618	0	4,618	85			4,533	
トータルコスト	7,797千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	補助金交付、事例集制作、事例発表会の開催等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>他者とのコミュニケーションに困難を抱える障がい者が、地域と繋がり、安心して豊かな生活を送ることができる共生社会を実現するため、平成29年9月に施行した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(愛称: あいサポート条例)」の趣旨を踏まえ、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション支援が図られるよう、次のとおり各種事業を実施する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 障がい者の居場所づくりに対する支援 (1,000千円)								
<p>外出する機会の少ない障がい者に対し、地域住民と交流できるサロンを設置して障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組に対し、補助を行う。</p>								
実施主体	県内に事業所又は活動拠点を有する団体 (2団体)							
補助基準額	1,000千円							
補助率	県 1/2							
(2) 難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援 (850千円)								
<p>手話によるコミュニケーションを取ることができない又は苦手意識を持つ難聴者や中途失聴者及びその家族を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等を開催する取組に対して、補助を行う。</p>								
実施主体	県内に事業所又は活動拠点を有する団体 (2団体)							
補助基準額	425千円							
補助率	県 10/10							
(3) 失語症者向け意思疎通支援者に係る指導者の養成 (410千円)								
<p>失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な指導者の養成及び失語症者向け意思疎通支援事業の実施に向けた環境づくりを行う。</p>								
指導者養成研修への派遣	厚生労働省が実施する意思疎通支援者指導者養成研修に候補者(2名)を派遣する。						170千円	
意思疎通支援事業に係る講習会開催支援	失語症者向け意思疎通支援者養成の基幹的な役割を担う言語聴覚士の理解を深めるための講習会の開催に対して、補助を行う。(実施主体) 一般社団法人山陰言語聴覚士協会 (補助率) 県 10/10						240千円	
(4) 重度心身障がい児・者のコミュニケーションに係る情報発信 (1,758千円)								
<p>重度心身障がい児・者のコミュニケーションについて、障がいの特性に応じて、多種多様なかたちで行われているが、県民にあまり知られていないため、事例集を作成の上、広く県民に情報発信する。</p>								
(5) 盲ろう者支援に係る検討 (600千円)								
<p>盲ろう者の居場所づくりなど、今後の盲ろう者支援の在り方を検討するため、当事者とともに先進地視察や意見交換会を行う。</p>								
3 これまでの取組状況、改善点								
<p>○あいサポート条例(愛称)の施行に併せて、障がい者差別解消相談支援センターを設置するなど、条例内容を具体化するための事業を推進している。</p>								
<p>○イベント等への手話通訳者等の派遣、手話学習会の開催や手話検定等の受験料に対する支援を行うなど、手話の普及や手話を使いやすい環境の整備を進めている。</p>								

(単位：千円)

<参考>

本事業のほか、平成 29 年度 6 月議会で承認された、「あいサポート条例（愛称）施行関連事業」を中心に、平成 30 年度においても、各事業で条例の趣旨を踏まえ継続した取組を行うこととしている。

○平成 30 年度各事業予算額一覧

(単位：千円)

	事業名	取組内容	予算額
障がい者への理解促進	あいサポート推進事業	障がい理解を促進するための公開講座	1,000
差別解消に向けた相談体制		民間事業者が実施する、合理的配慮に必要なとなる経費への助成	900
平時及び災害時に共通した情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障	視覚障がい者情報支援事業	視覚障がい者センターの運営	53,765 の一部
	聴覚障がい者センター事業(聴覚障がい者意思疎通支援事業)	聴覚障がい者センターの運営、手話通訳者等の頸肩腕障がい対策、手話通訳者・要約筆記者等派遣費補助等	22,333 の一部
	手話でコミュニケーション事業		98,381 の一部
	盲ろう者支援センター運営事業	盲ろう者支援センターの運営により、盲ろう者の社会参加を促進	38,327
	鳥取県社会福祉事業包括支援事業	手話検定等の受験料を一部助成	338
障がい者の自立及び社会参加の推進	鳥取県障がい児者自発的活動支援事業	在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を図る事業を行う県内の団体等に対して、その経費の一部を助成	1,000

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源												
鳥取県障がい者アート推進事業	105,441	110,759	△5,318			(基金繰入金) 105,441													
トータルコスト	129,276千円(前年度134,603千円) [正職員: 3.0人]																		
主な業務内容	委託契約業務、補助金交付業務、関係団体との連絡調整業務																		
工程表の政策目標(指標)	障がい者の芸術・文化活動の振興																		
事業内容の説明				【「鳥取元気づくり推進基金」充当事業】															
1 事業の目的・概要 平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会(愛称: あいサポート・アートとっとりフェスタ)」(以下「全国大会」という。)の成果を未来に引き継ぐとともに、障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援していく。 また、平成28年3月に設立した「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」(以下「知事連盟」という。)に加盟する都道府県と連携し、障がい者の芸術文化振興を図るとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国に発信する。																			
2 主な事業内容 (1) 「あいサポート・アートインフォメーションセンター」の運営 28,244千円 障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点として、平成27年度に設置した「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を継続的に運営する。 <センターの業務>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設展示</td> <td>障がい者の優れた芸術・文化作品を県中部の施設で常設展示するとともに、県東西部でも巡回展を開催するなど、障がい者アートの魅力を継続的に発信していく。</td> </tr> <tr> <td>情報発信</td> <td>障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。</td> </tr> <tr> <td>相談支援</td> <td>創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。</td> </tr> <tr> <td>人材育成</td> <td>権利擁護や障がい者の創作活動の支援方法等に関する研修会等を開催する。</td> </tr> <tr> <td>普及啓発</td> <td>新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。</td> </tr> </tbody> </table>								項目	説明	常設展示	障がい者の優れた芸術・文化作品を県中部の施設で常設展示するとともに、県東西部でも巡回展を開催するなど、障がい者アートの魅力を継続的に発信していく。	情報発信	障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。	相談支援	創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。	人材育成	権利擁護や障がい者の創作活動の支援方法等に関する研修会等を開催する。	普及啓発	新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。
項目	説明																		
常設展示	障がい者の優れた芸術・文化作品を県中部の施設で常設展示するとともに、県東西部でも巡回展を開催するなど、障がい者アートの魅力を継続的に発信していく。																		
情報発信	障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。																		
相談支援	創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。																		
人材育成	権利擁護や障がい者の創作活動の支援方法等に関する研修会等を開催する。																		
普及啓発	新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。																		
※委託先: NPO法人アートピアとっとり(倉吉市)																			
(2) 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の設置 866千円 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。																			
(3) 障がい者アート活動支援事業補助金 16,000千円 障がい者や障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動に対して支援を行う。 (単位: 千円)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体練習経費等補助</td> <td>9,000</td> <td>障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。 【補助上限20万円×45件】</td> </tr> <tr> <td>個展等開催経費補助</td> <td>7,000</td> <td>障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。 【補助上限20万円×35件】</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								項目	予算額	説明	団体練習経費等補助	9,000	障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。 【補助上限20万円×45件】	個展等開催経費補助	7,000	障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。 【補助上限20万円×35件】	合計	16,000	
項目	予算額	説明																	
団体練習経費等補助	9,000	障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。 【補助上限20万円×45件】																	
個展等開催経費補助	7,000	障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。 【補助上限20万円×35件】																	
合計	16,000																		
※事業実施主体: NPO法人アートピアとっとり(倉吉市)																			
(4) 「あいサポート・アートとっとり祭」の開催 20,075千円 障がい者が取り組む舞台芸術活動(音楽、演劇、ダンス等)の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭」(鳥取県障がい者舞台芸術祭)を開催する。																			
(5) 「あいサポート・アートとっとり展」の開催 17,075千円 障がい者が制作した芸術・文化作品(美術・文芸・マンガ)の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」(鳥取県障がい者芸術・文化作品展)を開催する。																			

(単位：千円)

(6) 障がい者と健常者が共につくる芸術 22,681千円

全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を継続支援する。平成30年度は新たに学校等での公演を行うことで発表機会の充実を図り、「じゅう劇場」の取組を県内外に積極的にPRする。

※事業実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）

(7) 知事連盟に係る連絡調整費 500千円

知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。

※(4)、(5)については、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による「東京2020応援プログラム」の認証を目指す。

3 これまでの取組状況、改善点

平成26年度に開催した全国大会では、楽しみ、感動を共有できる様々な催しを県内各地で開催し、延べ4万人を超える来場があった。

この大会を通じ、障がい者の芸術・文化活動が活発化し、社会参加の促進が図られたとともに、県民の障がいに対する理解が促進し、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現に向けた土台がつけられた。

その成果を引き継ぎ、平成27年度以降において、多様な分野の取組等を通じて障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援しながら、県内外の優れた障がい者アートの展示、ワークショップ等により障がい者アートの魅力を広めるとともに、レベルの高い県内舞台芸術の情報発信にも努めている。また、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組として、知事連盟による活動も継続している。

<平成26年度> ・全国大会の開催（H26.7月～11月）

<平成27年度～> ・あいサポート・アートインフォメーションセンターの設置
・障がい者アート活動支援事業補助金（平成25年度から継続実施）
・あいサポート・アートとっとり祭、とっとり展の開催
・障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の支援

<平成28年度> ・知事連盟のキックオフイベントとして「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016」を開催

<平成29年度> ・障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」による海外公演（フランス・ナント市）の実施

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費	18,100	29,594	△11,494				18,100	
トータルコスト	30,018千円（前年度41,516千円）〔正職員：1.5人〕							
主な業務内容	課内外の連絡調整、会議開催、委員任命事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい福祉課業務の総括及び課内外の連絡調整等に要する経費である。また、「鳥取県障害者施策推進協議会」、「鳥取県障害者介護給付費等不服審査会」の開催に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障がい者福祉事業費（障がい者福祉事務費）</p> <p>障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、有識者、当事者団体、サービス事業者等により調査審議する。</p> <p>(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法施行事務費（鳥取県障害者介護給付費等不服審査会運営）</p> <p>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が行った介護給付費及び障害児通所給付費等に係る、障害支援区分の決定等行政処分不服がある障がい児・者等の審査請求に対する審査を行う。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
【廃止】鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	0	125,190	△125,190																			
トータルコスト	0千円（前年度128,369千円） [正職員：0.0人]																					
主な業務内容	補助金事務等																					
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者の地域生活への移行の推進																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>グループホーム等県内障がい福祉関係の社会資本の整備を促進するため、国庫補助制度を活用し、施設整備事業を行う事業者に対して助成を行うものであるが、平成30年度に整備する予定の事案については、平成29年度の国補正予算により前倒して実施する予定。</p>																						
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>建物の創設（新築）、改築、大規模修繕等</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助する</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>施設整備に必要な工事費及び工事事務費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>国1/2、県1/4、事業主体1/4</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等	対象事業	建物の創設（新築）、改築、大規模修繕等	内容	社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助する	補助対象経費	施設整備に必要な工事費及び工事事務費	補助率	3/4	負担割合	国1/2、県1/4、事業主体1/4
区 分	内 容																					
実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等																					
対象事業	建物の創設（新築）、改築、大規模修繕等																					
内容	社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助する																					
補助対象経費	施設整備に必要な工事費及び工事事務費																					
補助率	3/4																					
負担割合	国1/2、県1/4、事業主体1/4																					
<p>（平成29年度補正予算（経済対策）の内容）</p> <p>予算額 192,000千円</p> <p>内 容 グループホームの創設等7件、障害者支援施設等の大規模修繕3件。</p>																						
【廃止】指定管理施設利用者環境向上事業	0	2,169	△2,169																			
トータルコスト	0千円（前年度2,964千円） [正職員：0.0人]																					
主な業務内容	補助金事務等																					
工程表の政策目標(指標)	-																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>指定管理施設（県立鹿野かちみ園、県立鹿野第二かちみ園及び県立障害者体育センター）の改修や修繕、必要な備品の購入等により利用者の環境向上を図る。 （指定管理者：社会福祉法人鳥取県厚生事業団）</p>																						
<p>2 主な事業内容</p> <p>緊急に必要な改修や修繕、必要な備品の購入等がないため、今年度は廃止する。</p>																						

障がい福祉課（内線：7193）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】鳥取県型グループホーム設置推進事業	0	2,400	△2,400					
トータルコスト	0千円（前年度 3,195千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
事業終了のため廃止する。								

障がい福祉課（内線：7889）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【休止】農業参入企業による障がい者就労促進事業	0	22,500	△22,500					
トータルコスト	0千円（前年度 28,858千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務、補助事業者との連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	工賃が平成18年度実績額の3倍となるよう支援する。							
事業内容の説明								
平成30年度は新規該当案件がないため、事業を休止する。 （年度途中で案件が発生した場合には、補正予算を措置予定）								

2項 児童福祉費

障がい福祉課（内線：7866）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】障がい児保護費（鳥取県肢体不自由児協会等補助金）	0	750	△750					
トータルコスト	0千円（前年度 1,545千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
鳥取県社会福祉事業包括支援事業にて実施するため廃止する。								

2項 児童福祉費
3目 母子福祉費

障がい福祉課(内線:7152)
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
特別児童扶養手当支給事業	6,527	15,142	△8,615	2,473		6	4,048	
トータルコスト	14,472千円(前年度23,090千円) [正職員:1.0人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	認定審査、支払事務、市町村事務監査、制度の周知							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>20歳未満の精神または身体に中程度以上の障がいをもつ在宅児童を監護・養育している者に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 特別児童扶養手当の支給に係る認定・市町村指導等に要する経費(2,473千円、国10/10) (平成29年4月30日現在の受給権者数:1,150人)</p> <p>(2) 特別児童扶養手当支払事務システム管理委託料(1,506千円・単県)</p> <p>(3) 非常勤職員に係る経費(2,548千円 単県)</p>								

4目 心身障がい者扶養共済事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
心身障がい者扶養共済事業費	199,972	200,217	△245	34,260		(心身障がい者扶養共済事業収入) 124,039 (雑入) 6	41,667																						
トータルコスト	203,150千円(前年度203,396千円)[正職員:0.4人、非常勤職員:1.0人]																												
主な業務内容	年金給付金の支払、加入者掛金の収納、制度の周知等																												
工程表の政策目標(指標)	-																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>心身障がい者の保護者である加入者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に対して終身一定額の年金を支給することにより、障がい者の生活の安定と、保護者が抱く障がい者の将来に対する不安の軽減を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>心身障がい者を扶養している者(加入者)が一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、その者が扶養していた障がい者に年金を支給する。 (心身障がい者年金給付金:20,000円/月・口、加入者数は1人2口まで) (単位:千円)</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者年金給付金</td> <td>108,720</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱退一時金給付金等</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別調整費負担金</td> <td>68,320</td> <td>扶養共済制度運営費</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>17,748</td> <td>加入者掛金等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,684</td> <td>非常勤職員人件費・標準事務費等</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>199,972</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	備考	心身障害者年金給付金	108,720		脱退一時金給付金等	1,500		特別調整費負担金	68,320	扶養共済制度運営費	保険料	17,748	加入者掛金等	その他	3,684	非常勤職員人件費・標準事務費等	合計	199,972	
区分	予算額	備考																											
心身障害者年金給付金	108,720																												
脱退一時金給付金等	1,500																												
特別調整費負担金	68,320	扶養共済制度運営費																											
保険料	17,748	加入者掛金等																											
その他	3,684	非常勤職員人件費・標準事務費等																											
合計	199,972																												
加入者及び年金受給者の状況(平成29年4月1日現在)																													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>加入者数</td> <td>255人</td> </tr> <tr> <td>加入者口数</td> <td>365口</td> </tr> <tr> <td>年金受給者数</td> <td>371人</td> </tr> <tr> <td>年金受給者口数</td> <td>416口</td> </tr> </tbody> </table>									加入者数	255人	加入者口数	365口	年金受給者数	371人	年金受給者口数	416口													
加入者数	255人																												
加入者口数	365口																												
年金受給者数	371人																												
年金受給者口数	416口																												

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

障がい福祉課 (内線: 7862)

4目 精神衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
アルコール・薬物等依存症支援対策事業	3,867	2,860	1,007	250			3,617																									
トータルコスト	7,045千円 (前年度6,039千円) [正職員: 0.4人]																															
主な業務内容	アルコール・薬物依存症等関連相談、普及啓発、関係機関との連絡調整等																															
工程表の政策目標(指標)	-																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>アルコール・薬物等依存症に係る相談体制の充実、依存症に対する正しい知識の普及啓発、依存症からの回復支援、薬物依存症支援拠点機関の設置により、アルコール・薬物等依存症に対する支援対策の推進を図る。</p>																																
<p>2 主な事業内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合的な政策立案</td> <td>地域依存症対策推進委員会の開催 (139) 医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討する。</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>アルコール・薬物依存症等相談支援</td> <td>①精神科医等による定例相談会の開催 (59) 西部福祉保健局で、精神科医等による依存症に関する定例相談会を開催する。 ②家族教室の開催【地域生活支援事業(障がい者社会参加促進事業)で実施] 依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会(ピアカウンセリング)を開催する。 ③相談担当者研修会の開催 (154) 市町村担当課、障がい者相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、アルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催する。</td> <td>213</td> </tr> <tr> <td>普及啓発</td> <td>「アディクション・フォーラム in 鳥取」の開催支援 (500) 様々な依存症に関する複数の自助団体が協働して開催するフォーラムに対し、その経費を助成する。 (補助上限額: 500千円 補助率: 国 1/2、県 1/2)</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>回復支援</td> <td>薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金 (1,959) 薬物依存症回復施設運営費の一部を助成することで薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。 (補助上限額: 1,959千円 補助率: 10/10)</td> <td>1,959</td> </tr> <tr> <td>薬物依存症支援拠点機関の設置(新規)</td> <td>依存症専門医が在籍する精神科病院を「薬物依存症支援拠点機関」に指定するとともに、支援コーディネーターを配置し、相談対応、依存症に関する取組の情報発信、医療機関等を対象とした薬物依存症に関する研修会を実施する。 【アルコール健康障害対策事業で要求】</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>依存症普及啓発リーフレットの改訂</td> <td>1,056</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>3,867</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	総合的な政策立案	地域依存症対策推進委員会の開催 (139) 医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討する。	139	アルコール・薬物依存症等相談支援	①精神科医等による定例相談会の開催 (59) 西部福祉保健局で、精神科医等による依存症に関する定例相談会を開催する。 ②家族教室の開催【地域生活支援事業(障がい者社会参加促進事業)で実施] 依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会(ピアカウンセリング)を開催する。 ③相談担当者研修会の開催 (154) 市町村担当課、障がい者相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、アルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催する。	213	普及啓発	「アディクション・フォーラム in 鳥取」の開催支援 (500) 様々な依存症に関する複数の自助団体が協働して開催するフォーラムに対し、その経費を助成する。 (補助上限額: 500千円 補助率: 国 1/2、県 1/2)	500	回復支援	薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金 (1,959) 薬物依存症回復施設運営費の一部を助成することで薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。 (補助上限額: 1,959千円 補助率: 10/10)	1,959	薬物依存症支援拠点機関の設置(新規)	依存症専門医が在籍する精神科病院を「薬物依存症支援拠点機関」に指定するとともに、支援コーディネーターを配置し、相談対応、依存症に関する取組の情報発信、医療機関等を対象とした薬物依存症に関する研修会を実施する。 【アルコール健康障害対策事業で要求】	-	事務費	依存症普及啓発リーフレットの改訂	1,056	合計		3,867
区分	事業内容	予算額																														
総合的な政策立案	地域依存症対策推進委員会の開催 (139) 医療機関、当事者団体、相談支援機関等で構成する委員会で、本県における依存症対策の効果的な施策等を検討する。	139																														
アルコール・薬物依存症等相談支援	①精神科医等による定例相談会の開催 (59) 西部福祉保健局で、精神科医等による依存症に関する定例相談会を開催する。 ②家族教室の開催【地域生活支援事業(障がい者社会参加促進事業)で実施] 依存症者の家族を対象に依存症に関する学習会及び意見交換会(ピアカウンセリング)を開催する。 ③相談担当者研修会の開催 (154) 市町村担当課、障がい者相談事業所、地域包括支援センター等の相談担当者を対象として、アルコール・薬物依存症等に関する研修会を開催する。	213																														
普及啓発	「アディクション・フォーラム in 鳥取」の開催支援 (500) 様々な依存症に関する複数の自助団体が協働して開催するフォーラムに対し、その経費を助成する。 (補助上限額: 500千円 補助率: 国 1/2、県 1/2)	500																														
回復支援	薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金 (1,959) 薬物依存症回復施設運営費の一部を助成することで薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。 (補助上限額: 1,959千円 補助率: 10/10)	1,959																														
薬物依存症支援拠点機関の設置(新規)	依存症専門医が在籍する精神科病院を「薬物依存症支援拠点機関」に指定するとともに、支援コーディネーターを配置し、相談対応、依存症に関する取組の情報発信、医療機関等を対象とした薬物依存症に関する研修会を実施する。 【アルコール健康障害対策事業で要求】	-																														
事務費	依存症普及啓発リーフレットの改訂	1,056																														
合計		3,867																														

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	1,729	1,985	△256	275			1,454	
トータルコスト	7,291千円（前年度7,549千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	地域移行支援、各種会議の開催、関係機関の調整連携推進等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
精神科病院に入院中で、地域の社会資源等の受入れ条件が整えば退院・退所可能な精神障がい者に対し、地域の福祉サービス等の資源を利用する機会を提供し、退院及び退所後の地域生活のための支援を行うことにより、精神障がい者の社会的自立を促進する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
地域移行推進会議、実務担当者会議の開催	①地域移行推進会議 各圏域の保健・医療・福祉の各分野の責任者（精神科病院の管理者、市町村福祉担当課長等）が、精神障がい者の地域生活を推進するための支援体制の構築に向けて、課題を整理・検討する。 ②実務担当者会議 各圏域で、実務担当者（精神科病院ソーシャルワーカー、市町村福祉担当職員等）が、個別課題等の整理・検討、事例研究等を行い、支援の充実と関係者のスキルアップ、連携強化を図る。							60
ピアサポーターによる退院・退所支援	①福祉保健局から依頼を受けて支援活動を行う。 ②入院中の精神障がい者に地域生活をイメージしていただくため、同行支援を行う。 ③地域住民等に対して当事者としての体験談発表を行う。							73
地域移行支援強化事業	①地域移行支援プロジェクト会議 全圏域における課題を整理する。 ②地域移行支援強化研修会 退院支援に携わる専門職等のスキルアップ研修会を開催する。							620
地域と病院との交流	①精神科病院入院患者と地域住民やボランティア（地域移行推進ボランティア等）との交流の場を提供することにより、入院患者の地域での孤立を防ぐとともに、地域に戻る意欲を高める。また、地域における精神障がいへの理解の促進を図る。							131
地域の支援体制整備と対象者の退院に向けた支援の実施	①福祉保健事務所及び各福祉保健局により、関係機関の役割調整や地域に不足する資源の調査・検討等を行う。 ②精神障がい者に対する理解を進めるため、市町村、当事者及び家族会等と連携しながら、公民館等の人権学習の場等を通じて、精神障がい者の理解・啓発を進める。 ③精神科医療機関等に対して、社会的入院の解消に向けた働きかけを行う。							845
合 計								1,729

4目 精神衛生費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																											
精神科医療適正化事業費	4,917	5,452	△535				4,917																											
トータルコスト	22,396千円(前年度22,938千円) [正職員:2.2人]																																	
主な業務内容	精神医療審査会の運営、定期実地審査、文書作成委託料支払業務等																																	
工程表の政策目標(指標)	-																																	
事業内容の説明																																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>【精神医療審査会】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</td> </tr> <tr> <td>構 成</td> <td>14名(2合議体) ・精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者(医師6名) ・法律に関し学識経験を有する者(検事1名、判事1名、弁護士2名) ・その他学識経験を有する者(4名)</td> </tr> <tr> <td>開催期日</td> <td>毎月1回(1合議体を隔月開催)</td> </tr> <tr> <td>審査手続</td> <td>・措置入院、医療保護入院の適否について書面審査を行う。 ・退院の請求をした患者については、精神医療審査会委員2名により意見聴取を行い、病院管理者、家族等の意見に基づき審査を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【精神科病院に対する定期実地審査】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</td> </tr> <tr> <td>対象病院</td> <td>精神病床を有する県内の精神科病院12病院</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>対象病院全てに対し年1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>【定期病状報告書文書料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</td> </tr> <tr> <td>業務内容</td> <td>医療保護入院者の入院届及び措置・医療保護入院者の定期病状報告書の作成について委託するもの。</td> </tr> <tr> <td>対象病院</td> <td>精神病床を有する県内の精神科病院12病院</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内 容	根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	構 成	14名(2合議体) ・精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者(医師6名) ・法律に関し学識経験を有する者(検事1名、判事1名、弁護士2名) ・その他学識経験を有する者(4名)	開催期日	毎月1回(1合議体を隔月開催)	審査手続	・措置入院、医療保護入院の適否について書面審査を行う。 ・退院の請求をした患者については、精神医療審査会委員2名により意見聴取を行い、病院管理者、家族等の意見に基づき審査を行う。	区分	内 容	根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	対象病院	精神病床を有する県内の精神科病院12病院	実施回数	対象病院全てに対し年1回	区分	内 容	根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	業務内容	医療保護入院者の入院届及び措置・医療保護入院者の定期病状報告書の作成について委託するもの。	対象病院	精神病床を有する県内の精神科病院12病院
区分	内 容																																	
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律																																	
構 成	14名(2合議体) ・精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者(医師6名) ・法律に関し学識経験を有する者(検事1名、判事1名、弁護士2名) ・その他学識経験を有する者(4名)																																	
開催期日	毎月1回(1合議体を隔月開催)																																	
審査手続	・措置入院、医療保護入院の適否について書面審査を行う。 ・退院の請求をした患者については、精神医療審査会委員2名により意見聴取を行い、病院管理者、家族等の意見に基づき審査を行う。																																	
区分	内 容																																	
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律																																	
対象病院	精神病床を有する県内の精神科病院12病院																																	
実施回数	対象病院全てに対し年1回																																	
区分	内 容																																	
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律																																	
業務内容	医療保護入院者の入院届及び措置・医療保護入院者の定期病状報告書の作成について委託するもの。																																	
対象病院	精神病床を有する県内の精神科病院12病院																																	

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神科救急医療体制整備事業費	59,735	60,233	△498	29,684			30,051	
トータルコスト	62,119千円（前年度62,617千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、精神科救急医療施設等の指定、委託契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
夜間・休日において、緊急に医療及び保護の必要がある精神障がい者の診療・入院等に対応できる医療体制整備を行う。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区 分	事業内容						予算額	
精神科救急医療施設事業費	圏域毎に精神科救急医療施設を指定し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。（直ちに入院を要する患者を受け入れるための医師等待機料及び空床確保料）						53,283	
精神医療相談事業	圏域毎に精神科救急輪番病院において精神医療相談（電話・来所）体制整備に対する助成を行う。 【対象事業者】 輪番当番日に精神医療相談を行っている精神科救急病院のうち、精神医療相談の実施について県ホームページ上に掲載することに同意する医療機関						6,427	
移送体制の整備及び運営	精神保健福祉法第34条に基づく患者移送において、精神保健指定医の同行が必要になった際の医等体制の整備及び運営を行う。						25	
合 計						59,735		
精神障がい者スポーツ大会	534	534	0				534	
トータルコスト	1,329千円（前年度1,329千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
スポーツを通じて精神障がい者の社会参加の促進や交流の輪を広げるとともに、精神障がい者の生活意欲の増進を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 精神障がい者バレーボール鳥取県大会の開催（委託）								
・委託先：鳥取県精神障がい者バレーボール協会								
・対象者：県内の13歳以上の精神障がい者で構成するバレーボールチーム								
・「精神障がい者バレーボール大会鳥取大会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。								
(2) 鳥取県精神障がい者フットサル交流会の開催（委託）								
・委託先：鳥取県ソーシャルフットボール協会								
・対象者：県内の精神障がい者等								
・ガイナレ鳥取関係者によるフットサル指導等による「精神障がい者フットサル交流会」を開催し、精神障がい者フットサル競技の普及を図る。								

4目 精神衛生費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
精神衛生費	12,794	21,184	△8,390	5,825		(負担金) 1 (雑入) 6	6,962																
トータルコスト	35,835千円（前年度44,233千円） [正職員：2.9人、非常勤職員：1.0人]																						
主な業務内容	精神保健指定医の任免、措置入院関係事務、レセプト点検業務等																						
工程表の政策目標(指標)	-																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>精神疾患のある方（措置入院医療対象者）の医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施する。</p> <p>また、平成29年3月に策定した「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、本県の措置入院患者が措置入院解除後、地域で安心して生活を送ることができる支援体制を構築する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、措置入院等の実施、医療費の公費負担及び精神保健福祉業務推進事務に要する経費である。 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置入院費</td> <td>7,767</td> <td>措置入院医療に要する経費 (国3/4、県1/4)</td> </tr> <tr> <td>措置入院医療費審査支払事務委託費</td> <td>11</td> <td>措置入院医療費の審査・支払事務委託料 (単県)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>860</td> <td>措置入院時の精神保健指定医診察に係る報酬及び旅費等(単県)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,638</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) レセプト点検員設置事業(2,548千円)</p> <p>措置入院医療及び自立支援医療（精神通院医療）に係るレセプト点検員（有資格者：非常勤職員）を障がい福祉課に配置し、レセプト（診療報酬明細書）等の詳細な点検を実施する。</p> <p>(3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）編成に係る経費（1,444千円）</p> <p>県内の精神科病院においてDPATチームを編成するにあたり、DPATの活動に必要な知識を深めていただくための研修会の受講等に係る経費及びDPAT編成に必要な資機材の購入に係る経費である。</p> <p>(3) 措置入院解除後の支援体制強化事業（164千円）</p> <p>ア 退院後支援計画の作成</p> <p>マニュアルに基づき、県が措置入院中から措置入院患者に対し、退院後支援計画を作成するため、医療関係者等、退院後の支援に携わる関係者を集めた調整会議を開催する。</p> <p>イ 県担当職員の資質向上</p> <p>県職員が、精神保健に関する専門的な研修会に参加し、資質向上を図る。</p> <p>ウ 精神保健担当者研修会の開催（164千円）</p> <p>講師を招き、精神保健に関する専門的な研修会、関係機関へのマニュアルの周知及びマニュアルに基づく支援を行った事例について、事例検討会等を開催する。</p> <p>【参加予定】：市町村担当者、障がい者相談支援事業所職員等</p>									区分	予算額	内容	措置入院費	7,767	措置入院医療に要する経費 (国3/4、県1/4)	措置入院医療費審査支払事務委託費	11	措置入院医療費の審査・支払事務委託料 (単県)	その他	860	措置入院時の精神保健指定医診察に係る報酬及び旅費等(単県)	合計	8,638	
区分	予算額	内容																					
措置入院費	7,767	措置入院医療に要する経費 (国3/4、県1/4)																					
措置入院医療費審査支払事務委託費	11	措置入院医療費の審査・支払事務委託料 (単県)																					
その他	860	措置入院時の精神保健指定医診察に係る報酬及び旅費等(単県)																					
合計	8,638																						

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県精神障害者家族会 連合会支援事業	1,648	1,600	48				1,648	
トータルコスト	4,032千円（前年度3,984千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	家族会等の事業に係る連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会による各種研修会・交流会等の開催や精神障がい者に対する正しい知識・理解の普及啓発事業に係る経費を助成し、団体の育成、精神障がいに対する知識の普及を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会が行う次の事業に係る経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉研修会の実施 ・三者合同研修会の実施 ・家族相談事業（研修会、相談ダイヤル） ・研修会等参加活動事業 ・広報・啓発活動事業 								

4目 精神衛生費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
てんかん対策推進事業	2,700	2,700	0	1,350			1,350	
トータルコスト	3,495千円(前年度3,495千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	出前講座・啓発セミナー・研修会の開催、てんかん診療拠点の整備							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「てんかん」のある方への理解促進や支援の手法を学ぶための研修会等を開催するとともに、当事者の方を地域で支える体制の整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
(単位:千円)								
区分	内容							予算
てんかんの ある方の支援者 等研修事業 (国1/2)	<p>①出前講座 市町村、学校、公民館、企業関係者等に直接出向き講座を開催する。</p> <p>②啓発セミナー 広く一般県民向けに普及啓発を図るためのセミナーを開催する。</p> <p>③支援者研修 てんかんのある方への適切な対応の仕方(介助方法)を学ぶ研修会を開催する。 〔補助先:公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部〕</p>							700
てんかん地域 診療連携体制 整備事業 (国1/2)	<p>①診療ネットワークの構築 鳥取大学医学部附属病院を「てんかん診療拠点機関」として指定し、拠点機関を中心とした診療ネットワークを構築することにより、患者や家族等が適切な支援を受けることのできる体勢を構築する。</p> <p>②関係者会議・研修会の開催 てんかん支援拠点機関において関係者会議を開催し、ネットワーク内での情報共有や機関同士の連携を図る。また、てんかん治療のための研修を開催する。</p> <p>③コーディネーターの配置 てんかん診療拠点機関に診療支援コーディネーターを配置し、当事者等に相談支援や県内の医療機関に助言・指導を行う。 〔委託先:鳥取大学医学部附属病院〕</p>							2,000
合計								2,700

4目 精神衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
アルコール健康障害対策事業	14,835	13,202	1,633	3,845			10,990																															
トータルコスト	18,808千円 (前年度 17,176千円) [正職員: 0.5人]																																					
主な業務内容	アルコール健康障害の普及啓発、支援拠点の設置、研修会の開催等																																					
工程表の政策目標(指標)	-																																					
事業内容の説明																																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県アルコール健康障害対策推進計画及びアルコール健康障害対策基本法(以下、「法」という。)の基本理念等にとり、アルコール健康障害について県民に普及啓発を図るとともに、アルコール健康障害対策を計画的に推進する。</p>																																						
<p>2 主な事業内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①アルコール健康障害支援拠点、薬物依存症支援拠点機関の設置(新規) (国1/2、一部単県で対応)</td> <td>依存症専門医が在席する精神科病院を「アルコール健康障害支援拠点」、「薬物依存症支援拠点機関」として指定するとともに支援コーディネーターを配置し、当事者や家族、かかりつけ医等に対して助言や相談対応を行う。併せて、地域で出前講座や研修会を開催し依存症の普及啓発を行う。 〔委託先: 医療福祉センター渡辺病院〕</td> <td>8,836</td> </tr> <tr> <td>②各保健所圏域における研究会の開催</td> <td>アルコールをはじめとする各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議を開催する</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>③啓発フォーラムの開催</td> <td>法やアルコール健康障害について、広く県民に周知するためのフォーラムを開催する。</td> <td>4,165</td> </tr> <tr> <td>④かかりつけ医等の依存症対応力向上事業</td> <td>一般診療科の医療従事者を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。 〔委託先: 東・中・西部医師会〕</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>⑤研修受講</td> <td>多量飲酒者の飲酒量低減に向けた教育プログラムを実施できる人材を育成するための研修に県職員が参加する。</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>⑥鳥取県アルコール健康障害対策会議</td> <td>学識経験者、医師、薬剤師、介護関係機関、民生委員、酒類事業者、行政機関等からなる会議を設立し、県の施策等について諮問・審査を行う。</td> <td>339</td> </tr> <tr> <td>⑦普及啓発相談員</td> <td>アルコール依存症から回復した当事者や民生委員・保護司等のうち、アルコール健康障害対策について熱意がある方を「アルコール健康障害対策普及啓発相談員」として任命し、県の機関や支援コーディネーターと協同して当事者からの相談対応や普及啓発にあたる。</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>⑧アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業 (国1/2)</td> <td>アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族に対し、講義と話し合いの場を設ける。</td> <td>他事業 で実施</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>14,835</td> </tr> </tbody> </table>								区分	内容	予算額	①アルコール健康障害支援拠点、薬物依存症支援拠点機関の設置(新規) (国1/2、一部単県で対応)	依存症専門医が在席する精神科病院を「アルコール健康障害支援拠点」、「薬物依存症支援拠点機関」として指定するとともに支援コーディネーターを配置し、当事者や家族、かかりつけ医等に対して助言や相談対応を行う。併せて、地域で出前講座や研修会を開催し依存症の普及啓発を行う。 〔委託先: 医療福祉センター渡辺病院〕	8,836	②各保健所圏域における研究会の開催	アルコールをはじめとする各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議を開催する	160	③啓発フォーラムの開催	法やアルコール健康障害について、広く県民に周知するためのフォーラムを開催する。	4,165	④かかりつけ医等の依存症対応力向上事業	一般診療科の医療従事者を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。 〔委託先: 東・中・西部医師会〕	810	⑤研修受講	多量飲酒者の飲酒量低減に向けた教育プログラムを実施できる人材を育成するための研修に県職員が参加する。	405	⑥鳥取県アルコール健康障害対策会議	学識経験者、医師、薬剤師、介護関係機関、民生委員、酒類事業者、行政機関等からなる会議を設立し、県の施策等について諮問・審査を行う。	339	⑦普及啓発相談員	アルコール依存症から回復した当事者や民生委員・保護司等のうち、アルコール健康障害対策について熱意がある方を「アルコール健康障害対策普及啓発相談員」として任命し、県の機関や支援コーディネーターと協同して当事者からの相談対応や普及啓発にあたる。	120	⑧アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業 (国1/2)	アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族に対し、講義と話し合いの場を設ける。	他事業 で実施	合計		14,835	
区分	内容	予算額																																				
①アルコール健康障害支援拠点、薬物依存症支援拠点機関の設置(新規) (国1/2、一部単県で対応)	依存症専門医が在席する精神科病院を「アルコール健康障害支援拠点」、「薬物依存症支援拠点機関」として指定するとともに支援コーディネーターを配置し、当事者や家族、かかりつけ医等に対して助言や相談対応を行う。併せて、地域で出前講座や研修会を開催し依存症の普及啓発を行う。 〔委託先: 医療福祉センター渡辺病院〕	8,836																																				
②各保健所圏域における研究会の開催	アルコールをはじめとする各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議を開催する	160																																				
③啓発フォーラムの開催	法やアルコール健康障害について、広く県民に周知するためのフォーラムを開催する。	4,165																																				
④かかりつけ医等の依存症対応力向上事業	一般診療科の医療従事者を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。 〔委託先: 東・中・西部医師会〕	810																																				
⑤研修受講	多量飲酒者の飲酒量低減に向けた教育プログラムを実施できる人材を育成するための研修に県職員が参加する。	405																																				
⑥鳥取県アルコール健康障害対策会議	学識経験者、医師、薬剤師、介護関係機関、民生委員、酒類事業者、行政機関等からなる会議を設立し、県の施策等について諮問・審査を行う。	339																																				
⑦普及啓発相談員	アルコール依存症から回復した当事者や民生委員・保護司等のうち、アルコール健康障害対策について熱意がある方を「アルコール健康障害対策普及啓発相談員」として任命し、県の機関や支援コーディネーターと協同して当事者からの相談対応や普及啓発にあたる。	120																																				
⑧アルコール・薬物関連問題家族教室開催事業 (国1/2)	アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族に対し、講義と話し合いの場を設ける。	他事業 で実施																																				
合計		14,835																																				

4目 精神衛生費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源									
(新) 障がい者を地域で支える仕組みづくり事業	7,953	0	7,953	5,278		6	2,669									
トータルコスト	8,748千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.1人 非常勤職員: 1.0人]															
主な業務内容	地域で支える仕組み体制構築、訪問支援、人材育成等															
工程表の政策目標(指標)	—															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>共生社会の実現に向けて、障がいのある方を地域で支えていく仕組みづくりを進めることが必要であり、特に、精神障がいのある方については、これに対応した地域全体で支える仕組みを構築することが、次期障害福祉計画の策定に関する国の基本指針の中でも新たに求められている。障がいのある方の地域での生活を支えるためには、福祉サービス等の充実を含め、地域の関係機関・関係者で障がいのある方を支える体制・仕組みづくりが不可欠であり、これらの取組を進めていく必要がある。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 精神障がい者等に関する地域支援モデル研究事業 (7,421千円)</p> <p>地域での精神障がい者等の生活支援を進めていくことが必要であるが、特に支援が困難な事案については地域においても対応に苦慮している。このため、特に支援が困難な事案等に対応できる体制づくりを試行的に行い、実践を通じてより良い支援の在り方を研究し、支援の方法・ノウハウ等の蓄積を図る。特定の圏域をモデル圏域として実施し、その後、県内に波及させていく。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 精神障がい者等に対する地域協働相談支援 (委託ほか 国 3/4、県 1/4) 精神障がい者等に係る支援が困難な事案について、家族等へのケアも含めた地域での協働支援を家庭訪問等を通じて行う。また、地域での協働支援を統括するためのコーディネーターをモデル圏域の福祉保健局に配置する。</td> <td style="text-align: right;">6,011</td> </tr> <tr> <td>(イ) 地域で支える支援としてのピアカウンセリング強化 (委託 国 1/2、県 1/2) 支援が困難な事案を抱える精神障がい者等の家族に対して、他の障がい者の家族がピアカウンセリング等を行う相談事業を実施。</td> <td style="text-align: right;">1,020</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 地域で支える支援に対応した支援員の育成研修 (委託 単県) 精神障がい者等に係る支援が難しい事案等の研修 (OJT等) により、高い対人援助スキルを学ぶ機会を提供し、将来必要となる高度な支援を行うことができる福祉人材の育成を図る。</td> <td style="text-align: right;">390</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 障がい者に対応した地域で支える仕組み構築支援事業 (532千円 国 1/2、県 1/2)</p> <p>国の基本指針等を踏まえ、障がい者を地域全体で支える仕組みの構築を関係者と連携して進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者に対応した地域全体で支える仕組みの構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を特定の圏域に設置。 国のアドバイザーの招集、県のアドバイザーの指定等により、研修や個別相談等の技術的支援を実施。 <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退院支援や訪問看護に従事する専門職等のスキルアップ研修を開催し、地域移行支援従事者の養成を図っている。 ○圏域毎に、看護師、精神保健福祉士等の地域移行実務担当者との連絡会を開催し、地域移行に向けた個別事例の検討及び社会資源の活用、関係機関の連携等について協議を行っている。 									内 容	予算額	(ア) 精神障がい者等に対する地域協働相談支援 (委託ほか 国 3/4、県 1/4) 精神障がい者等に係る支援が困難な事案について、家族等へのケアも含めた地域での協働支援を家庭訪問等を通じて行う。また、地域での協働支援を統括するためのコーディネーターをモデル圏域の福祉保健局に配置する。	6,011	(イ) 地域で支える支援としてのピアカウンセリング強化 (委託 国 1/2、県 1/2) 支援が困難な事案を抱える精神障がい者等の家族に対して、他の障がい者の家族がピアカウンセリング等を行う相談事業を実施。	1,020	(ウ) 地域で支える支援に対応した支援員の育成研修 (委託 単県) 精神障がい者等に係る支援が難しい事案等の研修 (OJT等) により、高い対人援助スキルを学ぶ機会を提供し、将来必要となる高度な支援を行うことができる福祉人材の育成を図る。	390
内 容	予算額															
(ア) 精神障がい者等に対する地域協働相談支援 (委託ほか 国 3/4、県 1/4) 精神障がい者等に係る支援が困難な事案について、家族等へのケアも含めた地域での協働支援を家庭訪問等を通じて行う。また、地域での協働支援を統括するためのコーディネーターをモデル圏域の福祉保健局に配置する。	6,011															
(イ) 地域で支える支援としてのピアカウンセリング強化 (委託 国 1/2、県 1/2) 支援が困難な事案を抱える精神障がい者等の家族に対して、他の障がい者の家族がピアカウンセリング等を行う相談事業を実施。	1,020															
(ウ) 地域で支える支援に対応した支援員の育成研修 (委託 単県) 精神障がい者等に係る支援が難しい事案等の研修 (OJT等) により、高い対人援助スキルを学ぶ機会を提供し、将来必要となる高度な支援を行うことができる福祉人材の育成を図る。	390															